

事業概要

令和3年度

(令和2年度実績)



岡山市環境局

目 次

本 編

1	清掃事業の沿革		
	(1) ごみ処理	1
	(2) し尿処理	3
2	ごみ処理		
	(1) ごみ収集処理の状況	7
	(2) 生活系排水路の清掃	18
	(3) 啓発、広報活動	18
	(4) ごみの減量と資源化	18
	(5) 環境美化	21
3	し尿処理		
	し尿処理の状況	23
4	清掃関係施設・車両		
	(1) 清掃関係施設所在地	30
	(2) 清掃施設等一覧表	31
	(3) 保有車両	32
	(4) ごみ処理施設	33
	(5) し尿関係施設	40
5	産業廃棄物処理	44
6	環境保全		
	(1) 大気保全事業	46
	(2) 水質保全事業	48
	(3) 土壌汚染対策事業	49
	(4) 騒音・振動・悪臭防止事業	50
	(5) 公害苦情	50
	(6) 自然環境共生事業	51
	(7) 地球温暖化対策事業	52
	(8) その他の環境保全事業	53

資 料 編

資料 1	岡山市の概況	54
------	--------	-------	----

資料 2	組織	55
資料 3	事務分掌	56
資料 4	職員及び勤務状況	62
資料 5	安全衛生	65
資料 6	財政	66
資料 7	令和3年度一般廃棄物処理実施計画	73
資料 8	清掃事業年表	81

本 編

1 清掃事業の沿革

(1) ごみ処理

(ア) ごみ処理事業のあゆみ

本市のごみ処理事業については明治29年委託により開始された。

明治33年4月1日に汚物掃除法が施行されたことに伴って、全市直営でごみを収集することとなった。当時の人口は約74,000人、世帯数は約13,500世帯であり、周辺の村を合併してごみ量も増加したが、荷車で収集するといった貧弱な収集体制であった。

その後、昭和15年に赤痢発生防止等市民の衛生面を考慮し、川に流していたお盆の御供物を川に流す前に収集するという「精霊送り」の行事が開始された。

昭和30年には、普通トラック4台、自動三輪車4台、荷車25台で収集作業をしていた。当時、機動力の増強・整備を早急にする必要があったが、財政的にその余裕がなかった。そのため昭和31年10月1日から一般家庭ごみの処理手数料徴収制度を実施し、職員16人で毎日集金を行った。この制度は昭和36年9月末まで続き、昭和36年10月1日より無料となった。

昭和37年本市で開催された全国国民体育大会を契機として、ごみステーション方式のモデル地区の設定、市内に散乱していた不法投棄ごみの処理、住民の美化意識向上等本市のごみ処理は大きく前進した。

昭和45年12月からごみの週2回収集(約10,000世帯)を始め、昭和51年3月28日に全市域に拡大するとともに、昭和53年6月26日の週から市内60%の地域(約10,000世帯)で「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」の3種分別による収集を実施した。「燃やせるごみ」は週2回、「燃やせないごみ」は週1回、「粗大ごみ」は本庁管内で2ヶ月に1回、その他の地域は年3回以上という分別収集体制を確立し、昭和56年11月23日に全市域に拡大した(犬島は平成13年4月から)。

また、家庭ごみに限らず、本市の処分施設に搬入される会社、商店等の事業所ごみについても、排出源である事業所に分別の指導を強化するとともに、昭和53年7月から有料化した。その後、昭和57年4月、平成元年4月(消費税導入3%)、平成6年7月、平成8年7月、平成9年4月(消費税率改定5%)、平成16年4月、令和3年4月にそれぞれ手数料を改定し現在に至っている。

昭和63年度から、市民組織による資源回収を促進する「資源回収推進団体報奨金交付制度」、家庭から出るごみを減らすため平成元年度から平成11年度まで「生ごみ処理容器購入費補助金交付制度」、平成3年度から平成8年度まで「家庭用簡易焼却炉設置費補助金交付制度」を実施するなど、減量化・資源化対策として各種施策を推進した。

昭和50年代後半からの急激なごみ量の増加、多様化の中で焼却施設の老朽化や定期点検等によるごみ処理能力が低下、さらには埋立地の確保の困難性等のため、平成3年11月1日に「ごみ非常事態」を宣言した。

平成4年11月から浦安小学校区と西大寺南小学校区でモデル的に従来の3種分別に「資

源化物」と「廃乾電池等」を加えた5種分別収集を実施。その結果を踏まえ、平成5年度から3か年計画で順次5種分別収集区域を拡大し、平成7年度末には全市域で実施した。

さらに、容器包装リサイクル法の本格実施に先立って、平成8年9月から西大寺学区他2学区でペットボトルのモデル回収を実施、平成9年度からは本格回収を開始し、小学校区単位で拡大するとともに、店舗での拠点回収にも取り組み、平成17年9月に全市に拡大した。

また、ステーション回収等を補完するため、平成17年2月から東部資源回収所、当新田資源回収所で平日に資源化物を回収し、平成17年9月から一部の公民館等で空き缶回収と空きびんの回収を開始した。平成27年1月から西部資源回収所でも資源化物回収を開始した。

平成6年4月1日に、地域保健法第5条第1項に基づく、保健所の設置に伴い、産業廃棄物に関する許可・指導等の業務が加わった。

増加していたごみ量は、平成3年11月の「ごみ非常事態宣言」による市民・事業者の協力と減量化・資源化の各種施策の効果により平成2年度をピークにごみ量は減少し、平成8年3月31日に「ごみ非常事態宣言」は解除された。

粗大ごみについては、負担の公平性と市民サービスの向上、粗大ごみの減量化を図るため、年3～4回のステーション収集(無料)を平成13年4月1日から戸別収集(有料)に切り替えた。また、平成16年1月5日から粗大ごみの持込を電話予約制にし、平成23年5月1日からはインターネット受付も開始、ふれあい収集についても全市域に拡大した。

一方、可燃ごみ及び不燃ごみについても負担の公平性とごみの減量化を図るため、平成21年2月1日から有料指定袋を導入し有料制とした。平成22年7月15日からは、有料指定袋の種類に5ℓ袋を追加し、併せて、雑草の無料化を行うとともに、一部地域(直営・足守)で試行していた可燃ごみ等ふれあい収集について、平成25年5月1日より全市域で本実施を行った。

また、更なるごみの減量化資源化を図るため、平成20年12月1日より「ざつがみ」の回収を始めるとともに「古紙・古布・ペットボトル」の回収を月1回から月2回とし、平成21年4月1日からは、てんぷら油の回収を開始した。平成22年6月1日からは、蛍光管・食品発泡トレイの拠点回収を開始した。平成26年10月から資源化物全品目の原則月2回のステーション収集、平成27年1月からは、小型家電の拠点等回収を開始し、平成28年4月、食品透明トレイを拠点回収品目に追加。そして廃乾電池にボタン電池、家庭用充電式電池を追加した。

(イ) ごみ処理施設のあゆみ

ごみ焼却施設についてはごみ量の増大、環境基準の強化に対応した整備を進めている。昭和53年12月20日にストーカ式の岡南環境センター(450t/24h)を完成させ、ごみの全量焼却を可能とした。その後もごみ量の増加に対応するため、平成6年1月31日に旧当新田焼却場を建て替え流動床式の当新田環境センター(300t/24h)を完成させ、平成13年8月1日に流動床式で焼却灰のスラグ化施設を備えた東部クリーンセンター(450t/24h)を稼働させた。なお、岡南環境センターは、ダイオキシン類排出基準規制強化対策の

ため、排ガス高度処理施設及び焼却灰のスラグ化のための灰固形化施設の整備を平成15年2月28日に実施（220 t /24h）。平成28年4月1日には当新田環境センターの運営に、10年間の長期包括運營業務委託を導入した。各施設においては自家発電を行うとともに近隣のプール施設等への余熱供給を行っている。また、資源循環型社会の構築を目指して平成13年6月1日には東部リサイクルプラザを稼働させた。平成19年1月22日の市町村合併に伴い、岡山市の4つ目の焼却施設となった瀬戸クリーンセンターについては、平成22年3月31日をもって廃止となった。平成23年4月1日からは岡南及び当新田環境センターにおいて焼却残渣のセメント原料化事業を開始した。平成28年4月1日からは、東部クリーンセンターの焼却残渣の一部においてもセメント原料化事業を開始した。平成24年3月31日をもって御津・加茂川環境施設組合を解散した。平成27年1月5日から最終処分場に直接埋立されていた不燃ごみ等を処理するため、西部リサイクルプラザの運営を開始した。

令和2年4月1日より東部クリーンセンターの運営に、8年間の長期包括運營業務委託を導入した。また、岡山市、玉野市、久米南町ではごみ処理広域化に向けて協議を進めており、令和3年度末から岡南環境センターを廃止し、解体撤去したのちに、可燃ごみ広域処理施設を整備する予定としている。

最終処分場については古都南方最終処分場（約7.2万m³埋立期間S52.4.1～H3.6.1）から水処理施設を備えるものとなり、山田最終処分場（約81.1万m³埋立期間S56.6.15～H3.6.1）正儀最終処分場（約5万m³S57.5.1～H2.9.30）、松ヶ鼻最終処分場（約15.6万m³H3.6.3～H5.1.23）、浅越最終処分場（約12.3万m³H5.1.25～H7.5.5）を経て、平成7年5月8日より山上最終処分場（50万m³）において埋立を行うようになった。これに隣接して山上新最終処分場（45万m³）を平成11年から14年にかけて整備し、山上最終処分場の埋立完了に伴い、平成18年3月20日より埋立を開始した。各最終処分場は埋立完了後、スポーツ広場等に整備を行い、市民の憩いの場となっている。なお、山上最終処分場跡地を有効利用するため、民間事業者と土地賃貸借契約を行い、民設・民営による2メガワット程度の太陽光発電設備を設置している。

（2）し尿処理

（ア）し尿収集運搬制度のあゆみ

本市のし尿処理は、明治22年6月1日市制施行以降、明治33年4月「汚物掃除法」施行時についても、江戸時代後期と同様に市民と農家の自由契約により、農家は田畑の肥料として、自家処理できない市街地のし尿をひき取り、市民はその対価として、金品や野菜を受け取るという旧来の方法で行われてきたが、農家と市民の需要と供給のバランスも適当に取れ、収集周期、収集作業面等についての保健衛生面での配慮が必要とされただけであった。自由契約以外のし尿収集としては、大正元年には市街地の公設便所（公衆便所）28ヶ所で、年間52.4石（9.4kl）を直営で収集し、農家へ売り渡していた。

昭和5年5月「汚物掃除法」の一部改正がなされ、し尿の収集・運搬・処理は市町村の義務とされた。これに伴い、本市でも原則的にはし尿の自由収集を禁止し、市街地を6区に分割・調整し、し尿収集区域として直営で月1回収集を開始した結果、年間し尿収集量は昭和5年で120.3石（21.7kl）と増加した。

当時のし尿・ごみ処理の担当課、係は衛生課清掃係で掃除監督長(1名)、掃除監督(3名)、掃除人夫(延13,884名)の陣容で公衆便所掃除、汚物搬出、溝渠掃除を行っている。

その後、昭和20年ごろまで、人口増に比例しし尿収集が年々増加してきた。そこで、収集区域を見直し、また月2回収集を実施、さらに周辺地域にし尿貯留槽を設置することで対応していった。そして、搬出先も市外の農村地区へと広がっていった。

戦後、本市でも清掃事業は環境衛生の面からばかりでなく、都市の美観という見地から市民生活に直結している市政の重要施策に揚げ、近代化に着手した。

し尿処理事業についても昭和29年7月「清掃法」制定に伴い、清掃条例を全文改正し、従来、「汚物掃除法」では専従のし尿収集者は法的には存在していなかったものも、実態に即した様に、汚物取扱業(し尿)の許可を与え、直営を補完させることになった。

昭和30年度の汚物取扱業(し尿)の許可業者は19社であったが、昭和40年6月「清掃法」の一部改正に伴い許可制から委託制への切替えの行政指導が全国的に行われ、本市においても委託制への切替え第1段階として昭和42年8月から直営・業者の区域割制を実施し、業者を統合するよう行政指導し、2社に企業合同させたが、種々の要因により委託制への切替えは実現しなかった。企業合同後、許可業者は業界の再編成、昭和44年2月から昭和50年5月の周辺市町村合併等で、9社になった。さらにその後、平成16年4月に一部業者の再編(し尿部門の集約化)により6社となり、平成17年3月には御津・灘崎両町との合併で、許可業者数は8社(そのうちの1社に旭川中部衛生施設組合が御津地区を委託)となり、平成19年1月には建部・瀬戸両町との合併で、許可業者数は9社(そのうち2社に旭川中部衛生施設組合が御津・建部地区を委託)となった。平成23年4月より、旭川中部衛生施設組合が委託していた御津・建部地区を許可制に変更した。また、平成28年2月に一部業者の再編(し尿部門の集約化)により8社となった。

(イ) し尿の処理方法と施設

収集したし尿の処理については、昭和20年代後半頃から、化学肥料の普及により、必然的に農地還元量も減少し、人口の都市集中傾向による排出し尿量の増加と相まってその処理に苦慮してきたため、昭和30年3月からし尿海洋投棄を実施した。

し尿海洋投棄については、昭和48年3月までは瀬戸内海の播磨海域へ投棄し、以後、昭和54年8月までは和歌山県沖のB及びC海域への外洋投棄を行った。またこの間、終末処理施設についても、昭和41年5月から昭和43年3月に神崎処理場(70kl/日)、清鶴苑(50kl/日)、旭西浄化センター(110kl/日)、一宮処理場(100kl/日)があいついで建設され、処理能力アップが図られた。さらに昭和49年3月、神崎処理場を70kl/日から100kl/日へ増設し、昭和54年3月、一宮処理場(以後、一宮浄化センターに名称変更)に200kl/日の新施設が増設され、100パーセントの施設処理が確保できたので、昭和54年8月で海洋投棄を廃止した。

この後、昭和60年11月には老朽化した清鶴苑が80kl/日の近代的な施設として更新されるとともに、離島である犬島に新たに犬島浄化センター(0.35kl/日)を建設、昭和62年7月から共用を開始し、平成9年3月には老朽化した神崎処理場が180kl/日の施設として更新された。

し尿処理量については、生し尿は昭和50年代前半まで漸増し、以降は横ばいから減少に転じているが、し尿処理施設への負荷を軽減させ、施設の円滑な運転を確保するため、移動脱水車による「固液分離」業務を開始、昭和54年6月から現場における脱水、昭和57年1月から当新田貯留槽における脱水処理を行ってきた。

さらに、昭和60年3月には脱離液処理施設として当新田浄化センター(70kI/日)を建設した。また、平成17年3月の御津町との合併により、御津町に建設されていた旭清苑(42kI/日)が岡山市内の処理施設となった。

児島湖流域下水道浄化センターへの汚水全量送水に伴い、平成24年3月末をもって、旭西浄化センターの汚水処理機能を停止した。

平成26年度から、一宮浄化センター施設改修工事を令和3年度まで行っており、引き続き、管理棟の改修、旧100kI系の解体及び解体後の跡地利用の検討を行っている。

(ウ) し尿処理手数料の徴収

本市のし尿処理料金体系については、「清掃法」施行に伴い、昭和29年10月361→25円のし尿処理手数料を制定し、昭和40年4月、昭和46年8月、昭和49年4月、昭和52年2月と従量制による料金改訂を行ってきたが、昭和52年12月に岡山市廃棄物処理懇談会から「従来の従量制料金は理論上は合理的であるが、料金問題にからむ市民の苦情があり、これを解消させるためには、この際、発想の転換をはかり、料金制度を定額制に移行すべきである。また、定額制料金においては、定期収集が前提条件であり、料金体系及びサービスの向上の面から、原則として1ヶ月1回の収集を義務づけるとともに、定期収集体制を確立させる必要がある。」との意見書が提出され、種々の角度から検討した結果、定額制導入を決定しこれに移行する前段階として、昭和53年2月に全市を対象として「し尿処理実態調査」を実施し、昭和55年7月「し尿収集区域の調整」(業者区域のみ)を行い、昭和55年10月1日し尿料金制度に定額制を導入し、併せて定期収集制度を実施した。その後、平成元年4月1日(消費税導入3%)、平成4年4月1日、平成6年4月1日、平成9年4月1日(消費税率改定5%)、平成26年4月1日(消費税率改定8%)及び令和元年10月1日(消費税率改定10%)にそれぞれ手数料を改定し現在に至っている。

なお、直営収集区域のし尿処理手数料の徴収については、市職員が各戸集金を行っていたが、議会からの指摘や市民からの要請に応えるため、昭和60年4月から、2ヶ月を1期とする自主納付制に変更(一部を除く)、また、昭和61年4月から口座振替を導入し、集金経費の削減と市民サービスの向上につとめている。

(エ) 合理化事業(旧岡山市)

公共下水道等の整備により、し尿処理業者の業務量が減少していく中、経営規模の適正化とし尿処理業務の安定等を目的とする「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(以下「合理化措置法」という。)の趣旨を尊重し、昭和51年以降、市内9つのし尿処理許可業者全てが加入する協同組合岡山市環境整備協会(以下「環境整備協会」という。)を窓口協議し、覚書等を結び、影響を受けている業者及び環境整備協会に対して「代替業務の提供による支援」を実施してきた。

平成14年度包括外部監査の結果報告書の指摘を受け、平成15年7月31日に岡山市総合政

策審議会岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会が設置され、「平成16年度以降の合理化事業のあり方」と「これまでの合理化事業の清算」の二つに分けて審議され、提言書等が提出された。これらの提言書等を受けて環境整備協会と合理化事業計画策定及び過去の清算に向けた交渉を行い、協定書を結び、合理化措置法に基づく「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」（以下「合理化事業計画」という。）を策定し、県の承認を平成16年3月25日に受けた。この合理化事業計画により、収集車両の計画的な減車と対象業者に対して代替業務の提供による合理化事業を実施することとなり、許可台数は、50台（平成11年の暫定減車4台を含む。）から17台減車し、33台体制となった。（過去の清算）

なお、業界の再編により、平成16年4月1日からし尿処理の許可業者は9社から6社（合併前の旧岡山市）となり、平成16年度から平成20年度までの合理化事業計画に基づき対象となる2社に対して代替業務の提供による合理化事業を実施し、許可台数は、33台から5台減車し、28台体制となった。（第1次合理化事業計画）

「平成21年度以降の合理化事業のあり方」について審議するため、平成20年8月19日に岡山市総合政策審議会岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会を開催、以後3回にわたって審議され、提言書が提出された。この提言書を受けて環境整備協会と平成21年度から平成25年度までの合理化事業計画を策定し、県の承認を平成22年3月29日に受けた。この合理化事業計画により、収集車両の計画的な減車と対象業者に対して代替業務の提供による合理化事業を実施し、許可台数は28台から4台減車し、24台体制となった。（第2次合理化事業計画）

また、「平成26年度以降の合理化事業のあり方」について審議するため、平成25年6月5日に岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会を開催、以後5回にわたって審議され、提言書が提出された。この提言書を受けて環境整備協会と平成26年度から平成30年度までの合理化事業計画を策定した。この合理化事業計画により、収集車両の計画的な減車と対象業者に対して代替業務の提供による合理化事業を実施することとなり、許可台数は24台から3台減車し、21台体制となる。（第3次合理化事業計画）

さらに、「平成31年度以降の合理化事業のあり方」について審議するため、平成30年6月7日に岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会を開催、以後4回にわたって審議され、提言書が提出された。この提言書を受けて環境整備協会と令和元年度から令和5年度までの合理化事業計画を策定し、県の承認を令和2年3月9日に受けた。この合理化事業計画により、収集車両の計画的な減車と対象業者に対して代替業務の提供による合理化事業を実施していく。許可台数は21台から3台減車し、18台体制となる。（第4次合理化事業計画）

2 ごみ処理

(1) ごみ収集処理の状況

岡山市におけるごみの収集量は、昭和50年代の後半から年々増加していたが、平成3年11月1日の「ごみ非常事態宣言」により、市民・業者の理解を得ることができたため、平成2年度の22万1千トンを経済成長に減少傾向に転じることができた。しかし、その後、産業構造・生活様式等の変化とあいまって、ごみ質も多様化しごみ排出量は増加傾向に転じ、近年高止まりの状態となっており、より一層の減量化・リサイクルの推進が課題となっていた。このため、平成20年12月1日からは新たに「雑紙（ざつがみ）」を回収するとともに「古紙・古布・ペットボトル」の回収を月2回とした。また、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、ごみ処理に対する負担の公平性を確保するため、平成21年2月1日より家庭ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）の有料化を導入した。さらに、平成21年4月1日からは、てんぷら油の回収を開始し、平成22年6月1日からは、蛍光管・食品発泡トレイの拠点回収を開始した。平成26年10月から資源化物全品目の原則月2回のステーション回収、平成27年1月からは、小型家電の拠点等での回収を開始し、平成28年4月、透明食品トレイを拠点回収品目に追加。そして廃乾電池にボタン電池、家庭用充電式電池を追加した。

一般家庭から排出されるごみの収集運搬業務については、直営と委託方式(13社及び1組合)により実施している。また、足守地区は、平成15年度に粗大ごみを除く家庭ごみについて総合評価方式入札による委託を行い、平成20年度5月1日より条件付の一般競争入札により5年間の長期継続契約を締結している。

収集は、可燃性・不燃性及び資源化物についてはステーション方式で収集し、粗大ごみについては、平成13年4月から事前申込みによる戸別収集(有料制)により収集している。

なお、祝日の収集については、昭和53年7月から実施している。

また、処理・処分については可燃性ごみの処理は当新田環境センター(300t/24h)と東部クリーンセンター(450t/24h)、岡南環境センター(220t/24h)で焼却処理している。

不燃性ごみについては、本庁管内の旭川東地域と西大寺地区並びに上道地区・灘崎地区・瀬戸支所管内については東部リサイクルプラザで、その他の地域については西部リサイクルプラザで破碎・分別処理を行っている。

粗大ごみについては、東部リサイクルプラザ及び西部リサイクルプラザに搬入し、破碎・選別処理を行った後に、残渣については山上新最終処分場で埋立処理している。

資源化物については、東部リサイクルプラザ及び西部リサイクルプラザで空き缶・ガラスびん・古紙・古布・ペットボトルなどの二次選別・圧縮処理や管理を行っている。

なお、ペットボトルについては、ステーションでの収集のほか市内のスーパーマーケット・デパート等で拠点回収も行っている。

平成17年3月22日御津郡御津町、児島郡灘崎町が合併により編入され、両町から排出される廃棄物の処理を開始した。

また、平成17年9月から空き缶・ガラスびんについても、ステーションでの収集のほか公民館等の市有施設で拠点回収を開始した。

さらには、平成19年1月22日御津郡建部町、赤磐郡瀬戸町が合併により編入され、旧瀬戸町から排出される廃棄物の処理を開始した。(建部地区については、従来どおり岡山市

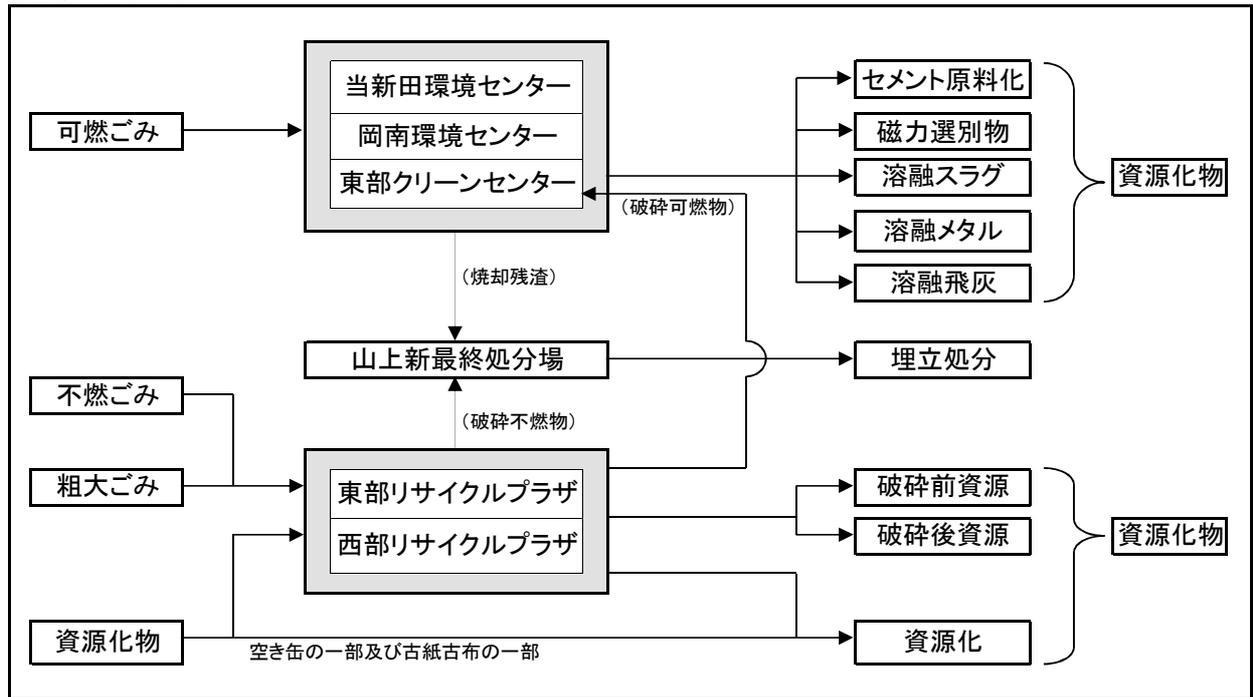
久米南町衛生施設組合でごみの処理を行っている。)

資源化物の拠点回収については、平成22年6月1日から市有施設の回収場所を拡大し、新たに民間協力事業者、登録電器店が加わった。

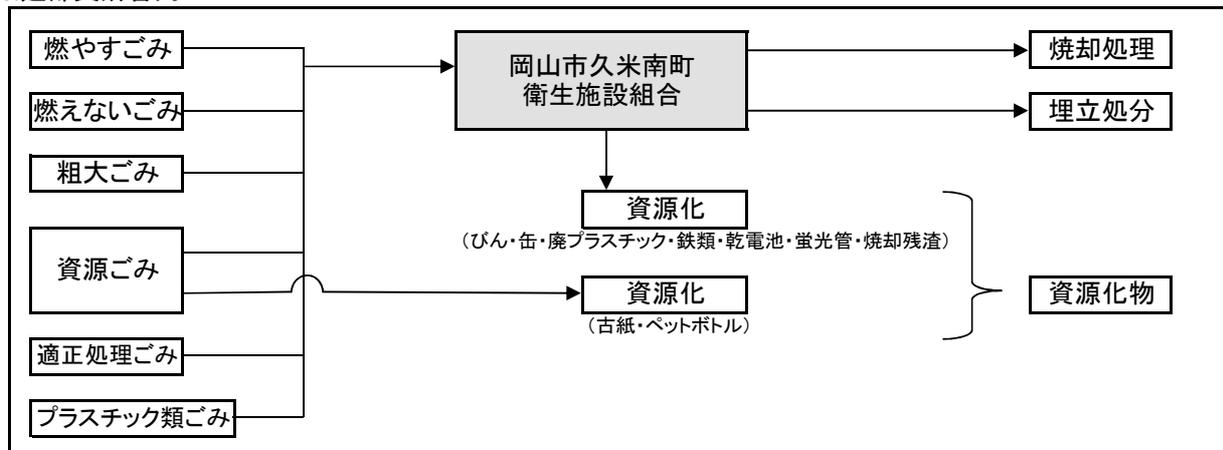
○ 岡山市のごみ・資源化物処理フローシート

(令和3年4月1日現在)

※建部支所管内除く



※建部支所管内



※建部支所管内のごみ・資源化物については岡山市久米南町衛生施設組合にて処理するため、岡山市の処理施設には入っていない。

○ ごみ収集対象世帯及び人口

(令和3年4月1日現在)

区分	収集対象世帯・人口・収集量					
	世帯数	率	人口(人)	率	収集量(t)	率
直営	142,832	42.78%	280,596	39.62%	54,150.01	39.91%
委託	188,513	56.46%	422,267	59.63%	80,694.46	59.48%
一部事務組合	2,568	0.77%	5,292	0.75%	829.61	0.61%
合計	333,913	100%	708,155	100%	135,674.08	100%

※収集量は、可燃・不燃・粗大ごみと資源化物を含めたもの

※世帯数及び人口は、令和2年12月末現在

○ 分別収集実施状況

地区名		収集担当			その他 (プラスチック類焼却地区)
		家庭ごみ	粗大ごみ	資源化物 廃乾電池等	
本庁地区	中心部	直営	委託	直営	H 6.4 石井 H 6.11 伊島・三門・大野 H 7.2 津島の一部 H 7.3 津島の残り・御野学区の一部・南方・弘西・深柢・内山下・出石学区の一部 H 7.6 出石学区の残り H 7.10 鹿田学区の一部 H 8.2 清輝・岡南 H 8.3 福浜・芳泉・芳田・芳明学区の一部 H13.11 市内全域で実施
	外周部	委託		委託	
西大寺地区	中心部	直営	直営	直営	
	外周部	委託		委託	
足守地区		※委託	委託	※委託	
※足守地区家庭ごみ収集(粗大ごみを除く)は平成15年4月1日から委託					
津高、一宮、高松、吉備、福田、妹尾、興除、藤田、上道地区		委託	委託	委託	
御津地区		委託	委託	委託	
灘崎地区		委託	委託	委託	
瀬戸地区		委託	直営	直営及び委託	
建部地区		一部事務組合			

[5種分別内容]

区分		旧岡山市・御津・灘崎地区	瀬戸地区	建部地区
可燃ごみ	台所の生ごみ・ゴム類・革製品・プラスチック類等		旧岡山市と同じ	①台所の生ごみ・衣類等
				②プラスチック類ごみ等
不燃ごみ	ガラスくず・陶磁器類等		〃	ガラスくず・陶磁器類・小型電気製品等
粗大ごみ	家具・自転車・家電品・布団等・200の有料指定ごみ袋に入らないもの		〃	専用ごみ袋に入らないもの又は重さが10kgを超えるもの
資源化物	古紙類	新聞・雑誌・ざつがみ・段ボール・紙パック	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・雑紙	新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・雑紙
	缶類	空缶・スプレー缶	空缶・スプレー缶	空缶
	びん類	透明びん・茶色びん・その他のびん	透明びん・茶色びん・その他のびん	透明びん・茶色びん・その他のびん
	古布	古布	古布	—
	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル(拠点回収)	ペットボトル
	てんぷら油	てんぷら油	てんぷら油	—
	トレイ	食品トレイ(発泡・透明)(拠点回収)	食品トレイ(発泡・透明)(拠点回収)	—
	蛍光管	蛍光管(拠点回収)	蛍光管(拠点回収)	—
小型家電	小型家電(拠点回収)	小型家電(拠点回収)	—	
廃乾電池・体温計等		乾電池・充電式電池・ボタン電池・水銀入り体温計・水銀入り血圧計	乾電池・充電式電池・ボタン電池・水銀入り体温計・水銀入り血圧計	乾電池・体温計・蛍光管・電球

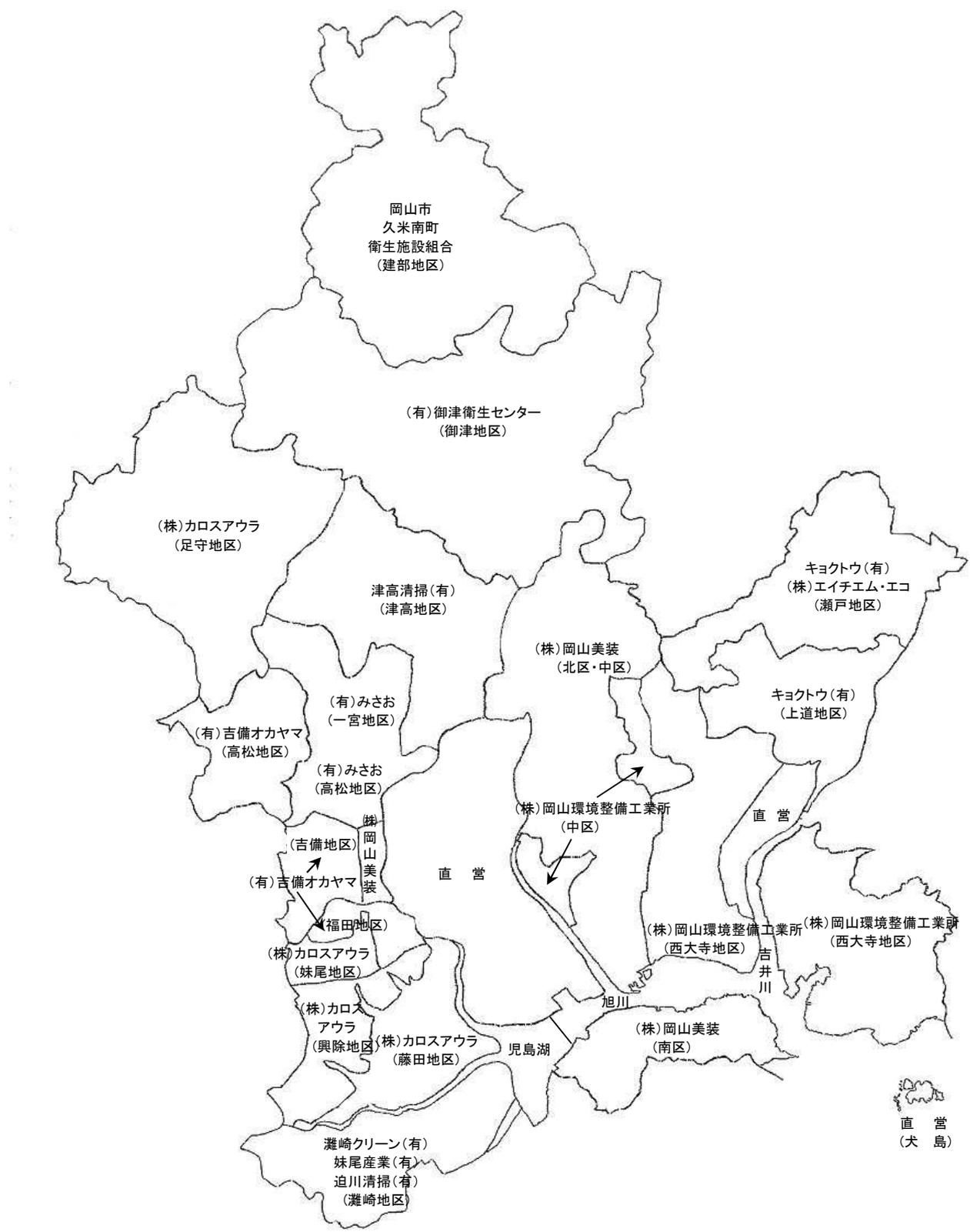
○ ごみステーション数

地区	担当	可燃・不燃	資源化物	
本庁	直営	4,263	1,334	
	委託	2,141	825	
西大寺	直営	310	99	
	委託	612	279	
津高	委託	292	91	
一宮		271	89	
高松		236	91	
吉備		253	113	
福田		99	40	
妹尾		230	77	
興除		106	61	
藤田		103	75	
上道		196	99	
足守		256	120	
御津		219	66	
灘崎		120	118	
瀬戸		332	332	
建部		一部事務組合	161	45
計		10,039	3,909	

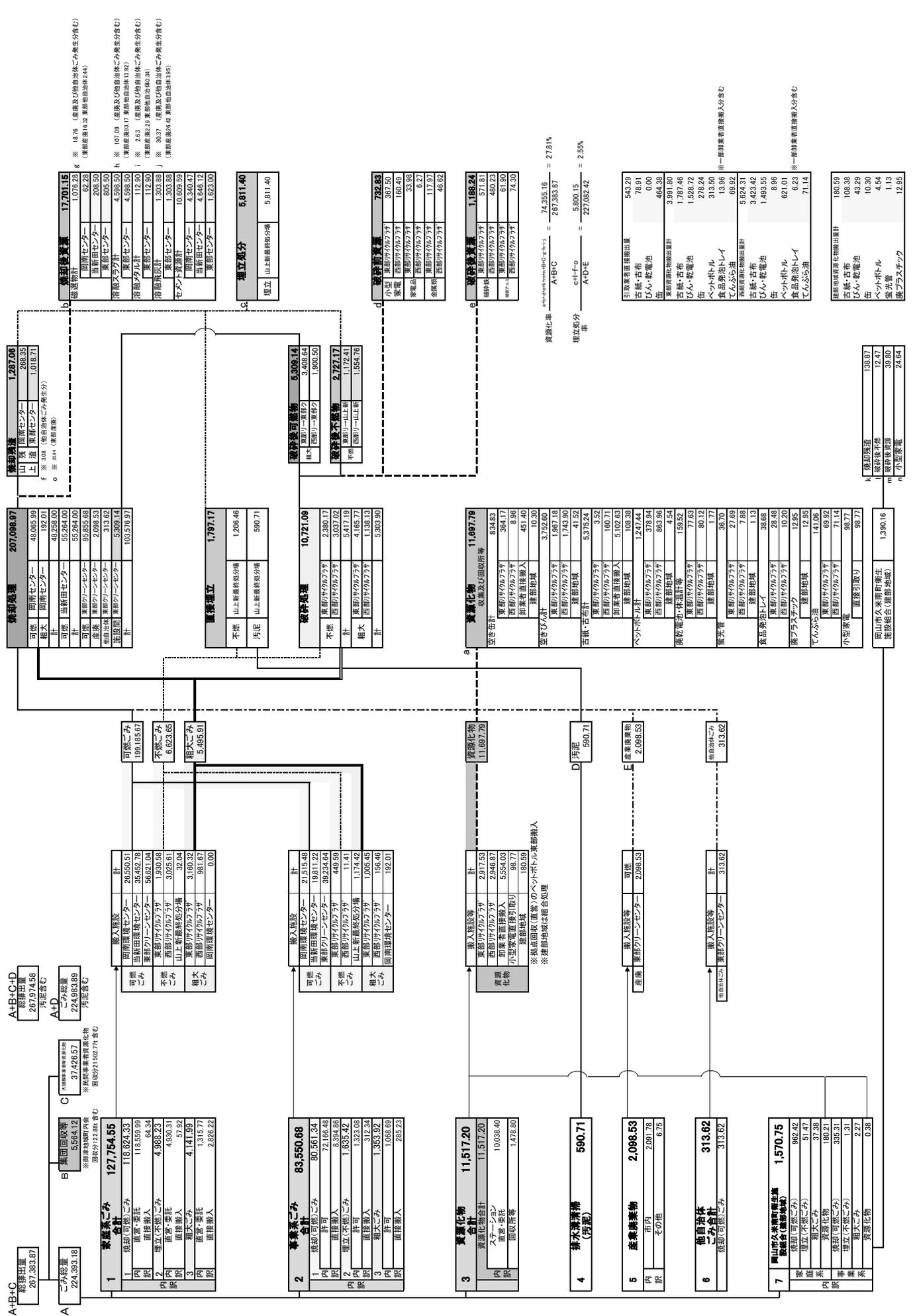
(計には建部支所管内を含まない。)

ごみ収集区域図(粗大ごみを除く)

令和3年4月1日現在

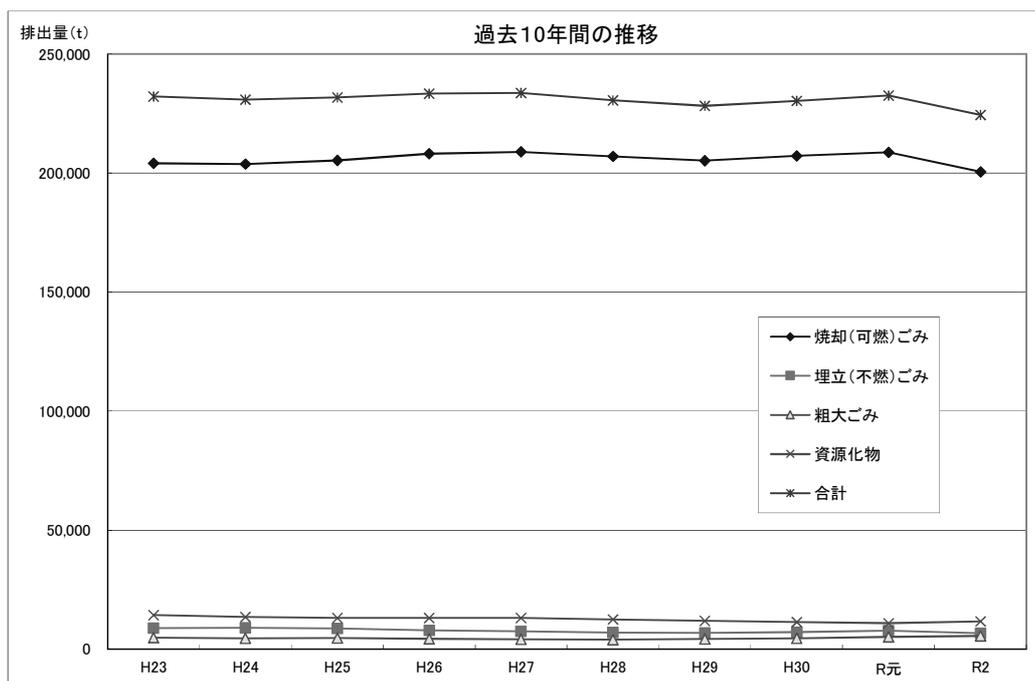


令和2年度一般廃棄物等(ごみ)処理及び資源物回収実績



〇ごみ収集搬入実績

内 訳		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼却(可燃)ごみ	直 営	54,374.93	53,288.25	52,973.84	52,481.86	51,260.22	49,878.34	48,862.87	48,345.42	48,624.31	47,869.52
	借 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	委 託	72,173.51	72,076.36	71,873.73	72,744.32	72,984.43	71,250.03	70,750.29	70,894.62	72,127.22	71,364.40
	自己搬入	201.67	226.58	247.92	268.39	291.09	279.57	230.59	317.29	332.32	352.83
	事業所	9,360.85	8,868.02	8,706.45	9,181.90	9,418.64	9,351.76	8,778.36	9,028.85	8,869.06	8,497.16
	許可業者	67,969.20	69,301.34	71,487.61	73,394.22	74,910.54	76,270.19	76,607.72	78,653.13	78,734.12	72,399.49
合 計	204,080.16	203,760.55	205,289.55	208,070.69	208,864.92	207,029.89	205,229.83	207,239.31	208,687.03	200,483.40	
埋立(不燃)ごみ	直 営	2,810.06	2,679.38	2,587.18	2,455.06	2,283.34	2,118.09	2,052.90	1,989.79	1,964.90	1,994.44
	借 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	委 託	3,458.86	3,373.62	3,258.57	3,061.15	3,020.10	2,800.42	2,804.55	2,813.49	2,754.95	2,969.42
	自己搬入	111.66	99.12	75.14	54.89	60.76	66.09	69.30	102.37	132.50	75.84
	事業所	784.22	702.37	584.67	271.70	186.09	188.55	181.68	328.94	901.30	313.65
	許可業者	1,696.92	2,146.71	2,200.27	2,020.20	1,912.69	1,799.84	1,748.78	1,881.25	1,975.01	1,323.08
合 計	8,861.72	9,001.20	8,705.83	7,863.00	7,462.98	6,972.99	6,857.21	7,115.84	7,728.66	6,676.43	
粗大ごみ	直 営	1,004.24	997.13	1,044.85	944.79	93.42	94.34	101.06	127.79	131.76	134.42
	借 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	委 託	341.31	180.87	209.12	185.01	861.30	797.74	837.02	889.40	1,011.14	1,194.45
	自己搬入	2,258.04	2,171.89	2,268.34	2,157.01	2,322.30	2,252.85	2,286.83	2,363.03	2,649.40	2,850.50
	事業所	415.05	356.57	341.65	289.35	229.33	219.34	269.98	357.89	275.48	287.50
	許可業者	853.84	861.03	786.80	739.45	675.96	610.60	701.10	818.09	1,125.44	1,068.69
民間施設搬入											
合 計	4,872.48	4,567.49	4,650.76	4,315.61	4,182.31	3,974.87	4,195.99	4,556.20	5,193.22	5,535.56	
資源化物	直 営	6,241.61	5,826.74	5,693.63	5,773.39	5,747.37	5,396.91	4,989.89	4,780.01	4,553.60	4,981.24
	借 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	委 託	7,140.06	6,609.28	6,334.73	6,196.53	6,107.70	5,732.77	5,465.25	5,176.30	4,883.47	5,166.19
	自己搬入	952.38	1,003.29	1,067.55	1,119.37	1,231.89	1,376.79	1,408.31	1,416.81	1,453.78	1,549.98
	事業所	4.31	0.71	0.00	0.20	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.38
	許可業者										
合 計	14,338.36	13,440.02	13,095.91	13,089.50	13,086.96	12,506.47	11,863.45	11,373.13	10,890.85	11,697.79	
合 計	直 営	64,430.84	62,791.50	62,299.50	61,655.10	59,384.35	57,487.68	56,006.72	55,243.01	55,274.57	54,979.62
	借 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	委 託	83,113.74	82,240.13	81,676.15	82,187.01	82,973.53	80,580.96	79,857.11	79,773.81	80,776.78	80,694.46
	自己搬入	3,523.75	3,500.88	3,658.95	3,599.66	3,906.04	3,975.30	3,995.03	4,199.52	4,568.00	4,829.15
	事業所	10,564.43	9,927.67	9,632.77	9,743.15	9,834.06	9,759.65	9,230.02	9,715.69	10,045.84	9,098.69
	許可業者	70,519.96	72,309.08	74,474.68	76,153.87	77,499.19	78,680.63	79,057.60	81,352.47	81,834.57	74,791.26
民間施設搬入											
合 計	232,152.72	230,769.26	231,742.05	233,338.80	233,597.16	230,484.22	228,146.48	230,284.50	232,499.76	224,393.18	



岡山市ごみ量の推移(住基人口ベース)

Main table showing waste volume trends from 2013 to 2023. Columns include: 年度 (Year), 家庭系ごみ (Household waste), 事業系ごみ (Business waste), 合計 (Total), 収集人口 (Collection population), 資源化率 (Resource recovery rate), 資源化量 (Resource recovery volume), 資源化率 (Resource recovery rate), 資源化率 (Resource recovery rate).

資源(その他)の数値は、無くす・破棄くす・資源くす・スラフ等の集積... 平成18年度は岡山市のみの計上し、下段はH19.1.22から瀬戸町及び建部町合併によるごみ量を含む。

Resource breakdown table (資源別) showing detailed data for H15 to H30. Columns include: 資源別 (Resource type), 資源化率 (Resource recovery rate), 資源化量 (Resource recovery volume), 資源化率 (Resource recovery rate).

○ 資源化物収集実績(回収所・拠点回収・事業系は除く)

(単位:トン)

年度	区分	空 き 缶	びん・乾電池	古紙・古布	ペットボトル	蛍 光 管	廃プラスチック	計	うち乾電池等
23		777.8	3,239.7	8,135.8	779.1	2.7	21.2	12,956.3	(138.0)
24		770.1	3,356.0	7,079.2	807.0	1.1	20.2	12,033.5	(141.8)
25		731.8	3,327.8	6,723.9	810.1	1.1	19.7	11,614.3	(122.1)
26		728.6	3,359.4	6,653.0	1,065.3	1.0	20.1	11,827.3	(118.2)
27		715.1	3,451.3	6,479.9	1,135.4	1.0	12.8	11,795.5	(143.7)
28		688.0	3,281.0	5,937.7	1,157.8	0.4	11.1	11,076.0	(134.1)
29		672.0	3,157.3	5,468.7	1,125.0	0.5	11.1	10,434.6	(135.9)
30		662.1	3,091.7	5,069.3	1,094.8	0.5	10.9	9,929.2	(135.9)
R元		644.2	2,845.4	4,808.2	1,074.3	1.0	11.1	9,384.1	(135.9)
R2		717.4	3,230.3	5,211.0	953.2	1.1	13.0	10,126.0	(159.5)

○ 焼却場別処理実績

(単位:トン)

年度	区分	岡 南 当 新 田 東 部 瀬 戸	計	うち他都市分	うち産業廃棄物				
		環境センター	環境センター	クリーンセンター	クリーンセンター			焼	
23		51,353.4	50,086.4	109,677.0	-	211,116.8	(3,357.4)	(600.0)	
24		50,379.7	51,954.9	108,415.4	-	210,750.0	(3,622.7)	(689.1)	
25		48,703.0	50,837.1	109,329.3	-	208,869.4	(0.0)	(622.9)	
26		39,126.5	58,712.9	114,325.6	-	212,165.0	(256.9)	(614.0)	
27		50,619.1	55,588.1	108,112.1	-	214,319.4	(1,286.0)	(644.5)	
28		52,766.8	55,010.2	105,444.2	-	213,221.2	(1,395.2)	(1622.1)	
29		49,275.9	54,972.5	109,987.7	-	214,236.1	(3,800.3)	(1881.8)	
30		49,589.0	52,599.4	112,662.3	-	214,850.6	(2,141.7)	(1951.0)	
R元		49,304.1	55,274.4	115,247.6	-	219,826.0	(5,314.2)	(1962.4)	
R2		48,258.0	55,264.0	103,577.0	-	207,099.0	(313.6)	(2098.5)	

○ 最終処分場別処理実績

(単位:トン)

年度	区分	山 上 山 上	計	うち他都市分	
		最終処分場	新最終処分場	立	
23		-	13,697.2	13,697.2	-
24		-	12,436.8	12,436.8	-
25		-	12,041.1	12,041.1	-
26		-	10,490.1	10,490.1	-
27		-	8,465.1	8,465.1	-
28		-	6,420.1	6,420.1	-
29		-	6,679.1	6,679.1	-
30		-	9,410.5	9,410.5	-
R元		-	9,094.3	9,094.3	-
R2		-	5,811.4	5,811.4	-

※瀬戸地域については、平成19年1月22日合併以降について反映

○ ごみ収集運搬業者一覧(委託・許可)

(令和3年4月1日現在)

区分	業者分類	業者連番	業者名	〒	代表者名	所在地	電話番号
委託	03	001	津高清掃(有)	701-1145	三尾 竜己	岡山市北区横井上1610-4	294-5473
委託	03	002	(有)みさお	701-1204	三棹 伸一	岡山市北区今岡445-7	284-4106
委託	03	003	(有)吉備オカヤマ	701-0165	石原 慎祐	岡山市北区大内田1367-1	292-6860
委託	03	004	(株)カロスアウラ	700-0956	吉國 光和	岡山市南区当新田444-7	245-4334
			〃 (足守)	〃	〃	〃	〃
委託	03	005	キョクトウ(有)	709-0861	寺尾 邦弘	岡山市東区瀬戸町瀬戸646	952-0384
委託	03	007	(株)岡山美装	701-1211	源 真典	岡山市北区一宮705-3	284-0392
委託	03	008	(株)岡山環境整備工業所	703-8223	川上 治行	岡山市中区長利315-15	279-1355
委託	03	009	(有)御津衛生センター	709-2123	甲元 政利	岡山市北区御津河内1279	724-1184
委託	03	011	灘崎クリーン(有)	709-1203	三宅 直子	岡山市南区西紅陽台二丁目58-422	362-3430
委託	03	012	妹尾産業(有)	701-0206	畑 貞夫	岡山市南区箕島1306-26	282-0521
委託	03	013	迫川清掃(有)	709-1204	神戸 正義	岡山市南区西高崎62	362-3828
委託	03	014	(株)エイテエム・エコ	709-0851	池田 圭佑	岡山市東区瀬戸町大内1427	953-2555
委託	03	015	岡山廃棄物リサイクル協同組合	700-0975	横田 雅史	岡山市北区今四丁目8-18 グレースⅢ1F	259-0093
13業者							
許可	04	002	(有)井上設備	702-8024	井上 実	岡山市南区浦安南町584-3	263-8745
許可	04	003	(株)リペア	702-8002	植田 慎一郎	岡山市中区桑野480-10	274-1488
許可	04	004	(有)鳥城美装設備管理舎	700-0071	藤井 賢治	岡山市北区谷万成一丁目11-63	255-3951
許可	04	005	(株)高松清掃	701-1335	八田 高志	岡山市北区高松784-1	287-2588
許可	04	006	(有)栄和産業	701-2226	川端 弘希	赤磐市由津里2396	086-957-9099
許可	04	007	(有)大賀釣商店	700-0862	大賀 香	岡山市北区清輝本町1-8	222-2826
許可	04	008	(有)岡一総業	703-8266	頼 礼	岡山市中区湊1363-18	274-5739
許可	04	009	(株)岡山エンゼル	702-8016	梶井 高士	岡山市南区小串1080	269-2610
許可	04	010	(有)岡山清掃	701-0202	村角 隆幸	岡山市南区山田1072	281-0890
許可	04	012	岡山ライフ	703-8282	木村 博文	岡山市中区平井1111-4	277-4080
許可	04	013	キョクトウ(有)	709-0861	寺尾 邦弘	岡山市東区瀬戸町瀬戸646	952-0384
許可	04	015	(株)研美社	700-0986	油谷 晃幸	岡山市北区新屋敷町二丁目2-20	243-1585
許可	04	016	(株)建美装社	702-8005	小橋 賢之	岡山市中区江崎724-5	277-1112
許可	04	018	(有)岡南美研	702-8055	大北 智子	岡山市南区築港緑町三丁目13-22	264-1962
許可	04	019	(有)コウノ産業	700-0845	河野 美香	岡山市南区浜野二丁目10-9	263-6121
許可	04	020	(有)岡北産業	701-2154	市村 隆利	岡山市北区原1534-2	228-0891
許可	04	021	護美飼糧(株)	701-0221	児島 真由美	岡山市南区藤田2348-6	296-5300
許可	04	022	(有)西大寺清掃事業所	704-8191	中山 一夫	岡山市東区西大寺中野775-1	942-2700
許可	04	023	(有)サンクリーン	701-0221	井上 礼子	岡山市南区藤田2263-6	296-6808
許可	04	024	(株)三心清運社	701-0161	三宅 一正	岡山市北区川入1099-22	292-0123
許可	04	026	(株)サンヨー装備	701-0203	楠 昌道	岡山市南区古新田393-18	282-6155
許可	04	027	(有)新生産業	702-8048	猪原 美和	岡山市南区福吉町24-6	265-0616
許可	04	028	砂川クリーナー	709-0611	川上 一美	岡山市東区檜原528-17	297-2235
許可	04	029	青和産業(株)	700-0803	伊関 徳松	岡山市北区北方二丁目1-19	222-1831
許可	04	030	(株)アールエコ	701-0205	八田 富夫	岡山市南区妹尾3273-3	281-4455
許可	04	031	アトラクティブ大永(株)	700-0904	小川 昌作	岡山市北区柳町二丁目4-18	231-0266
許可	04	032	第二岡山美装(有)	700-0046	楠木 弘	岡山市北区岩井一丁目2-9	252-4330
許可	04	033	第二みさお清掃	701-1204	三棹 伸一	岡山市北区今岡445-7	284-4106
許可	04	034	(株)サビックス	703-8225	浅原 康幸	岡山市中区神下450	279-0001
許可	04	035	中国ビル興業(有)	702-8026	森山 祐枝	岡山市南区浦安本町94-1	902-1059
許可	04	037	(有)坪井金属	702-8042	坪井 規嘉	岡山市南区洲崎一丁目7-7	264-1611
許可	04	038	(株)デベロップ岡山	701-0213	田口 勝	岡山市南区中畦1118-3	298-3125
許可	04	040	(有)ナンブ開発	704-8117	有馬 圭一	岡山市東区西大寺南二丁目6-11	943-2317
許可	04	041	西日本設備管理(株)	700-0944	鬼山 昌典	岡山市南区泉田五丁目10-35	241-5525
許可	04	042	西日本建物管理(株)	700-0824	守政 和浩	岡山市北区内山下二丁目11-18	232-0844
許可	04	043	(株)アスコ令和	700-0921	難波 智秀	岡山市北区東古松五丁目6-26	223-8297
許可	04	044	(株)ニシテック	709-0635	西本 智亨	岡山市東区草ヶ部1171-1	297-0985
許可	04	045	日本ビル管理(株)	700-0903	山田 宣夫	岡山市北区幸町8-29 大樹生命岡山ビル内	225-6272
許可	04	046	(株)カロスアウラ	700-0956	吉國 光和	岡山市南区当新田444-7	245-4334
許可	04	049	(有)ピヨンド	700-0085	森本 一	岡山市北区津島南二丁目5-7	255-7575
許可	04	050	(有)藤田商店	703-8286	藤田 晃二	岡山市中区旭東町二丁目10-15	273-0003
許可	04	051	(株)前田組	704-8191	前田 美知敏	岡山市東区西大寺中野700-7	943-7650
許可	04	052	(有)松熊	700-0927	佐藤 章夫	岡山市北区西古松88	279-0347
許可	04	053	(有)ウインズ・エコ	701-1145	三尾 智代美	岡山市北区横井上1610-4	294-4313

○ ごみ収集運搬業者一覧(委託・許可)

(令和3年4月1日現在)

区分	業者 分類	業者 連番	業者名	〒	代表者名	所在地	電話番号
許可	04	054	(有)ミゾグチ	701-0221	溝口 弘彦	岡山市南区藤田564-153	296-6998
許可	04	055	(有)グリーンアップ	703-8263	三村 伸一	岡山市中区倉益11-3	274-6227
許可	04	056	岡山商店(株)	700-0927	田邊 博行	岡山市北区西古松一丁目11-15	241-5665
許可	04	057	(株)リサイクル資源化センター	701-0152	高宮 広史	岡山市北区延友189-26	293-3180
許可	04	059	横田商店	700-0942	横田 雅史	岡山市南区豊成一丁目7-14	262-0015
許可	04	062	(有)ダスト産業	701-0221	上中 亨治	岡山市南区藤田496-7	296-4344
許可	04	063	三洋環境(有)	700-0051	小林 寛嗣	岡山市北区下伊福上町8-20	259-3211
許可	04	064	(有)吉美	701-0165	石原 恵一	岡山市北区大内田1367-1	293-1052
許可	04	065	八兎産業令和(株)	703-8282	平井 克典	岡山市中区平井1096-29	245-4334
許可	04	066	(有)アワイクリーン	701-1461	渡辺 伸二	岡山市北区粟井2214	295-2852
許可	04	067	妹尾産業(有)	701-0206	畑 貞夫	岡山市南区箕島1306-26	282-0521
許可	04	069	平林金属(株)	700-0973	平林 実	岡山市北区下中野347-104	246-0011
許可	04	070	(株)頼	704-8162	頼 昌	岡山市東区豊田615-10	948-5106
許可	04	071	坂本 悦治	700-0080	坂本 悦治	岡山市北区津島福居二丁目19-20	254-3697
許可	04	072	(有)ごみゼロ	702-8004	坂本 正美	岡山市中区江並331-99	200-1001
許可	04	073	(有)広島水産加工	737-0004	植田 智	広島県呉市阿賀南六丁目2-10	0823-71-7634
許可	04	075	(有)ジーテック	702-8006	伊永 雅一	岡山市中区藤崎146-6	948-9226
許可	04	076	(株)アライエンス岡山	702-8013	佐藤 真一	岡山市南区飽浦217-1	267-9550
許可	04	077	NIK環境(株)	711-0907	吉田 栄一	倉敷市児島上の町一丁目9-67	086-472-1828
許可	04	078	金平鉄鋼(株)	705-0022	金平 仁	備前市東片上2504-6	0869-64-3755
許可	04	079	安田産業(株)	702-8036	安田 猛男	岡山市南区三浜町一丁目1-18	263-3061
許可	04	080	(株)インテックス	700-0935	金山 昇司	岡山市北区神田町一丁目9-19	250-7800
許可	04	081	(株)光岡組	700-0942	光岡 政勝	岡山市南区豊成一丁目1-13	224-5305
許可	04	082	(有)財交便利	700-0944	清水 貴久	岡山市南区泉田一丁目9-10	296-0700
許可	04	084	新明産業(株)岡山支店	701-0221	奥長 義章	岡山市南区藤田2111	296-3587
許可	04	085	(有)京屋産業	702-8031	京深 栄子	岡山市南区福富西三丁目7-17	262-4416
許可	04	086	(有)スマイル産業	702-8004	森山 美代子	岡山市中区江並140-21	274-7177
許可	04	087	(有)カナミツ商店	700-0941	樋口 博昭	岡山市南区青江一丁目1143	238-4414
許可	04	088	(有)トータルプランニング三心	701-0161	三宅 富紀子	岡山市北区川入1099-22	292-0123
許可	04	089	(有)中田商店	701-0141	中田 義一	岡山市北区白石東新町3-118	252-1922
許可	04	091	(有)岡山クリーン	703-8213	玉井 茂松	岡山市東区藤井178-7	279-4200
許可	04	092	ペンサン	700-0966	片山 進	岡山市北区日吉町12-8	255-3658
許可	04	093	(有)技建産業	701-1223	根木 健二	岡山市北区大窪577-1	284-9229
許可	04	094	(有)豊田建運	709-0704	豊田 眞爾	赤磐市沢原1552	086-995-0001
許可	04	096	マテリアルバンク(株)	701-0165	矢吹 史郎	岡山市北区大内田1310	250-0071
許可	04	098	(株)シュウケン工業	701-2151	森安 淳	岡山市北区金山寺84-1	228-0005
許可	04	099	(有)ダイテツ商会	700-0961	山木 良奈	岡山市北区北長瀬本町7-12	251-2678
許可	04	100	(有)クリーンエステート	712-8027	仁科 鉄之介	倉敷市水島北瑞穂町7-22	086-440-6477
許可	04	101	湯浅商店	701-2141	湯浅 尚彦	岡山市北区牟佐555-7	238-9661
許可	04	102	(株)ISC	731-5128	園崎 義雄	広島市佐伯区五日市中央四丁目7-24	082-921-0110
許可	04	103	(株)カネモト	703-8265	金本 倫明	岡山市中区倉田381-5	276-6210
許可	04	105	タマタイ産業(株)	700-0935	大塚 雅司	岡山市北区神田町二丁目1-25	224-3291
許可	04	107	(有)御津衛生センター	709-2121	甲元 政利	岡山市北区御津河内1279	724-1184
許可	04	108	灘崎クリーン(有)	709-1203	三宅 直子	岡山市南区西紅陽台二丁目58-422	362-3430
許可	04	109	迫川清掃(有)	709-1204	神戸 美樹	岡山市南区西高崎62	362-3828
許可	04	111	(株)廃棄物センター	708-0013	河原 淳	津山市二宮870	0868-28-2051
許可	04	113	(株)エイチエム・エコ	709-0851	池田 圭佑	岡山市東区瀬戸町大内1427	953-2555
許可	04	114	(株)美建ビルサービス	710-0016	小林 建雄	倉敷市中庄2248-4	086-463-1351
許可	04	115	(有)リサイクルセンター平島	709-0631	筒井 邦典	岡山市東区東平島27-1	206-1235
許可	04	116	(有)ひらま商店	701-0221	平間 隆	岡山市南区藤田1418-8	239-0123
許可	04	118	(株)大光クリーン	701-0205	眞野 英二	岡山市南区妹尾4209	282-0661
許可	04	119	(株)エコ・インダストリー	700-0053	川相 一美	岡山市北区下伊福本町2-12	898-1166
許可	04	120	(株)ミックマック	701-1211	源 真典	岡山市北区一宮705-3	239-0530
計			97業者				

(2) 生活系排水路の清掃

本庁管内の市道に沿った概ね1m程度の生活系排水路の清掃について町内会の要請等に応じて、計画的に実施している。

また、平成14年度から、町内会の一斉清掃(草・泥)については収集を委託している。

(3) 啓発、広報活動

○広報紙への記事の掲載

広報紙「市民のひろば おかやま」に随時記事を掲載し、市民に理解と協力を呼びかけている。

○パンフレットの作成

ごみ減量・リサイクルガイド「ど～すりゃ～ええ？」(日本語版・英語版・中国語版・韓国語版・ベトナム語版)を作成配布し、ごみの減量及び正しい出し方などについての理解を呼びかけている。

○マイバッグ使用の促進

ごみ減量化を図るとともに、「不要なものは家に持ち込まない」という意識を育むため、マイバッグ使用を促進し、広報誌・講座等で啓発している。

○出前講座

ごみの減量化・資源化推進に関する事業や施策について、ごみゼロ啓発講座・食品ロス講座・環境ごみスクール・環境学習エコブンを実施している。

(4) ごみの減量と資源化

○リサイクル推進員制度

リサイクル推進員は町内会長の推薦により町内会単位に配置し、任期は2年で市と市民のパイプ役として、減量化・資源化のための協力、地域のリサイクル活動を行う。平成18年度まで、報償金として連合町内会に年額3万円、各町内会に推進員1人当り年額1万円を交付していたが、平成19年度から住民組織補助金及び自治振興報償金に統合した。(瀬戸地区・建部地区管内は合併特例区の設置期間終了まで従来どおり。)

リサイクル推進員選出の基準(平成6年度までは1学区5人)

※100世帯未満・・・1名、 100以上500世帯未満・・・2名、 500世帯以上・・・3名

(令和3年4月1日現在 2,116名)

○資源回収推進団体報奨金交付制度

子供会、PTA、町内会などあらかじめ市へ登録した市民団体が、古新聞や古雑誌などの資源化物の回収を行った場合、1kg当たり5円の報奨金を交付する。(17年度 6円→5円に変更)

平成4年度から平成16年度まで、鉄くず、スチール缶1kg当たり11円を限度として実費を加算し、平成10年度から平成12年度にかけて、古新聞、ダンボール、雑誌等の古紙についても1kg当たり2円を限度として実費加算していた。

また、平成10年度から平成15年度まで、年間で一定量(25t以上)を回収した団体には、実績に応じて別途報奨金を加算していた。

○ごみステーション施設整備補助金交付制度(資源化物収集ステーション施設整備を含む)

ごみステーションの清掃保持と町の美化及びごみの効率的な処理を進めるため、町内会等地域の団体が自主的にごみステーションを整備する場合、設置に要する費用に対して、20万円を限度として補助する。平成25年度からは補助対象を拡大し、ごみステーションの修繕、塗装、移転も補助対象となった。令和元年度から、ごみステーションを新設する場合の補助金額を増額し、30万円を限度とすることとなった。

○資源化物コンテナ収納物置設置費補助金交付制度

資源化物コンテナを収納する物置を設置する場合、利用世帯数等に応じて、15万円を最高限度として補助する。平成25年度から補助対象を拡大し、資源化物コンテナ収納物置の修繕、塗装、移転も補助対象となった。

○ごみステーション管理資材費補助金交付制度

ごみステーションの清掃保持と町の美化及びごみの効率的な処理を進めるため、町内会等がごみステーションを管理するための資材を作製や購入する場合に、その費用の二分の一に相当する額を3万円を限度として補助する。

○資源化物の回収

次の施設で資源化物を回収している。

当新田資源回収所(月～金曜日の8時～11時30分、12時30分～15時30分)※祝日も可

西部資源回収所(日～金曜日の8時～16時、日曜日の8時～16時)※祝日も可

東部資源回収所(月～金曜日の8時～15時、日曜日の10時～15時)※祝日も可

○リサイクル推進協力店制度

リサイクル推進に積極的な販売店を市が認定する制度で、次の7項目のうち2項目該当すれば協力店として認定される。

- | | |
|-------------------------------|--------------------------|
| ①過剰包装の追放、原則簡易包装 | ②トレイの使用削減 |
| ③トレイ・牛乳パック等の店頭回収の実施 | ④リサイクル製品・エコマーク商品の展示、販売 |
| ⑤再生紙の利用促進 | ⑥消費者に対するごみ減量化・リサイクルの呼びかけ |
| ⑦その他独自にごみ減量化・リサイクルに効果のあることを実施 | |

○ペットボトルの拠点回収

市内のデパート、ショッピングセンター、スーパー等の店舗に回収箱を設置し、ペットボトルを回収する。(令和3年3月末現在 64店舗)

○空き缶・ガラスびん・食品トレイ(発泡・透明)・蛍光灯の拠点回収

区役所・公民館等の市有施設で、開館日の開館時刻から午後5時まで、空き缶(スプレー缶含む)・ガラスびん・食品トレイ(発泡・透明)・蛍光灯を回収する。(令和3年3月末現在 46ヶ所)

○民間協力事業者での資源化物拠点回収

市内のリサイクル業者の協力により、業者の敷地に資源化物回収所を設置し回収する。(令和3年3月末現在 30箇所)

○登録電器店での蛍光灯の回収

市内の登録電器店(大規模店を除く)に回収箱を設置し、蛍光灯を回収する。(令和3年3月末現在 107店舗)

○小型家電の回収

市内の電器店、ホームセンター等の協力店での対面回収、市有施設でのボックス回収等により、小型家電を回収する。(令和3年3月末現在 協力店102店舗、市有施設5箇所、資源回収所3箇所)

○事業系廃棄物減量計画書

ごみの減量化、リサイクルをより一層推進するため、事業系ごみに関する規定を設け、一定規模以上の事業者(延床面積1,000㎡超の大規模小売店舗と延床面積3,000㎡以上の特定建築物)に「事業系廃棄物減量計画書」の提出、「事業系廃棄物管理責任者」の選任及び「事業系廃棄物などの保管場所の設置」等を義務づけている。

○岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会

事業系一般廃棄物の減量化と資源化を推進するため、事業系一般廃棄物を排出する事業者及び団体、収集運搬事業者の団体、資源化業者の団体を構成員として平成16年8月に発足。この協議会では岡山市及び関係事業者等との意見交換をはじめ、減量化・資源化に関する施策の企画調整や提言など行っている。

○岡山市エコ技術研究会

産・学・官・民が協働して、廃棄物処理・リサイクル技術の研究、廃棄物問題を中心とした環境問題に関する情報発信、市民啓発、人材育成などの場として岡山市エコ技術研究会を平成15年7月28日に設立した。平成16年度は、各個別テーマごとに12の分科会をつくり、調査研究事業を始め、平成17年度からは、さらに分科会活動を進めるとともに、分科会相互の情報交換や交流を図っている。

○生ごみ処理容器購入費補助制度

一般家庭から排出される生ごみの再利用を図り、あわせてごみの減量を促進するため、生ごみ処理容器を購入する場合、機種に応じた補助金を世帯を対象に交付している。(令和2年度実績 電気式 166台 コンポスト等 107台)

○からす等防護ネット貸与制度

からす等によるごみの散乱被害のおそれがあるごみステーションを管理する町内会等に防護ネットを貸与する。(令和2年度実績 大258枚 小97枚)

○桃太郎のまち岡山ダンボールコンポスト

家庭から出る生ごみを減量化するため、ダンボールコンポストを配付し、堆肥化を促進している。ホームセンターで回収を行い、市内の農園で活用している。(令和2年度実績 配付数 2,000個)

○ 各種補助実績

項目 年度	資源回収 物置設置	費用 設置	ごみステーション 施設整備	資源化物ステーション 施設整備	資源回収用コンテナ 収納物置設置	ごみステーション 管理資材費
H8		4件	86件	145件	90件	-件
H9		5件	76件	87件	43件	-件
H10		2件	85件	70件	24件	-件
H11		8件	73件	49件	22件	-件
H12		4件	102件	71件	11件	-件
H13		4件	123件	57件	23件	-件
H14		0件	92件	73件	26件	-件
H15		1件	H15から統合		126件	17件
H16		5件		131件		14件
H17		1件	131件			11件
H18		0件	121件			14件
H19		-	124件			11件
H20		-	178件			17件
H21		3件	159件			16件
H22		3件	70件			6件
H23		3件	98件			8件
H24		9件	69件			15件
H25		10件	305件			20件
H26		6件		205件		20件
H27		1件		287件	10件	H27から新設 56件
H28		2件		181件	12件	8件
H29		1件		228件	25件	6件
H30		0件		215件	11件	4件
R元		1件		245件	25件	7件
R2		1件		222件	21件	5件

○ 資源回収推進団体実績

項目 年度	実施団体数	回収重量(kg)	報奨金額	うち追加報奨金額
H8	887	16,250,500	97,670,089	-
H9	887	16,986,682	102,039,511	-
H10	848	18,501,785	146,345,883	(6,573,600)
H11	846	18,754,999	149,139,685	(6,924,100)
H12	859	19,086,346	147,724,272	(7,000,800)
H13	839	19,754,422	126,431,768	(7,270,000)
H14	844	18,818,674	120,071,722	(6,666,300)
H15	847	17,844,723	113,492,508	(5,932,800)
H16	892	16,828,224	107,487,017	-
H17	941	18,592,213	92,970,164	-
H18	952	17,180,366	85,783,708	-
H19	988	16,116,013	80,580,061	-
H20	1008	15,320,454	76,602,262	-
H21	1002	14,461,184	72,305,916	-
H22	997	13,608,731	68,043,646	-
H23	980	13,052,339	65,261,692	-
H24	988	12,448,692	62,243,454	-
H25	983	12,098,189	60,490,918	-
H26	964	11,392,265	56,961,323	-
H27	957	10,688,017	53,440,119	-
H28	952	9,876,743	49,383,711	-
H29	912	8,969,955	44,849,724	-
H30	883	7,911,521	39,544,319	-
R元	873	7,032,654	35,163,268	-
R2	772	5,441,237	27,206,165	-

(5) 環境美化

○ 不法投棄防止対策

岡山市では平成13年5月30日に「岡山市不法投棄防止対策連絡協議会」を立ち上げ、連合町内会及び連合婦人会などの市民団体、新聞及び飲料水販売、タクシー会社などの事業者、国県の河川・道路管理者などに不法投棄の監視・啓発・情報提供をお願いし、県警察にも警備の強化等をお願いしている。また、この協議会では岡山市内を6ブロックに分け、各地区に幹事会を設置し、地域の実情にあった不法投棄防止対策に関する協議を行っている。

市役所内においても、関係各課で連携を図るとともに、13年9月から岡南環境センター内に緊急環境対策室を設けた。15年4月からは環境事業課内に指導対策係を設け、専用電話で不法投棄の通報、情報提供を受け、現地調査等を行った。その後、29年4月に北区・中区・南区ごみ対策班を設置し、東区総務地域振興課とともに不法投棄の処理及び対策を行っている。

不法投棄対応実績

単位:件

	不法投棄 件数	ルーム エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	家電4品目計
平成28年度	2,729	0	37	2	2	41
平成29年度	2,737	0	40	16	5	61
平成30年度	2,417	2	43	8	8	61
令和元年度	2,128	1	50	6	15	72
令和2年度	2,740	2	53	27	14	96

○ 美しく快適なまちづくりの推進

市、市民、事業者それぞれの責任を明らかにするとともに、美しく快適なまちづくりを協働で推進することを目的として、平成19年4月1日から「美しいまちづくり、快適なまちづくり条例」を施行した。

(ア)「岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例」で定めている主な責務

市民の責務	・自宅周辺の清掃活動や、ごみの持ち帰り ・路上喫煙に当たっては、他人への影響の配慮
事業者のつとめ	・従業員への美化意識の啓発 ・消費者への美化意識の啓発 ・事業所周辺や事業を行う地域の清掃活動
市のつとめ	・市民、事業者に対して美化活動、啓発活動に関する施策の積極的な実施

(イ)条例上の規制

(i) 市内全域でポイ捨ての禁止

(ii) 路上喫煙制限区域内の公共の場所では、市が認定した灰皿以外では喫煙を制限

(iii) 容器入りの飲料又は食料を自動販売機により販売する事業者に対して、回収容器の設置及び適正管理の義務を課す。

(ウ)美しいまちづくりの日

この条例の目的を達成するため、毎月第3日曜日を「美しいまちづくりの日」と定め、市、市民、事業者による美化活動の推進を図る。

○ 放置自動車防止条例

放置自動車の発生の防止及び適正な処理について必要な事項を定め、放置自動車により生ずる障害を除去することにより地域の美観を保持し、良好な都市環境を成形するとともに市民の快適な生活環境の維持を図るため、平成9年1月に「岡山市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を施行した。

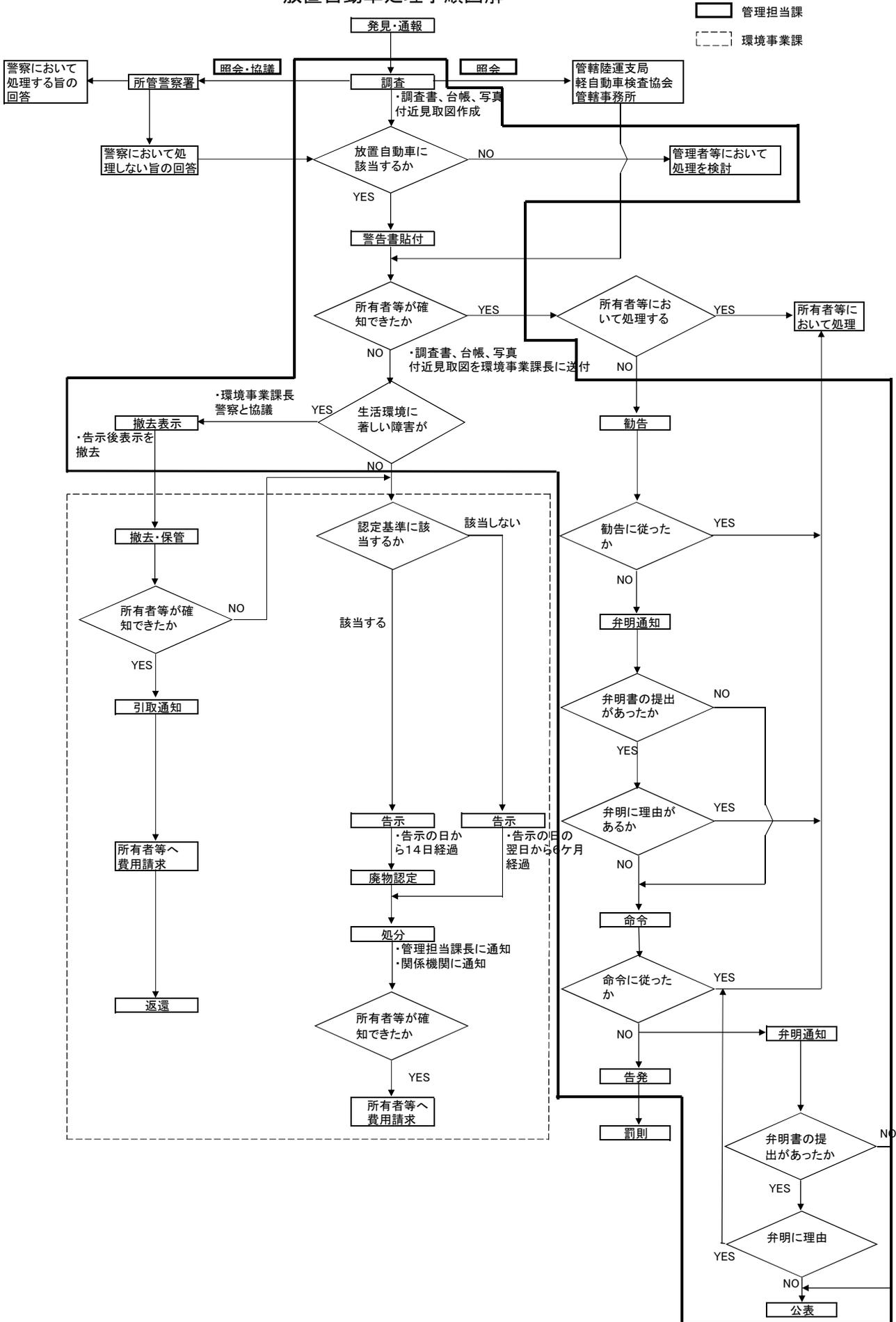
放置自動車の処理手続きは、通報に基づいて管理担当課が現地調査を行い、その結果所有者が判明したものについては、所有者による撤去を要請する。また、所有者が判明しないものは、廃棄物認定の基準に基づいて処分する。

放置自動車処分実績

単位:台

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	3	1	1	0	0	0

放置自動車処理手順図解



3 し尿処理

し尿処理の状況

岡山市におけるし尿と浄化槽汚泥の収集処理量は、令和2年度実績で、183,409kl/年（し尿37,557kl/年、浄化槽汚泥145,852kl/年）となっている。御津・灘崎・建部・瀬戸町合併前の旧岡山市区域分は170,802kl/年（し尿31,984kl/年、浄化槽汚泥138,818kl/年）となっている。

岡山市区域のし尿については、平成28年度から令和2年度までで14.0%下がっており、減少傾向にある。また、浄化槽汚泥については平成14年度までは増加してきたが、以後は横ばい状況である。

し尿の収集運搬は、市直営と許可業者8社で業務にあたっており、浄化槽清掃及び浄化槽汚泥の収集運搬については許可業者12社があたっている。

処理については、昭和54年8月に海洋投棄を廃止後、離島である犬島には、昭和62年3月に犬島浄化センターを建設し処理を行っており、一宮浄化センターをはじめとする5か所の処理施設へ計画的に搬入している。

また、急増した浄化槽汚泥の円滑な処理を行うため、移動脱水車による現地での固液分離業務、さらに浄化槽汚泥処理専用施設である当新田浄化センターが昭和60年4月から稼働している。

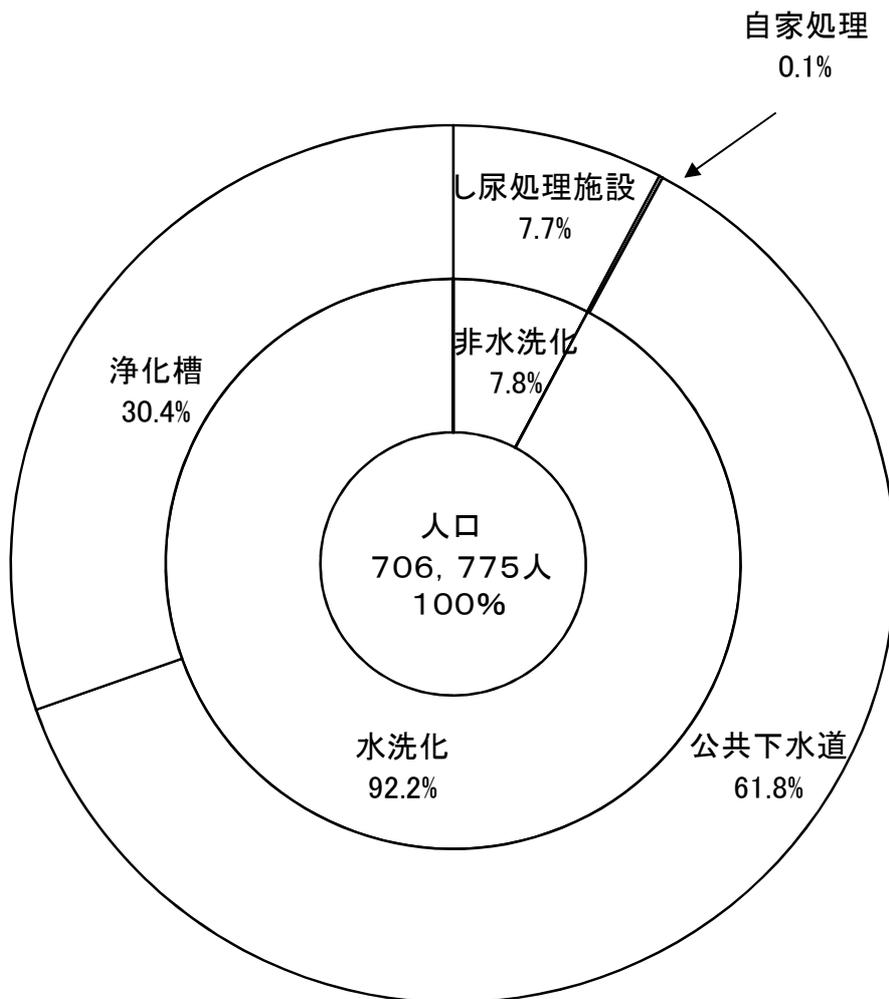
今後は下水道の整備、普及により、し尿の処理量はさらに減少していくと考えられる。また、下水道の供用が開始されていない区域では、市民の水洗化志向と昭和63年度からの家庭用小型合併処理浄化槽の設置補助制度に伴い、小型合併処理浄化槽の設置がされているが、浄化槽汚泥の処理量は全体としてほぼ横ばい状況にあるものと考えられる。

今後とも、し尿と浄化槽汚泥の収集量に応じた適切な処理が必要である。

○ ㄠ尿处理人口・世帯数

(令和3年3月31日推計)

区分	人口(人)	世帯数(世帯)
行政区域内	706,775	334,876
非水洗化	54,844	25,985
ㄠ尿处理施設	54,675	25,905
自家处理	169	80
水洗化	651,931	308,891
公共下水道	436,882	206,999
浄化槽	215,049	101,892

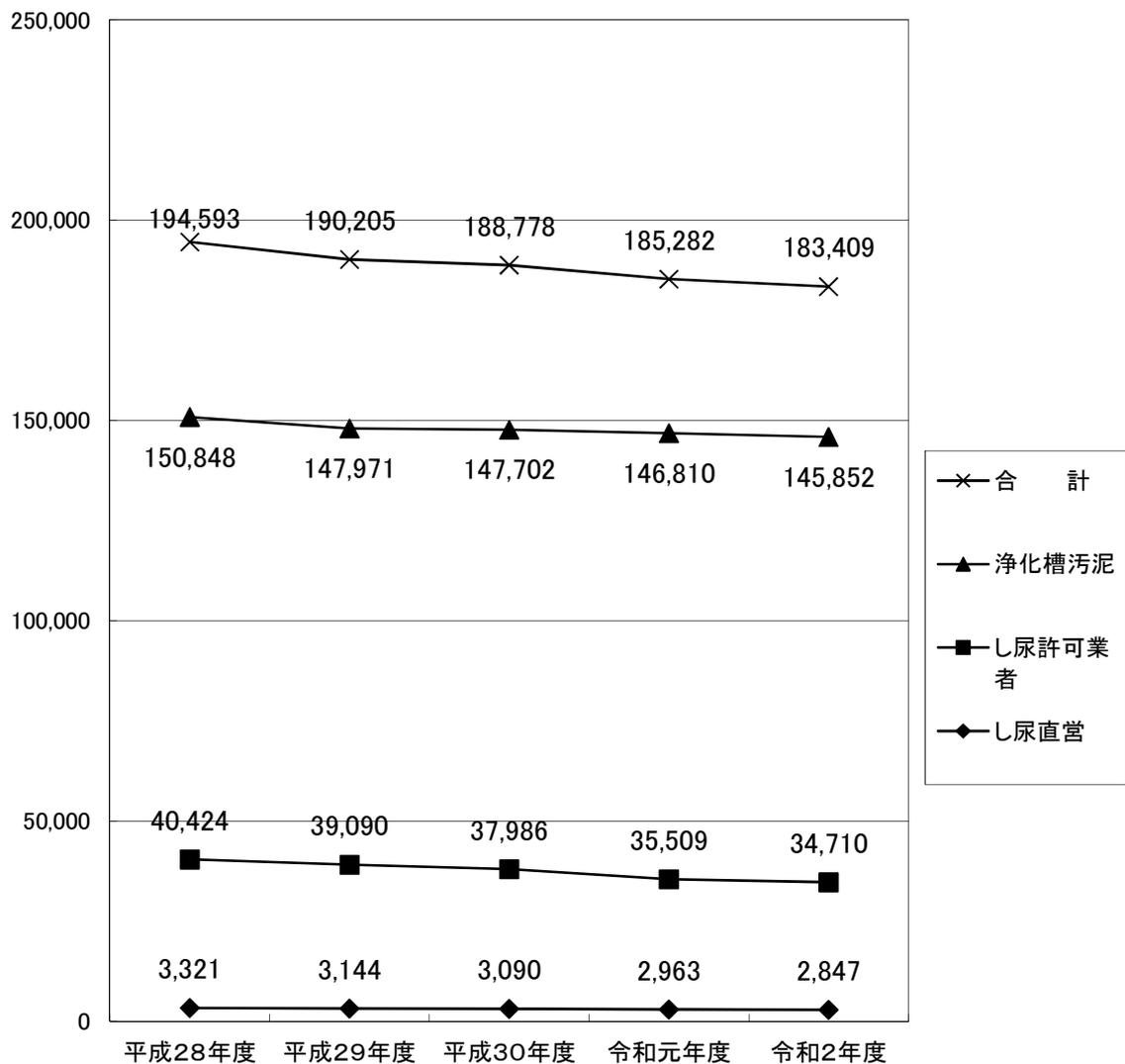


○ し尿収集実績

(単位:KI)

区 別 \ 年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生 し 尿	直 営	3,321	3,144	3,090	2,963	2,847
	許 可 業 者	40,424	39,090	37,986	35,509	34,710
	小 計	43,745	42,234	41,076	38,472	37,557
浄 化 槽 汚 泥		150,848	147,971	147,702	146,810	145,852
合 計		194,593	190,205	188,778	185,282	183,409

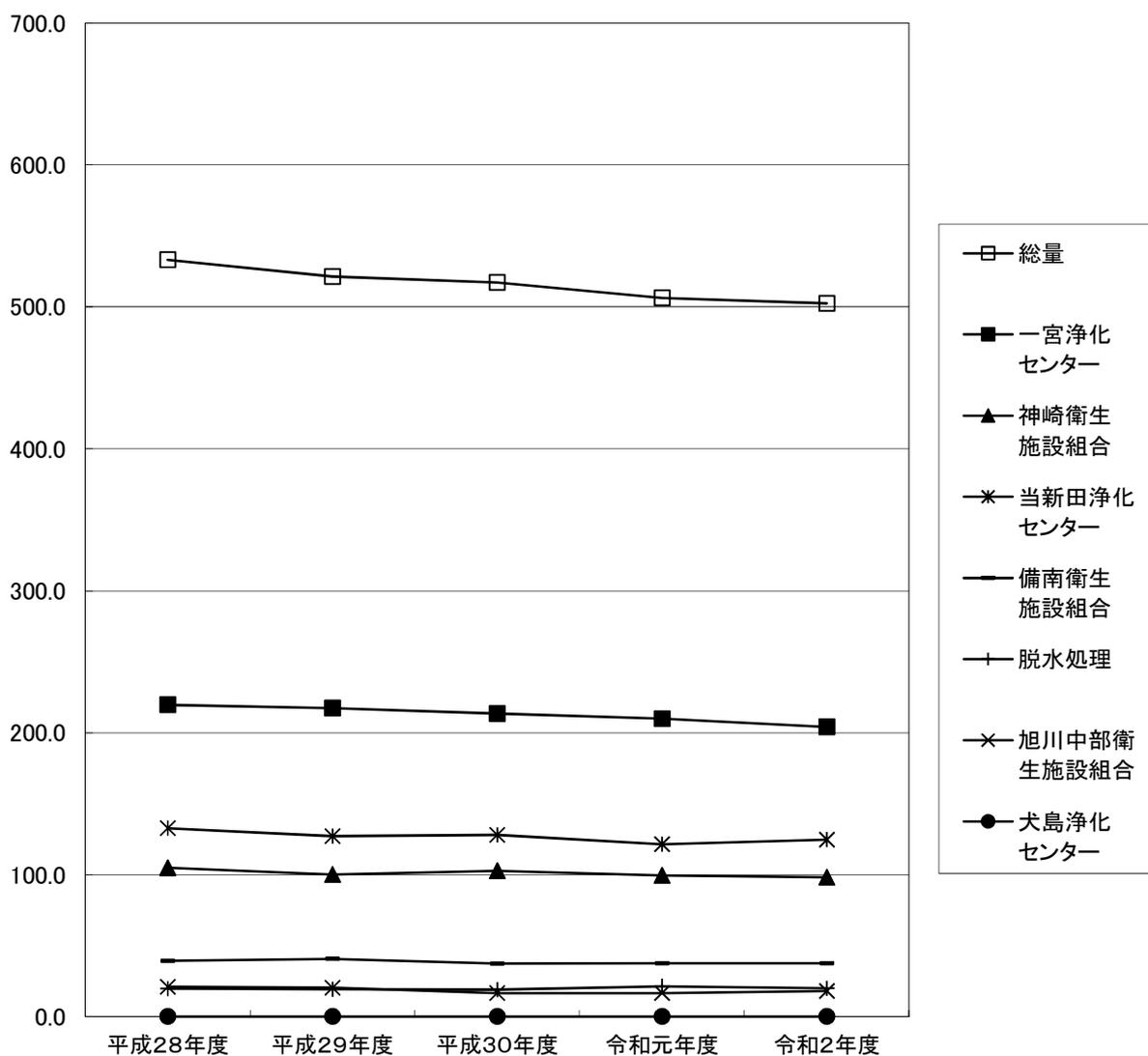
○ 直営・業者別収集量の推移



○ 施設別処理日量の推移

(単位:KI)

区 別 \ 年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一宮浄化センター	219.6	217.3	213.5	209.9	204.1
神崎衛生施設組合	104.9	100.2	102.6	99.4	98.2
備南衛生施設組合	39.2	40.7	37.4	37.6	37.6
旭川中部衛生施設組合	17.0	16.6	16.6	16.6	18.0
当新田浄化センター	132.7	127.2	128.0	121.3	124.5
犬島浄化センター	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
脱水処理	19.7	19.2	19.0	21.3	20.0
総 量	533.2	521.3	517.2	506.2	502.5



○ 浄化槽設置基数の推移

(単位:基)

区 別 \ 年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
単 独	30,560	29,298	28,883	28,417	27,653
合 併 (小 型 合 併)	34,906 (34,113)	35,596 (34,827)	36,326 (35,557)	37,032 (36,268)	37,648 (36,909)
合 計	65,466	64,894	65,209	65,449	65,301

※小型合併であげた数は、50人槽以下の小型合併浄化槽の数(合併の内数)である。

参考 合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付基数

(単位:基)

区 別 \ 年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
5 人 槽	660	639	615	610	571
7 人 槽	248	206	186	175	151
10 人 槽	28	23	16	21	15
11 ~ 50 人 槽	2	2	2	2	0
合 計	938	870	819	808	737

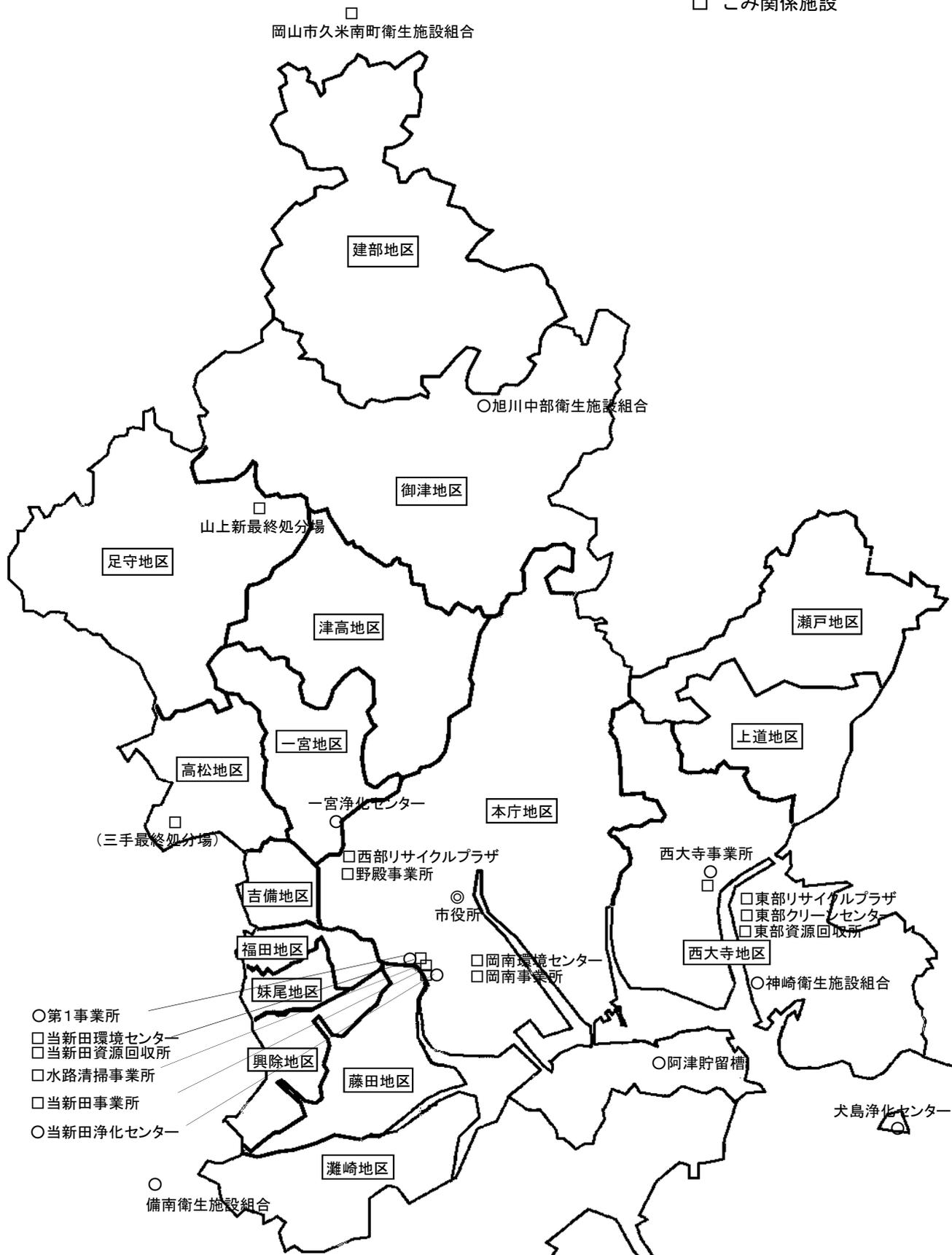
し尿収集区域図



4 清掃関係施設・車両

(1) 清掃関係施設所在地

- し尿関係施設
- ごみ関係施設



(2) 清掃施設等一覧表

施設等		所在地	電話番号	備考	
本庁	環境事業課	700-8554 岡山市北区大供一丁目2-3	(086) 803-1000 (代表)		
	産業廃棄物対策課				
	環境施設課				
し尿関係施設	第1事業所	700-0956 岡山市南区当新田485-1	(086) 243-2771	し尿収集	
	一宮浄化センター	701-1211 岡山市北区一宮217	(086) 284-0080		
	神崎衛生施設組合 (神崎処理場)	704-8138 岡山市東区神崎町2676	(086) 946-8002	構成〔岡山市・瀬戸内市〕	
	備南衛生施設組合 (清鶴苑)	710-1101 倉敷市茶屋町1919	(086) 428-1261	構成〔岡山市・倉敷市 ・早島町〕	
	旭川中部衛生施設組合 (旭清苑)	709-2131 岡山市北区御津鹿瀬650	(086) 724-1503	構成〔岡山市・吉備中央町 ・久米南町〕	
	当新田浄化センター	700-0956 岡山市南区当新田488-4	/	浄化槽汚泥専用	
	犬島浄化センター	704-8153 岡山市東区犬島179	/		
	阿津貯留槽	702-8015 岡山市南区阿津大河原尻地先	/		
	ごみ関係施設	野殿事業所	700-0066 岡山市北区野殿西町1-5	(086) 214-5841	
		当新田事業所	700-0956 岡山市南区当新田486-1	(086) 241-6185	ごみ・資源化物収集
岡南事業所		700-0942 岡山市南区豊成一丁目4-1	(086) 231-4722		
西大寺事業所		704-8112 岡山市東区西大寺上二丁目6-61	(086) 944-5034	ごみ・し尿収集	
水路清掃事業所		700-0956 岡山市南区当新田486-1	(086) 805-3075	道路下水清掃	
東部リサイクルプラザ		704-8122 岡山市東区西大寺新地453-5	(086) 944-7122	不燃ごみ・粗大ごみ処理 資源選別・リユース	
西部リサイクルプラザ		700-0066 岡山市北区野殿西町428-2	(086) 214-2650		
東部クリーンセンター		704-8122 岡山市東区西大寺新地453-5	(086) 944-7071		
岡南環境センター		700-0942 岡山市南区豊成一丁目4-1	(086) 233-7490	ごみ焼却	
当新田環境センター		700-0956 岡山市南区当新田486-1	(086) 246-5145		
岡山市久米南町衛生施設組合		709-3626 久米郡久米南町上神目313-6	(086) 722-1294	構成〔岡山市・久米南町〕	
山上埋立管理事務所 (山上新最終処分場)		701-1526 岡山市北区山上152	(086) 295-2621		
三手最終処分場		701-1353 岡山市北区三手108-1	/		

(3) 保有車両

※リース車両を含む

(令和3年4月1日現在)

		本庁	各事業所					各センター等					計			
			環境事業課	第1事業所	野殿事業所	当新田事業所	岡南事業所	西大寺事業所	セ東部ンクラーイン	プ東部リサイクザル	セ岡南タ環	セ当新田タ環		事山上埋立管所理	セーン宮タ浄化	
し尿収集	バキューム車	1.8kl		5				2							7	
		3.6kl		3										1	4	
		0.35kl						2							2	
ごみ収集	パッカー車	2t			15	20	20	7							62	
		4t	2												2	
	プレスパッカー車	2t	1		2	3	2								8	
	ダンプ車	2t	3		1	1	1	3							9	
	ダンプ車	3t			2	2	2								6	
	トラック	2t			1	1	1	2							5	
	軽トラック		14		7	6	8	3							38	
ごみ処理	灰運搬車	4t													0	
		8t											1		1	
	散水車												1		1	
	コンパクター												1		1	
	油圧ショベル												1		1	
	ダンプ車	2t							1							1
		4t												1		1
	トラック	2t								2				1		3
	軽トラック										1	1		2		4
	吸引車													1		1
計		20	8	28	33	34	19	1	2	1	1	9	1	157		

(4) ごみ処理施設

(ア) 焼却処分施設

名称	東部クリーンセンター	岡南環境センター		当新田環境センター
		改修前	改修後	
所在地	東区西大寺新地453番地の5 TEL (086)944-7071	南区豊成一丁目4番1号 TEL (086)233-7490		南区当新田486番地1 TEL (086)246-5145
敷地面積	63,878.70㎡ (リサイクルプラザを含む)	15,858.81㎡		20,904㎡
建築面積	焼却棟：8,352.72㎡ 管理棟：796.60㎡	4,933.98㎡		3,585.63㎡
延床面積	焼却棟：18,910.29㎡ 管理棟：2,323.60㎡	15,816.74㎡ (焼却関係及び 収集関係を含む)		9,377.29㎡
着工年月日	平成9年11月8日	昭和50年12月25日	平成13年6月26日	平成2年9月22日
完工年月日	平成13年7月31日	昭和53年12月20日	平成15年2月28日	平成6年1月31日
焼却能力	450t/24H (150t×3基)	450t/24H (150t×3基)	220t/24H (110t×2基)	300t/24H (150t×2基)
焼却炉型式	全連続燃焼式 (流動床炉)	全連続燃焼式 (ストーカ炉)		全連続燃焼式 (流動床炉)
灰溶融処理能力	39t/24H (39t×2基 1基は予備)	26t/24H		
灰溶融方式	直流電気抵抗式	表面溶融式		
建設規模	焼却棟 地上5階地下3階 鉄骨鉄筋コンクリート造 (幅74m 長さ125.5m 高さ38.7m) 管理棟 地上3階 鉄筋コンクリート造 (幅18m 長さ43m 高さ12.4m)	地上4階地下2階 (地上26.4m 地下14.7m) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (幅45.6m 長さ90m)		地上6階地下2階 鉄骨鉄筋コンクリート造 (幅43m 長さ78m 高さ30.9m)
煙突	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上100m	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上56.5m		鉄骨鉄筋コンクリート造 地上57m
建設費	13,576,500千円	6,470,000千円	2,444,400千円	12,493,900千円
運営	受入業務—直営 運営管理—委託	直営	受入業務—直営 運営管理—委託	受入業務—直営 運営管理—委託
熱利用	発電、場内冷暖房、給湯 蒸気供給 (東部リサイクルプラザ、 東部健康増進施設) 電気供給 (東部リサイクルプラザ、 吉井川浄化センター)	発電、場内冷暖房、給湯 温水プール蒸気供給		発電、場内冷暖房、給湯 当新田事業所電気供給・給湯 蒸気供給 (当新田健康増進施設)
付帯設備	—	剪断式破砕機		—
メーカー	(株) I H I	(株) タクマ	内海プラント (株)	(株) 荏原製作所
備考		改修内容 ・排ガス高度処理設備 ・灰溶融設備 平成22年度末 灰溶融設備停止 平成25・26年度 延命化工事		改修内容 ・灰出設備改造工事 (セメント原料化)

○ 東部クリーンセンターの概要

本施設は、平成9年11月8日に建設着手し、平成13年8月1日から本格稼働している。

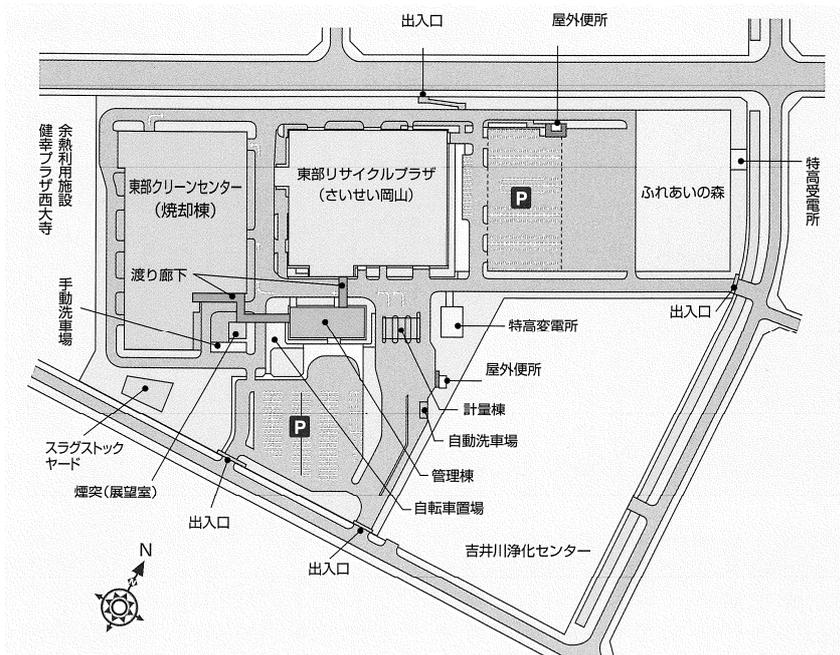
焼却ごみは、サーマルリサイクルするとともに、焼却残渣は、溶融し無害化処理を行うことにより、再資源化を図るなど、資源循環型社会を旨とした施設となっている。

サーマルリサイクルとしては、熱エネルギーを冷暖房、給湯、発電に利用し、最大発電能力は12,100kWを有している。また、隣接する東部健康増進施設へ蒸気を供給し、発電、温水プールの加熱等に利用している。

溶融スラグは、再生アスファルト混合物骨材等として利用されている。

平成28年度から、一部の焼却灰等（不燃物）については最終処分場の延命化及び資源化率の向上を図るため、セメント原料化を行っている。

<施設配置図>



<施設写真>



○ 岡南環境センターの概要

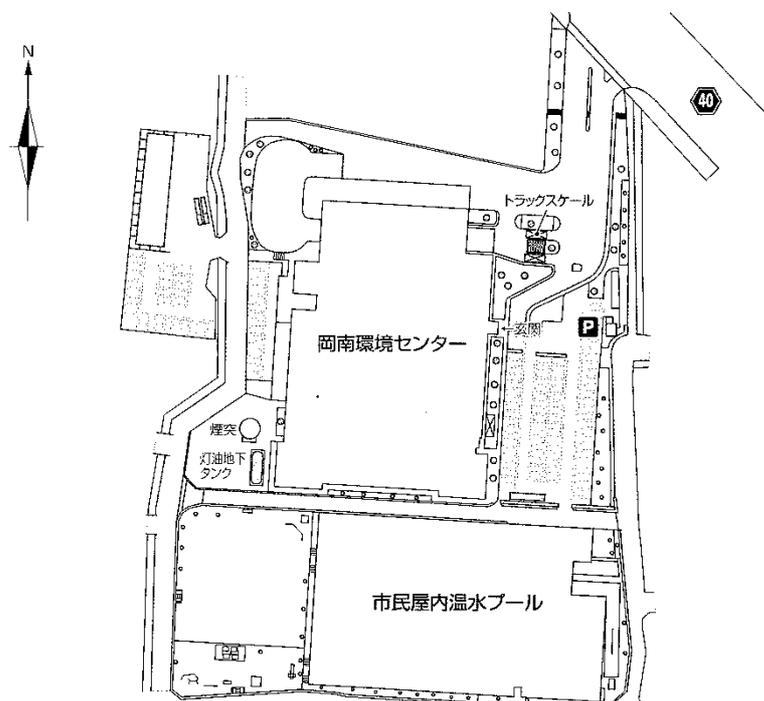
岡南環境センターは、昭和 53 年 12 月から稼働している。

エネルギーの有効利用を図るため、ごみ焼却により発生する余熱を利用して、自家発電を行い、センター内の冷暖房、給湯、さらには併設された温水プールにも、蒸気を送り、利用されている。

平成 23 年度から、焼却残渣については最終処分場の延命化及び資源化率の向上を図るため、セメント原料化を行っている。

今後 10 年間程度の安定稼働を図るため、平成 25・26 年度に延命化工事を行った。

<施設配置図>



<施設写真>



○ 当新田環境センターの概要

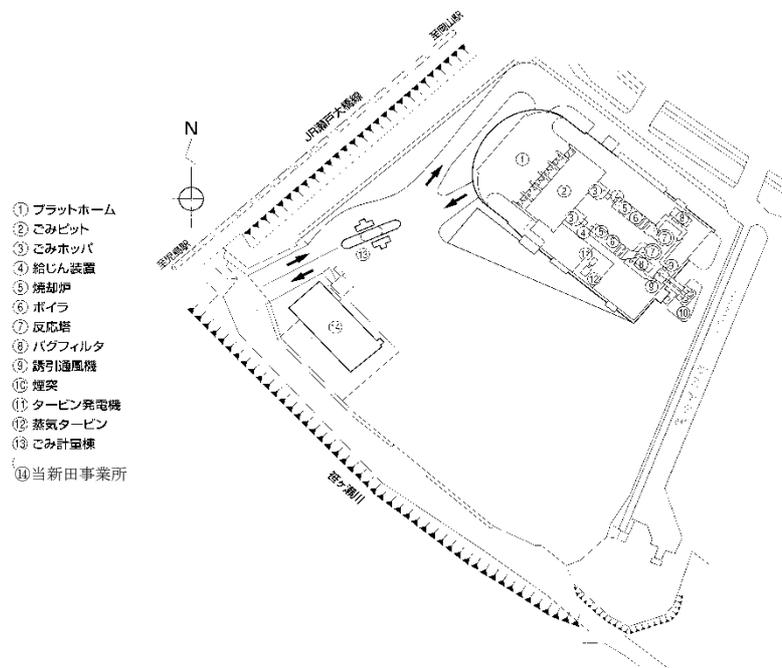
当新田焼却場が建設後 25 年余りを経過し、施設の老朽化が著しく、経済活動の活発化、生活様式の多様化に伴うごみの増加に対応できなくなってきたため、平成 2 年 9 月建設に着手し、平成 6 年 2 月から稼動している。

余熱利用としては、センター内の冷暖房、給湯、さらに蒸気タービンによる自家発電を行い、その電力を本施設で使用するだけでなく、余剰電力は、電力会社に売電している。

また、隣接する当新田健康増進施設へ蒸気を供給し、発電、温水プールの加温等に利用している。

平成 23 年度から、焼却残渣については最終処分場の延命化及び資源化率の向上を図るため、セメント原料化を行っている。

<施設配置図>



<施設写真>



(イ) 最終処分施設

名 称	山上最終処分場	山上新最終処分場	三手最終処分場(拡張部)
所在地	北区山上 152	北区山上地内 (山上最終処分場に隣接)	北区三手 108-1
敷地面積	206,000㎡	137,100㎡	11,587㎡
埋立面積	56,900㎡	36,900㎡	11,488㎡
埋立容量	500,000㎥	450,000㎥	59,700㎥
着工年月	平成 5年 6月	平成12年 3月	平成 6年11月
完成年月	平成 7年 3月	平成14年11月	平成 8年 7月
埋立開始日	平成 7年 5月 8日	平成18年 3月20日	
埋立終了日	平成18年 3月17日		
浸出水 処理方法	カルシウム沈殿+生物 学的脱窒素(接触ばっき) +凝集沈殿+砂ろ過+ 活性炭吸着	山上最終処分場へ圧送処理 (浸出水送水能力300㎥/日)	他の処分場に運搬して処理
浸出水処理能力	250㎥/日		
整備事業費 (うち用地費)	4,765,000千円 (489,693千円)	3,721,328千円 (872,864千円)	849,349千円 (246,916千円)

○ 山上新最終処分場の概要

山上新最終処分場は、岡山市北区山上地区で山上最終処分場に隣接する山間部に位置している。山上最終処分場に次ぐ総面積 137,100 ㎡、埋立容量 450,000 ㎥の処分場で、7,000 ㎥の浸出水調整槽施設を設置し、浸出水については既設の水処理施設へ送水して水処理をしている。

山上新最終処分場は、環境保全・安全性を重視しながら平成 11 年度から 14 年度の継続事業として建設し、平成 18 年 3 月 20 日から埋立をしている。

<埋立施設概要>

浸出水集排水管・・・延長 1,269m

しゃ水工設備・・・・・・高密度ポリエチレン（二重シート）+漏水検知システム

飛散防止設備・・・・・・金網フェンス 延長 888m

<新処分場浸出水調整槽施設>

調整槽・・・・・・鉄筋コンクリート造 7,000 ㎥

送水能力・・・・・・300 ㎥/日

機械・倉庫棟・・・・・・鉄骨平屋建

<浸出水処理施設概要>

【山上最終処分場既設水処理施設仕様】

調整槽・・・・・・鉄筋コンクリート造 7,000 ㎥

処理能力・・・・・・250 ㎥/日

処理棟・・・・・・鉄骨平屋建

浸出水処理方式・・・・・・カルシウム沈殿設備+生物化学的脱窒素（接触ばっき）設備+凝集沈殿設備+砂ろ過設備+活性炭吸着設備

<管理施設概要>

【山上最終処分場既設仕様】

搬入施設設備・・・・・・ロードセル式ピットタイプ（30 t 計量）

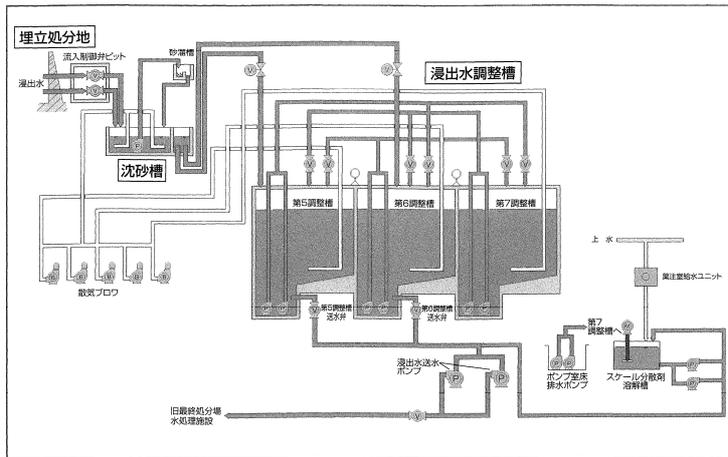
管理棟・・・・・・鉄骨平屋建

車庫・・・・・・鉄骨平屋建

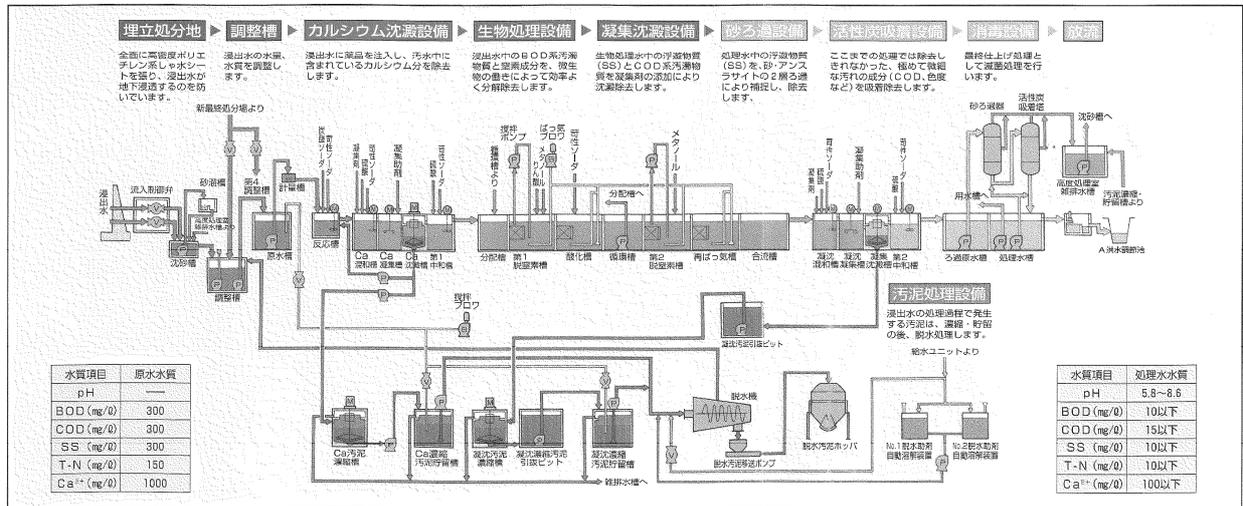
トラックスケール棟・・・・鉄骨平屋建

<フローシート>

■浸出水処理フローシート



■旧最終処分場水処理施設



<施設写真>



令和3年4月

(ウ) 資源選別施設等

○ 東部リサイクルプラザ、西部リサイクルプラザ

資源循環型社会の構築を目指し、ごみの減量を図るとともに、廃棄物の再資源化を促進するための処理施設とし、又ごみ問題に対する市民の意識向上、資源の一層の有効利用及び最終処分場の延命化を図る施設として建設された。

○ 東部リユースぶらざ、西部リユースぶらざ

資源循環型社会の構築を市民と協働して、形成していくため、市民自ら廃棄物の減量、再資源化、再生利用体験及び学習を図ることにより、ものを大切にする心を養い、快適な生活環境づくりとリサイクル社会の形成、地球環境の保全に資するための施設として設置された。

名称	東部リサイクルプラザ (愛称:さいせい岡山)	東部リユースぶらざ	西部リサイクルプラザ	西部リユースぶらざ
所在地	岡山市東区西大寺新地453番地5	(東部リサイクルプラザ内3階)	岡山市北区野殿西町428-2	(西部リサイクルプラザ内2階)
電話	086-944-7122	086-944-7132	086-214-2650	086-214-2650
敷地面積	63,878.70㎡ (東部クリーンセンターを含む)		約9,460㎡	
建築面積	7,494.55㎡(付属棟を含む)		約5,300㎡	
延床面積	16,731.19㎡(付属棟を含む)	約1,400㎡	約9,700㎡	約800㎡
着工年月日	平成10年12月19日	平成10年12月19日	平成24年3月21日	平成24年3月21日
完工年月日	平成13年5月31日	平成13年5月31日	平成26年12月26日	平成26年12月26日
施設能力	粗大ごみ処理施設 58t/5h (可燃性粗大ごみ 9t/5h、不燃性粗大ごみ 9t/5h、不燃ごみ 40t/5h) 資源選別施設 27t/5h (空き缶 7t/5h、ペットボトル 2t/5h、トレイ 1t/5h、古紙・古布 3t/5h、空きびん 14t/5h)		粗大ごみ処理施設 26t/5h (可燃性粗大ごみ 3t/5h、不燃性粗大ごみ 3t/5h、不燃ごみ 20t/5h) 資源選別施設 17t/5h (ペットボトル 6t/5h、古紙・古布 3t/5h、空きびん 8t/5h)	
選別物	粗大ごみ処理施設 可燃物、鉄類、アルミ類、不燃物 資源選別施設 圧縮成型品(スチール缶・アルミ缶・ペットボトル・トレイ)、 新聞紙・ダンボール・雑誌・牛乳パック・古布、廃乾電池、 空きびんカレット(無色・茶色・その他)・生きびん・蛍光管		粗大ごみ処理施設 可燃物、鉄類、アルミ類、不燃物 資源選別施設 圧縮成型品(ペットボトル・トレイ)、 新聞紙・ダンボール・雑誌・牛乳パック・古布、廃乾電池、 空きびんカレット(無色・茶色・その他)・生きびん・蛍光管	
規模・構造	リサイクルプラザ… 地上4階地下1階、 東西約89.5m、南北約77.0m、 高さ約22.1m (鉄骨造・鉄筋コンクリート造) 付属棟…コンベヤ上屋(鉄骨造)、 渡り廊下(鉄骨造) 屋外便所(鉄筋コンクリート造)、 駐輪場(鉄骨造)	施設内容 研修室 ボランティアミーティングルーム リサイクル体験コーナー 修理・再生室、展示・販売室 情報コーナー 子供が遊べるコーナー	リサイクルプラザ… 地上3階地下1階、 東西約70m、南北約65m、 高さ約22.2m (鉄骨造・鉄筋コンクリート造) 付属棟…コンベヤ上屋(鉄骨造)、 渡り廊下(鉄骨造) 屋外便所(鉄筋コンクリート造)、 駐輪場(鉄骨造)	施設内容 研修室 ボランティアミーティングルーム リサイクル体験コーナー 修理・再生室、展示・販売室 情報コーナー 子供が遊べるコーナー
建設費	4,168,500千円	東部リサイクルプラザ建設費に含む	3,133,200千円	西部リサイクルプラザ建設費に含む
運営	直営管理、委託(運転・資源選別)	直営管理	委託管理	委託管理
メーカー	日立造船㈱	日立造船㈱	㈱川崎技研	㈱川崎技研
稼働開始日	平成13年6月1日	平成13年9月8日	平成27年1月5日	平成27年1月4日

(5) し尿関係施設

(ア)処理施設

施設名(所在地)		能力 (kl/日)	処理方式	建設 年月日	建設費 千円	敷地面積 ㎡	備考
一宮浄化センター (北区一宮217)	旧100kl系 (廃止)	300	(施工期間中仮設令2.6まで) 前処理脱水+脱窒素処理方式 +下水道放流	昭43.3.31 (平9.改造) 令元.6~	179,449 (1,127,850)	18,314.77	
	旧200kl系		(施設改修工事施工中) 300klとして稼働	昭54.3.31	1,700,000		
神崎衛生施設組合 (東区神崎町2676)		180	膜分離高負荷生物脱窒素処理式 (生物脱窒処理+膜分離処理)	平9.3.31	6,338,882	17,000	
備南衛生施設組合 (倉敷市茶屋町1919)		80	標準脱窒素処理+凝集沈殿+ オゾン処理+砂ろ過+活性炭吸着 +抗火石浸漬床	昭60.12.20	1,668,231	8,333	
旭川中部衛生施設組合 (北区御津鹿瀬650)		42	標準脱窒素処理+高度処理	平4.3.31	749,840	13,083	
犬島浄化センター (東区犬島179)		0.35	生物脱窒(一段)処理+凝集沈殿+ 砂ろ過+活性炭吸着	昭62.3.31	132,842	4,741	
当新田浄化センター (南区当新田488-4)		70 (+100)	固液分離処理+生物脱窒素処理 (平24.4.1より移動式脱水機を増 設し100kl/日分の能力を追加)	昭60.3.30	141,297	4,654	浄化槽汚 泥処理施 設

(イ)貯留施設

施設名(所在地)	容 量 (kl)	建設 年月日	建設費 千円	敷地面積 ㎡
阿津貯留槽 (南区阿津大河原尻地先)	108	昭36.9.6	1,340	327.5

光南台地区は、し尿処理施設への搬送距離が遠隔であるため、定期収集の実施と標準作業の確保を図り、収集効率の低下をきたさないよう、貯留槽へ一時保管し、中継車で処理場まで搬送している。

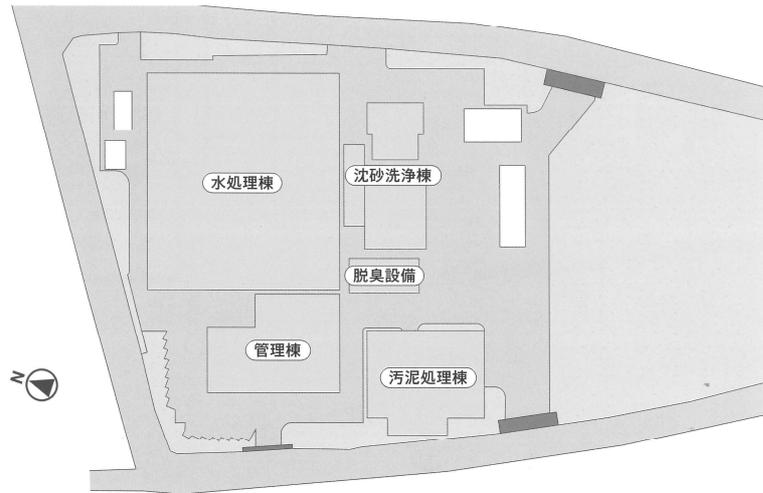
(ウ)公衆便所(環境局所管分)

所管	名称	所在地	構造		設置年月	建設費 千円	面積 ㎡
第1事業所	清輝橋	北区清輝橋四丁目 清輝小学校西	ブロック	水洗	昭30.2	145	6.46
	紺屋町	北区天瀬 旧市民病院東筋市道上	〃	〃	昭33.9	250	4.32
	京山	北区京山二丁目 池田動物園横	〃	〃	昭38.7	昭54.1 寄付採納	19.23
西大寺事業所	掛之町	東区西大寺中三丁目1304-5	〃	〃	昭63.12	県費	17.40
	西大寺中	東区西大寺中三丁目1227-20	〃	〃	昭60.8	7,197	17.50

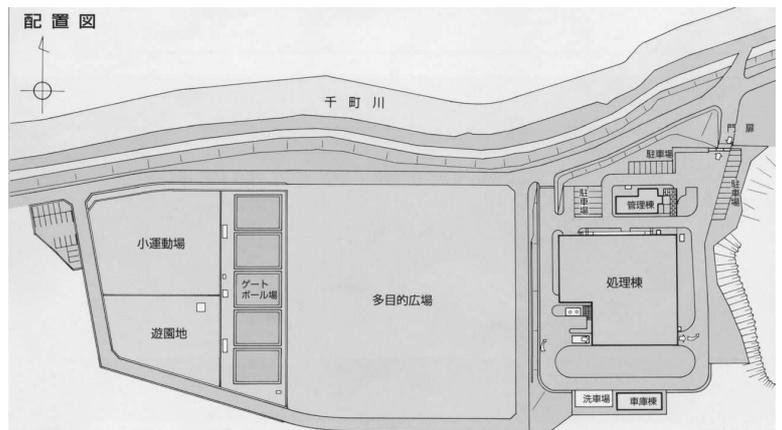
○ 一宮浄化センター



施設配置図



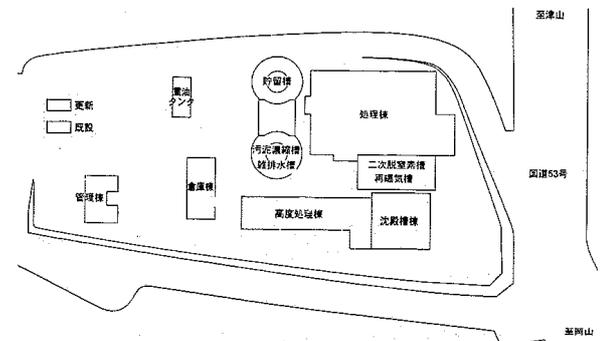
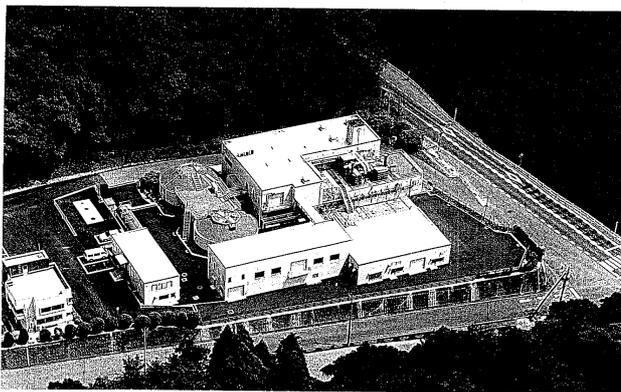
○ 神崎衛生施設組合



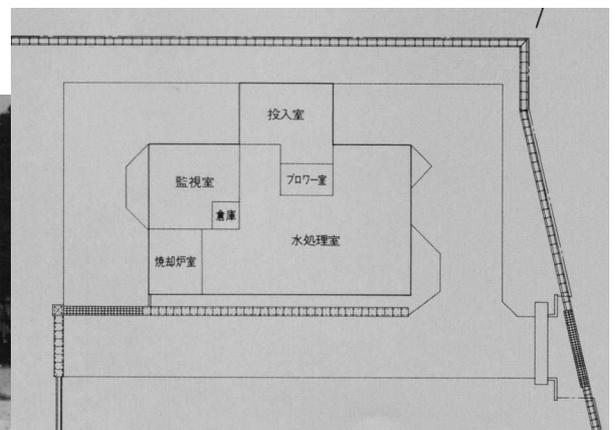
○ 備南衛生施設組合



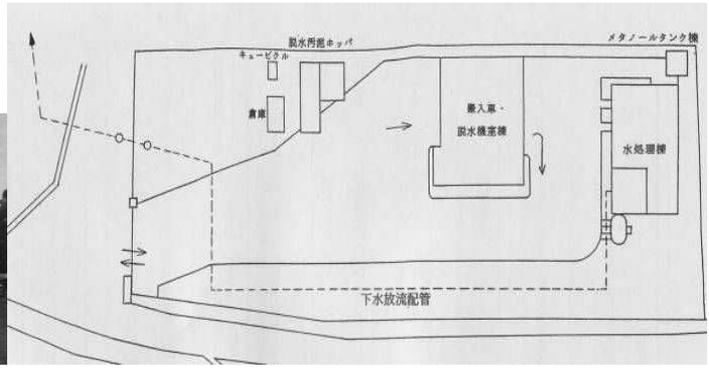
○ 旭川中部衛生施設組合



○ 犬島浄化センター



○ 当新田浄化センター



○ 阿津貯留槽



5 産業廃棄物処理

事業活動に伴って生じる産業廃棄物は、排出事業者自ら処理する責任があり、自ら処理できない場合には許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理することとされている。

しかしながら、産業廃棄物の不適正処理による苦情あるいは不法投棄、さらには最終処分場等処理施設の設置に伴う地域でのトラブル等の問題が数多く発生している。

本市では平成6年度から産業廃棄物関連業務を所管しており、排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の減量化及び適正処理の指導等を行っている。

その主な業務は、処理業や処理施設の許可、排出事業者や処理業者に対する立入検査・指導、苦情への対応等であり、不法投棄の早期発見と不適正処理の未然防止のため、平成14年度から産業廃棄物の監視班を設け、産業廃棄物処理業者の指導や苦情に対する迅速な対応に努めている。

また、平成20年度からヘリコプターによる上空監視を実施している。これまで確認が困難とされていた山間部等の監視を重点的に強化することができ、不法投棄の未然防止や早期発見、早期対応、拡大防止等に効果を上げるとともに、不法投棄を行おうとする者に対しての抑止力効果として期待している。

産業廃棄物処理施設の許可申請前の手続きとして、平成15年度から事業者への近隣住民に対する事業計画の説明会の開催等を義務付けた「岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例」を施行している。

平成17年1月1日には「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、自動車リサイクル法）」が本格施行され、使用済自動車の解体等を行う場合は許可等が必要となった。

(1) 産業廃棄物処理業等の許可

○ 産業廃棄物処理業者(令和3年3月31日現在)

処理業の区分		令和元年度末 業者数	令和2年度許可申請件数				令和2年度末 業者数
			新規	更新	変更	失効等	
産業廃棄物	収集運搬業	233	7	37	3	24	216
	処分業	116	0	9	4	8	108
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	28	2	3	0	0	30
	処分業	9	0	1	2	1	8

○ 自動車リサイクル法許可業者(令和3年3月31日現在)

処理業の区分		令和元年度末 業者数	令和2年度許可申請件数				令和2年度末 業者数
			新規	更新	変更	失効等	
自動車リサイクル法	引取業	113	4	5		11	106
	フロン回収業	53	1	2		3	51
	解体業	36	1	3		3	34
	破砕業	14	0	1	0	0	14

○ 産業廃棄物処理施設設置数(令和3年3月31日現在)

施設番号	産業廃棄物処理施設の種類	令和元年度末 施設数	令和2年度許可			廃止	令和2年度末 施設数
			新規	変更	譲受		
1	汚泥の脱水施設	25	2	0	0	0	27
2	汚泥の乾燥施設	天日乾燥	2	0	0	0	2
		機械乾燥	1	0	0	0	1
3	汚泥の焼却施設	9	0	0	0	0	9
4	廃油の油水分離施設	2	0	0	0	0	2
5	廃油の焼却施設	7	0	0	0	0	7
7	廃プラスチック類の破碎施設	20	0	0	0	0	20
8	廃プラスチック類の焼却施設	8	0	0	0	0	8
8-2	木くず・がれき類の破碎施設	88	0	0	0	0	88
13-2	産業廃棄物の焼却施設(上記以外)	18	0	0	0	0	18
14	最終処分場	ロ 安定型	9	0	0	0	9
		ハ 管理型	5	0	0	0	5
合 計		194	2	0	0	0	196

(2) 監視・指導

監視・指導の対象内容には次のものがあり、定期又は随時実施している。

- (ア) 産業廃棄物監視班を主軸とした産業廃棄物の排出事業者、処理業者、処理施設設置者等に対する日常的な巡回監視、立入指導
- (イ) 産業廃棄物焼却施設等から発生するダイオキシン類等の行政検査
- (ウ) 産業廃棄物最終処分場等から発生する浸出水等の行政検査
- (エ) 産業廃棄物最終処分場に対する埋立残量等の実態把握
- (オ) 産業廃棄物の不法投棄、野外焼却等の不適正処理に対する苦情に対する即時対応、事後確認
- (カ) 自動車リサイクル法関係事業者に対する立入指導
- (キ) 産業廃棄物排出事業者に対する立入指導
- (ク) 消防ヘリによる上空監視を実施、各施設、山間部等を重点的に監視

○ 監視指導事務、立入検査等実施状況(令和2年度)

対象	令和2年度	
	立入箇所数	立入件数
排出事業者等	414	2,793
中間処理業者	95	459
最終処分場	15	78
自動車リサイクル関係	25	99
合計	549	3,429

6 環境保全

(1) 大気保全事業

(ア) 監視体制

① 環境の監視

大気汚染防止法第22条に基づき大気汚染の状況を監視するため、一般環境大気測定局9局、自動車排出ガス測定局3局、計12箇所にて二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び炭化水素等の16項目の大気汚染物質を測定した。

毎時集められた測定データは市民へ周知するとともに、高濃度となった場合には、工場等へ汚染物質削減を要請した。

大気常時監視状況

(令和3年3月末現在)

No.	測定局	設置場所	所在地	測定項目												設置年 月
				二酸化硫黄	微小粒子状物質	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	窒素酸化物	日射量	風向	風速	温度	放射線	一酸化炭素	炭化水素	
一般環境大気測定局																
1	興除興除中学校	南区中畦 589-4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S47.6
2	江並江並遊園地	中区江並 428-73		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S46.3
3	南輝南輝小学校	南区南輝三丁目 6-9		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S48.8
4	吉備陵南小学校	北区東花尻 241-1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S48.8
5	出石出石コミュニティハウス	北区幸町 10-10		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S48.8
6	西大寺西大寺中学校	東区西大寺上一丁目 20-60		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S53.9
7	東岡山財田小学校	中区長岡 58-2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S55.1
8	五明五明公会堂	東区西大寺五明 186		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H18.3
9	御津御津公民館	北区御津宇垣 1629		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R2.3
自動車排出ガス測定局																
10	西祖水道局第2取水井1部	東区西祖 1-4及び1-5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H18.3
11	青江用水上	南区青江六丁目 3-16		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S56.3
12	南方岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校	北区南方一丁目 3-65		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S53.9

なお、令和2年度は、市内において、光化学オキシダント情報を5回、光化学オキシダント注意報を2回発令した。

② 煙道中ばい煙、有害ガス等濃度調査

市内の固定発生源のうち、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、水銀排出施設について、ばい煙排出状況等の実態を把握し、また、岡山県環境への負荷の低減に関する条例に規定する有害ガス発生施設の有害ガス排出状況等の実態を把握することにより、今後のばい煙削減対策等に役立てることを目的に実施した。

- ・調査実施事業場 2事業場 (3施設)

③ 酸性雨調査

森林の枯死等生態系に深刻な被害をもたらす酸性雨の環境への影響は、工場や自動車から排出される窒素酸化物や硫黄酸化物が主な原因といわれている。このため、酸性雨の調査を実施し、実態把握に努めた。

- ・調査地点 1地点 (岡山市水道局水質試験所)

④ アスベスト大気環境中調査及び発生源周辺調査

大気環境中における汚染の状況を把握するため、大気環境中におけるアスベスト調査を実施した。また、吹付けアスベスト除去作業場等の発生源周辺等のアスベスト調査を実施した。

- ・大気環境中調査地点 3箇所（6地点）
- ・発生源周辺調査地点 2箇所（16地点）

⑤ 有害大気汚染物質等対策調査

大気汚染防止法に基づき、人の健康への影響が懸念される有害大気汚染物質等（21物質）について、大気環境中における汚染の状況を把握するため、調査を実施した。

- ・調査地点 2地点（南輝小学校、陵南小学校）

⑥ ダイオキシン類対策環境調査（大気環境）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の汚染の状況を把握するため、大気環境調査を実施した。

- ・調査地点 3地点（南輝小学校、陵南小学校、東区役所瀬戸支所（瀬戸公民館[※]））
- ※ 瀬戸支所の改修工事のため、冬季調査は瀬戸公民館で実施した。

⑦ 微小粒子状物質成分分析調査

微小粒子状物質の環境基準が平成21年9月に定められ、大気汚染防止法第22条の事務処理基準に微小粒子状物質の成分分析が盛り込まれたことから、健康への影響や発生源についての知見を得るため、平成25年度から調査を実施した。

- ・調査地点 1地点（東岡山測定局）

(イ) 届出受理、審査の状況

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、工場、事業場等に対して、届出等の受理を行った。

- ・届出受理、審査件数 238件

(ウ) 工場、事業場への立入調査

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき工場・事業場に立入調査を実施した。

- ・立入件数 99件

(エ) 特定粉じん排出等作業に係る立入調査

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業について、作業基準の遵守状況等アスベストの飛散防止対策の確認のため、解体現場等に立入調査を実施した。

- ・立入件数 57件

(オ) P R T R制度による特定化学物質対策

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に基づくP R T R制度では、人や生態系への有害性があり、環境中に広く存在すると認められる物質として政令で指定された462物質について、一定の要件を満たす事業者は、環境中への排出量や廃棄物等に含まれて事業所の外に移動する量(前年度分)を自ら把握し、都道府県又は政令市等を経由して国へ届け出ることとなっている。これにより事業者自らの排出量の適正な管理に役立つとともに、化学物質の環境リスクの削減等が図られるものと期待される。

- ・令和2年度届出件数（令和元年度届出分） 199件

(2) 水質保全事業

(ア) 監視体制

① 公共用水域の水質常時監視

水質汚濁防止法に基づき岡山県が「公共用水域及び地下水の水質測定計画（以下「水質測定計画」という。）」に定めた地点において、同法に基づき、公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため水質分析を実施した。

- ・海域 13地点（児島湾）
- ・河川 16地点（児島湖流域内 8地点、児島湖流域外 8地点）
- ・湖沼 4地点（児島湖）

また、全市域の水質の状況を面的に把握し、水質保全の基礎資料とするため、水質測定計画に定めのない主要な河川・用水路の補完地点においても同様に水質分析を実施した。

- ・河川 40地点（児島湖流域内 22地点、児島湖流域外 18地点）

② 地下水の水質常時監視

水質測定計画に定められた地点において、水質汚濁防止法に基づき、地下水の水質汚濁の状況を常時監視するため水質分析を実施した。

- ・地下水継続監視調査地点数 1地点
- ・地下水概況調査地点数 6地点

③ 特定事業場等の立入調査・指導

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく特定事業場を対象に立入調査を実施し、特定施設の設置状況の確認、排水処理施設の適正な維持管理の指導を行った。また、排水基準が適用される特定事業場については、立入調査にあわせて排水の採水を行い、排水基準監視を行った。立入調査の結果、排水基準の違反などが確認された場合には、その違反原因の究明や改善対策について報告を求め、違反が再発しないよう指導を行った。

- ・立入調査件数 312件

④ 総量規制基準適用特定事業場報告徴収

総量規制基準が適用される特定事業場については、前年度1年間分の汚濁負荷量の結果を徴収した。

- ・総量規制基準適用特定事業場 148事業場

⑤ 水浴場水質調査

宝伝海水浴場沖及び犬島海水浴場沖の両海水浴場沖で、開設前の4月上旬～5月中旬、開設中の7月下旬～8月中旬において水質調査を実施した。

- ・水浴場水質調査地点数 2地点

⑥ 公共用水域水質及び底質のダイオキシン類環境調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域水質及び底質のダイオキシン類濃度の環境調査を実施した。

- ・公共用水域水質調査地点数 12地点
- ・公共用水域底質調査地点数 12地点

⑦ 地下水のダイオキシン類環境調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、地下水のダイオキシン類の環境調査を実施した。

- ・地下水調査地点数 6地点

⑧ ゴルフ場排水水中の農薬等調査

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」に基づき、ゴルフ場の排水水について農薬等の調査を実施した。

- ・調査事業場数 2事業場

⑨ 内分泌かく乱化学物質等調査

水環境における外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）の存在状況を把握し、今後の適切な対応策の検討に資することを目的とし、河川水について当該物質等の調査を実施した。

- ・河川水調査地点数 7地点

(イ) 届出等の状況

公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、特定施設を設置している特定事業場等に対して、施設の設置等を行う際に届出等の受理を行った。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法では、特定施設を設置する工場又は事業場のうち、日最大排水量が50m³を超える事業場を対象としており、同法対象の事業場が、特定施設の設置等を行う際に許可審査・届出等の受理を行った。

① 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可審査・届出等

- ・許可審査・届出等件数 34件

② 水質汚濁防止法に基づく届出等

- ・届出等件数 195件

③ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく届出等

- ・届出等件数 2件

(3) 土壤汚染対策事業

(ア) 監視体制

① 土壤汚染対策法に基づく区域の指定

土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染状況調査の結果報告を受けたとき、当該土地を健康被害のおそれの有無に応じて、区域の指定を行った。

- ・要措置区域指定件数 0件
- ・形質変更時要届出区域指定件数 2件

なお、令和3年3月31日現在の区域指定件数は、要措置区域 0件、形質変更時要届出区域 14件となっている。

② 土壤汚染対策法等に基づく指定区域等の立入調査・指導

土壤汚染対策法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、指定区域等の立入調査・指導を行った。

- ・土壤汚染対策法に基づく立入調査件数 23件
- ・岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく立入調査件数 0件
- ・その他調査件数 1件

③ 土壤汚染周辺環境継続調査

土壤汚染の発覚した事例について、岡山市公害対策審議会の意見を踏まえた監視計画を作成し、周辺環境を継続的に監視するため、公共用水域及び地下水の水質分析を実施した。

- ・調査地点数 10地点

④ 土壤のダイオキシン類環境調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、土壤のダイオキシン類濃度の環境調査を実施した。

- ・調査地点数 10地点

(イ) 届出等の状況

土壌汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康被害の防止を図るため、土壌汚染対策法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、届出等の受理を行った。また、同法の規定に基づき、土地の問い合わせに対して、土壌汚染の状況に関する情報の提供を行った。

- ① 土壌汚染対策法に基づく届出等
 - ・届出等件数 274件
- ② 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく届出等
 - ・届出等件数 0件
- ③ 土壌汚染の状況に関する情報の提供
 - ・情報の提供件数 2,022件

(4) 騒音・振動・悪臭防止事業

(ア) 騒音・振動防止対策

騒音規制法及び振動規制法に基づき、工場、事業場の騒音・振動、建設作業騒音・振動、自動車騒音・道路交通振動等、市民の日常生活における身近な騒音・振動公害に対する規制、指導を行った。なお、工場、事業場について必要と判断されるものについては、騒音・振動測定を実施した。

- ① 騒音・振動測定地点数
 - ・工場、事業場騒音・振動 4地点
 - ・自動車騒音 30地点
 - ・道路交通振動 1地点
 - ・新幹線鉄道騒音・振動 1地点
 - ・一般環境騒音 6地点

② 届出受理、審査の状況

騒音規制法及び振動規制法に基づき、特定工場、事業場並びに特定建設作業に対する届出を受理、審査した。

- ・届出受理、審査件数 760件

(イ) 悪臭防止対策

悪臭防止法に基づき、事業場の立入調査を行うことにより、規制基準の遵守状況を把握し、市民の生活を保全することを目的に臭気測定を実施した。

- ・測定事業場 3事業場 (10地点)

(5) 公害苦情

市民からの苦情に関しては、公害問題の複雑化、多様化、広域化とともにその原因と被害の因果関係の究明には科学的、専門的な知識を要することから、単独又は関係機関の協力を得て処理している。

公害苦情件数

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
令和2年度	26	21	104	31	42	1	225

(6) 自然環境共生事業

(ア) 水辺教室等の環境教育推進事業

生物多様性の理解向上を目的に、地区公民館や小学校等と連携して子ども達を対象とした水辺教室等の自然体験行事を開催する。

また、本市は、平成28年10月11日に真庭市及び赤磐市と連携施策「河川環境保全の推進」について連携協約を締結し、平成29年度から旭川水系の生きもの調査や里山づくり活動などの自然体験・環境保全活動を連携して実施していくこととしている。(連携中枢都市圏事業)

- ・令和2年度身近な自然体験プログラム参加者数 4,453人

(イ) ホタル調査

身近な生きもののでホタルをシンボルとしている地点12か所とまちなか6か所の計18か所で定点調査を行い、生息状況をモニタリングする。

- ・令和2年度調査結果 里 12か所／定点12か所、まちなか 5か所／定点6か所

(ウ) 希少種保護事業

保護団体等と連携して希少種等の調査・保護・啓発等を行う。

(エ) 自然公園関連業務

自然公園法や岡山県自然公園条例に基づき、特定の行為を行う際の申請等の受付を行う。

県管理の中国自然歩道(建部支所管内)について、県から委託を受けて維持管理を行う。

また、西大寺門前地域に生息・生育する動植物の生息環境の再生とふれあいを目的に、平成14年度に整備した本広場の維持管理を行う。

(オ) 生物多様性地域戦略の推進

岡山市生物多様性地域戦略は、環境総合審議会等の専門家の意見を踏まえ、岡山市の様々な計画や取り組みに生物多様性の視点を組み込んでいくとともに、市民や事業者を巻き込んで、連携、協力することで推進する。

(カ) 自然保護活動推進員制度

野生生物や市域の自然環境に造詣が深く、保全対象となる地域の方と協働して自然保護の推進に当たる能力と意欲がある方などを推進員に委嘱し、自然環境の状況の把握や貴重な野生動植物が生息する地域の監視などをボランティアで行ってもらおう。

- ・令和2年度末現在推進員数 37名

(キ) 身近な生きもの里事業

地域住民等が、身近な野生生物をシンボルにした主体的な生物多様性保全活動を行っている地域を「身近な生きもの里」に認定し活動支援を行う。

- ・令和2年度末認定地区数 21

(ク) 開発行為や事業活動における適切な環境配慮の推進

規模が大きく環境影響が著しいものとなるおそれのある事業については、関係環境法令に基づく規制・指導が行われているが、これに加え、岡山市環境影響評価条例の運用により、きめ細かい環境配慮を推進する。

また、環境保全条例に基づき指定された「共生地区」において、一定規模以上の開発行為を実施する場合には、事業者環境配慮届の提出を義務づけている。

このほか、主に開発や事業実施時に際して、事業者(行政を含む)が自主的に環境への配慮を検討・実施しやすくするために、「開発事業に係る環境配慮指針」を策定し、情報面から支援・誘導する。

(7) 地球温暖化対策事業

(ア) 市民共同発電事業

再生可能エネルギーの普及や市民等への周知を図るとともに、市民協働による地域づくり等のモデルケースとすることを目的に平成14年度から保育園、公民館等にNPO法人との協働により太陽光発電設備を設置している。(令和2年度末8箇所)

(イ) CO2削減/ライトダウンキャンペーン

地球温暖化防止への取組として「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」を実施し、ライトアップ施設や事業所、家庭での消灯を呼びかけている。また、(公財)岡山県環境保全事業団との共催で啓発イベントを行い、家庭や職場における取組を推進している。

(ウ) 市有施設への再生可能エネルギーの導入促進

エネルギーの地産地消、自立分散型電源の確保を図る観点から、市有施設への再生可能エネルギーの導入を進め、令和2年度末には、市民共同発電事業、屋根貸し事業等を含め113施設に太陽光発電システムを導入している。

(エ) 公用電気自動車・燃料電池自動車の導入推進

電気自動車の普及に向けた率先取組みとして、平成21年度から公用車に電気自動車を導入し、令和2年度末で35台を導入している。また、平成30年度に燃料電池自動車1台を導入している。

(オ) スマートエネルギー導入促進補助事業

低炭素型の都市の実現に向け、エネルギーを創って、ためて、賢く使うことにより、エネルギー利用の最適化・効率化を推進するため、スマートエネルギー化に資する機器を導入した個人・事業者を経費の一部を助成している。

令和2年度実績

区分	機器名称	助成件数
住宅用	太陽光発電システム	634
	太陽熱利用システム	1
	エコキュート	371
	家庭用燃料電池	32
	家庭用蓄電池	236
	HEMS	314
	窓断熱	6
	電気自動車等	64
	F C V	1
	V 2 H	4
	Z E H	2
事業所用	太陽光発電システム	3
	L E D照明器具	139
	高効率空調機	162
	蓄電池	3
	電気自動車等	25
	F C V	4

(カ) エコドライブ講習会

自動車から排出される温室効果ガス排出量の削減を図るため、市内に在住又は在勤者を対象に平成26年度からエコドライブ講習会を実施し、令和2年度は体験型講習会を4回、座学型講習会を1回実施している。

(8) その他の環境保全事業

(ア) 児島湖流域水質保全基金の交付

児島湖流域水質保全基金（児島湖クリーン基金）助成金を交付し、地域実践活動の支援を行っている。

(イ) 児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール

児島湖流域環境保全意識の高揚と実践活動への取組みの契機とするため、小学校の児童及び中学校の生徒からポスターを募集している。また、応募作品のうち、入賞・入選作品については、児島湖流域環境保全推進ポスター展において展示を行っている。

(ウ) 児島湖流域清掃大作戦

児島湖流域の環境保全を推進するため、9月から11月を「児島湖流域環境保全推進期間」と定め、この期間の主要行事として、一斉清掃を行う「児島湖流域清掃大作戦」を実施している。

(エ) 地球環境問題ポスターコンクール

地球環境問題に対する意識の高揚を図ることを目的として、市内の小学4年生から中学3年生の児童・生徒を対象にポスターを募集し、入賞作品については展示を行うなど、環境保全活動に活用している。

(オ) ノーマイカーデー運動

平成16年度からマイカーを自粛して通勤する取組を開始し、この運動を通じて普段の生活においても地球環境保全を考える契機としている。

（令和2年度実績） 岡山県下統一ノーマイカーデー運動：5月の最終金曜日に実施

(カ) 環境保全協定（旧公害防止協定）

環境保全協定は、法律や条例を補完し、あるいは法令等の規制を上回る自主的な環境保全対策を事業者へ促すため、協議・締結するものである。

・令和2年度末協定締結企業数 52件

(キ) 岡山市環境保全条例（特定建築物、特定施設）

「岡山市環境保全条例」は、公害の未然防止の観点から、一定規模以上の建築物（特定建築物）に対し、建築する際に届出を義務づけている。さらに「大気汚染防止法」、「騒音規制法」の届出対象外である一定規模以上の施設を特定施設と定め、規制基準を適用している。

・令和2年度届出件数 220件

(ク) 公害防止施設改善利子補給制度

岡山市中小企業保証融資制度に基づく公害防止施設改善にかかる融資を受けた者に対して、予算の範囲内において利子の一部を補給するもの。

(ケ) 環境パートナーシップ事業

市民、事業者の自発的な環境保全活動を推進するため、市民向けのエコボランティア活動、事業者向けのグリーンカンパニー活動を支援している。

・令和2年度末参加状況 1,616団体、61,601人

資 料 編

資料 1 岡山市の概況

岡山市には、吉備文化発祥の地としての古い歴史と伝統があるが、現在の岡山市を形成する直接の端緒になったのは、約430年前、宇喜多秀家が岡山城を築き、今日を中心市街地の礎となる城下町ができたことであった。

江戸時代になると、岡山城下町を中心とする岡山藩は31万5千石の大藩として存続したが、廃藩置県を経て、明治22年の市制町村制の施行に伴い、人口約4万8千人、面積約6km²の「岡山市」が誕生した。

その後、昭和20年の大空襲により、市街地のほとんどを焼失したが、戦後は県都として、また、経済・産業の中心地として力強く復興し、平成8年4月に中核市に移行するなど、都市制度のうえでも地方の中核拠点都市としての役割を担う立場になった。

そして、平成17年3月に御津町、灘崎町と合併、さらに、平成19年1月に建部町、瀬戸町と合併し、現在では、面積789.95km²、人口約70万人を擁する中四国地方有数の大都市として、発展を続けて、平成21年4月1日、岡山市は政令指定都市に移行し、新たなステージに進んでいる。

○ 位置及び範囲

区 分	位 置 及 び 範 囲
面 積	789.95km ²
範 囲	東西35.1km 南北47.8km
東 端	東経134度07分22秒（岡山市東区瀬戸町弓削）
西 端	東経133度44分23秒（ 〃 北区西山内）
南 端	北緯34度31分07秒（ 〃 南区奥迫川）
北 端	北緯34度56分57秒（ 〃 北区建部町角石谷）

※最新統計数値による

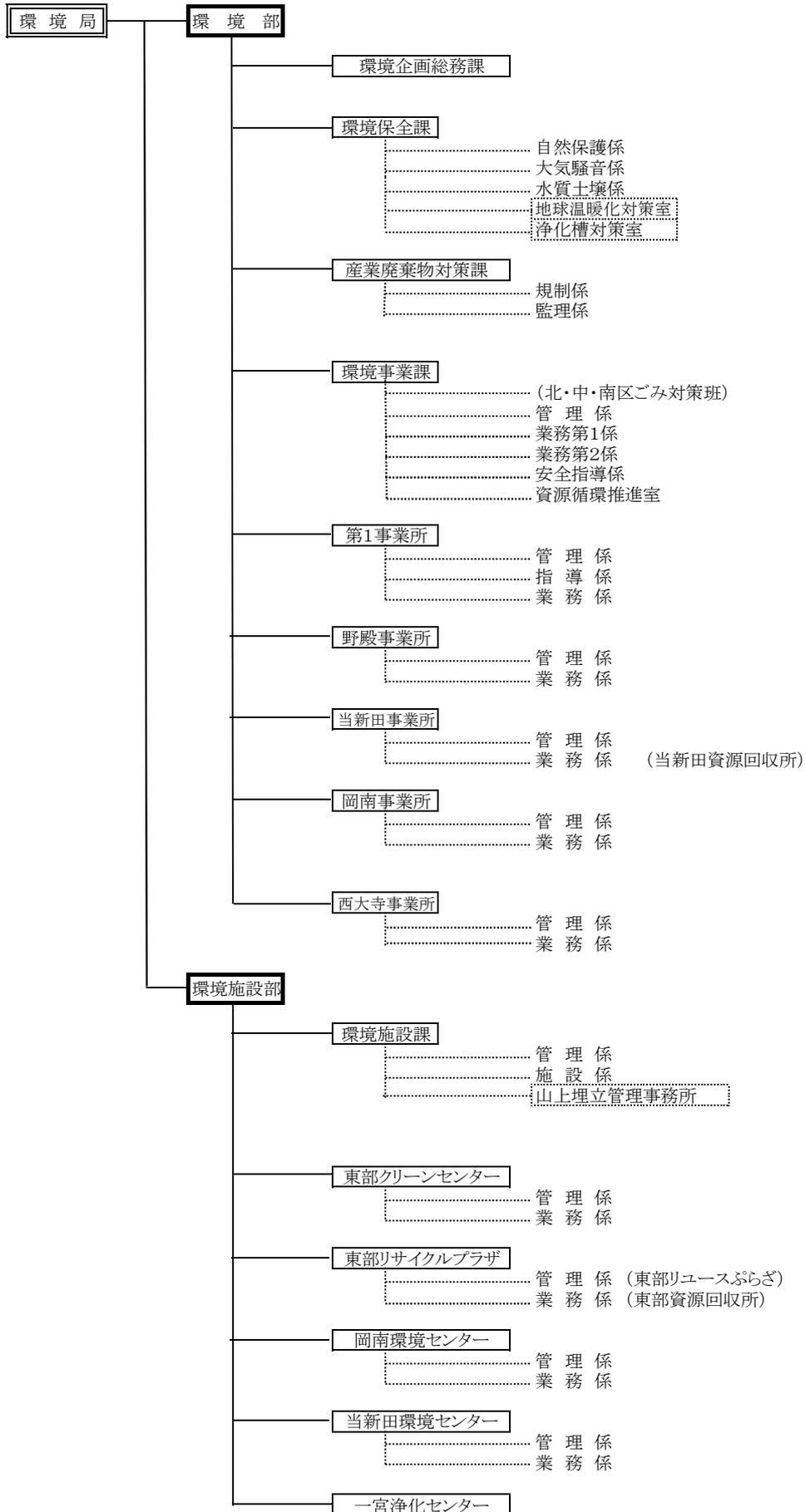
○ 人口等の推移

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人 口	707,615	708,652	709,188	709,241	708,973	708,155
世 帯 数	317,675	320,974	324,245	327,462	330,998	333,913
人口／世帯数	2.23	2.21	2.19	2.17	2.14	2.12
人 口 密 度	896	897	898	898	897	896

・各年末住民基本台帳人口・世帯 人口密度：人／km²

資料2 組織

(令和3年4月1日現在)



資料3 事務分掌

環境局

環境部

環境企画総務課

- (1) 労務管理に関すること。
- (2) 循環型社会形成のための企画立案及び総合調整に関すること。
- (3) 局に係る重要施策の企画，調整及び進行管理に関すること。
- (4) 局に係る危機管理に関すること。
- (5) 局に係る政策法務の局内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関すること。
- (6) 局に係る職員の人事及び組織に関すること。
- (7) 局に係る予算及び決算に関すること。
- (8) 局に係る人材の育成に関すること。
- (9) 局内の連絡調整及び局内他課の主管に属しないこと。

環境保全課

自然保護係

- (1) 生物多様性の保全に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 野生生物の保護に関すること。
- (3) 生物多様性の保全に係る地域の保全に関すること。
- (4) 自然公園に関すること。
- (5) 自主的な環境保全活動の推進に関すること。
- (6) 環境学習に関すること。
- (7) 環境影響評価に関すること。
- (8) 環境保全協定及び各種開発の事前指導，調整等に関すること。
- (9) 課内他係の主管に属しないこと。

大気騒音係

- (1) 大気汚染，騒音，振動及び悪臭等の防止に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 大気汚染，騒音，振動及び悪臭等の防止に係る規制，監視，指導及び苦情処理に関すること。
- (3) 大気環境中の未規制有害物質の監視及び指導に関すること。
- (4) 自動車公害防止対策に関すること。
- (5) 特定工場における公害防止組織の整備に関すること。
- (6) 第1種指定化学物質の排出量等の届出受理等に関すること。
- (7) 大気汚染の常時監視等に関すること。
- (8) 光化学オキシダント等環境情報の発令，解除及び夏期対策等に関すること。また、PM2.5の対策に関すること。

水質土壌係

- (1) 水質汚濁防止，土壌汚染対策，地下水汚染防止に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 水質汚濁防止に関すること。
- (3) 土壌汚染対策及び地下水汚染防止に関すること。
- (4) 水及び土壌環境中の化学物質の監視及び指導に関すること。
- (5) 児島湖環境整備に関すること。
- (6) 公害対策審議会に関すること。

地球温暖化対策室

- (1) 環境保全に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 地球温暖化対策に関すること。
- (3) 新エネルギー及び省エネルギーの推進に関すること。
- (4) 市の環境保全行動に関すること。
- (5) 事業所等の自主的な環境保全活動の推進に関すること。

浄化槽対策室

- (1) 浄化槽保守点検業者の登録，指導及び監督に関すること。
- (2) 浄化槽管理者に対する浄化槽の保守点検及び清掃の指導並びに監督に関すること。
- (3) 合併浄化槽設置届等の受付に関すること。
- (4) 合併浄化槽設置整備補助金に関すること。

産業廃棄物対策課

規制係

- (1) 産業廃棄物行政の企画及び調整に関すること。
- (2) 産業廃棄物の不法投棄防止対策に関すること。
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関すること。
- (4) PCB廃棄物の処理に関すること。
- (5) BDF事業の普及啓発に関すること。
- (6) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び実施報告書に関すること。
- (7) 課内他係の主管に属しないこと。

監理係

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理施設に係る指導及び監督に関すること。
- (3) 産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。
- (4) 産業廃棄物処分業の許可に関すること。
- (5) 産業廃棄物処理業者の指導及び監督に関すること。
- (6) 排出事業者による事業場外保管の届出に関すること。
- (7) 産業廃棄物の不適正処理の監視及び指導に関すること。

環境事業課

- (1) 美しく快適なまちづくり推進員等への清掃資材の配布に関すること。
- (2) じんかい収集の受付に関すること。
- (3) し尿収集の受付に関すること。
- (4) 家庭ごみ有料化に伴う減免並びに支援制度の受付及び処理に関すること。
- (5) ごみステーション及び回収拠点の排出指導に関すること。
- (6) ごみステーションの不法投棄の処理に関すること。
- (7) ごみの不法投棄の通報の受付に関すること。
- (8) 町内清掃に関すること。
- (9) ごみステーションの新規設置及び変更に関すること。
- (10) ごみの適正処理の普及啓発に関すること。
- (11) ごみの適正処理に関すること。
- (12) ふれあい収集に関すること。
- (13) 家庭ごみ収集委託業者の指導及び監督に関すること。
- (14) ごみの適正処理対策各種補助金及び交付金並びに資源回収報奨金の交付に関すること。
- (15) へい死した犬・猫等の死体処理に関すること。

管理係

- (1) し尿及び浄化槽汚泥処理並びにごみ収集に係る予算、決算等の調整に関すること。
- (2) 第1事業所、野殿事業所、当新田事業所、岡南事業所及び西大寺事業所の予算等の取りまとめに関すること。
- (3) 粗大ごみ手数料その他収入金の徴収及び収入整理に関すること。
- (4) 粗大ごみ受付システムに関すること。
- (5) ごみ収集等の委託、調査及び統計に関すること。
- (6) 家庭ごみ有料化事務に関すること。
- (7) 地区衛生組織に関すること。
- (8) 課内他係の主管に属しないこと。

業務第1係

- (1) し尿及び浄化槽汚泥処理事業の基本計画、調査、統計その他総括的取りまとめに関すること。
- (2) し尿収集の受付に関すること。
- (3) し尿処理手数料その他収入金の徴収及び収入整理に関すること。
- (4) し尿及び浄化槽汚泥処理並びに浄化槽清掃業の許可及び処分並びに業者の指導に関すること。
- (5) し尿収集区域の調整及び決定に関すること。
- (6) その他し尿及び浄化槽汚泥処理事業に係る指導調整に関すること。

業務第2係

- (1) ごみ処理業の許可及び処分並びに業者の指導に関する事。
- (2) ごみ処理施設の設置に係る許可、指導及び監督に関する事。
- (3) ごみの適正処理の普及啓発に関する事。
- (4) 家庭ごみの適正処理に関する事。
- (5) ごみの適正処理対策各種補助金及び交付金並びに資源回収報奨金の各制度に関する事。
- (6) 事業系一般廃棄物の適正処理に関する事。
- (7) 不法投棄防止対策連絡協議会に関する事。
- (8) 放置車両の処理に関する事。

安全指導係

- (1) 各事業所の清掃車両等の整備に関する事。
- (2) 安全運転の研修、指導等に関する事。
- (3) 労働安全の研修、指導等に関する事。
- (4) 交通事故の現場立会及び調査に関する事。

資源循環推進室

- (1) ごみの減量化及び資源化対策の推進に関する事。
- (2) 循環型社会形成推進基本法及び関係法令の運用に関する事。
- (3) 一般廃棄物処理基本計画の策定及び進行管理に関する事。
- (4) 環境美化及び清掃活動の促進及び啓発に関する事。
- (5) 岡山県適正処理困難指定廃棄物対策協議会に関する事。
- (6) 岡山市エコ技術研究会に関する事。
- (7) 事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会に関する事。
- (8) 岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者表彰制度に関する事。

第1事業所

管理係

- (1) 事業所内施設の維持管理に関する事。
- (2) 第1事業所所管の公衆便所の維持管理に関する事。
- (3) 当新田浄化センターの運営及び維持管理に関する事。
- (4) 所内他係の主管に属しない事。

指導係

- (1) し尿収集処理の申込みに関する事。
- (2) し尿業者の指導及び監督に関する事。
- (3) し尿の不法投棄の取締り及び処理に関する事。
- (4) 第1事業所所管区域を除くし尿の収集、運搬及び処理手数料についての苦情処理に関する事。
- (5) し尿処理手数料の減免措置に関する事。
- (6) し尿及び浄化槽汚泥の受入調整、投入量の確認及び統計に関する事。

業務係

- (1) 第1事業所所管区域のし尿の収集、運搬及び作業計画に関する事。
- (2) 第1事業所所管区域のし尿の収集、運搬及び処理手数料についての苦情処理に関する事。
- (3) 清掃車両等の管理に関する事。
- (4) し尿収集手数料に関する事。

野殿事業所

当新田事業所

岡南事業所

管理係

- (1) 事業所内施設の維持管理に関する事。
- (2) ごみ処理手数料の徴収及び収入整理に関する事。
- (3) 所内他係の主管に属しない事。

業務係

- (1) ごみ(粗大ごみを除く。)及び資源化物の収集、運搬及び作業計画に関する事。
- (2) ごみ(粗大ごみを除く。)及び資源化物の収集の申込み及び苦情処理に関する事。
- (3) ごみ及び資源化物の不適正排出物の排出指導及び啓発並びに処理に関する事。
- (4) 家庭ごみの適正処理に関する事。
- (5) ごみゼロ啓発活動(環境教育)に関する事。
- (6) ごみステーションの新規設置及び変更に関する事。
- (7) 清掃車両等の管理に関する事。
- (8) へい死した犬、猫等の死体処理に関する事。

西大寺事業所

管理係

- (1) 事業所内施設の維持管理に関すること。
- (2) ごみ処理手数料の徴収及び収入整理に関すること。
- (3) し尿処理手数料の徴収及び収入整理に関すること。
- (4) し尿処理手数料の減免措置に関すること。
- (5) 西大寺事業所所管の公衆便所の維持管理に関すること。
- (6) 犬島浄化センターの維持管理に関すること。
- (7) し尿処理の統計に関すること。
- (8) 所内他係の主管に属しないこと。

業務係

- (1) し尿処理手数料の徴収及び収入整理に関すること。
- (2) し尿、ごみ及び資源化物の収集、運搬及び作業計画に関すること。
- (3) し尿、ごみ及び資源化物の収集の申込み及び苦情処理に関すること。
- (4) し尿、ごみ及び資源化物の不適正排出物の排出指導及び啓発並びに処理に関すること。
- (5) ごみ等処理の統計に関すること。
- (6) 家庭ごみの適正処理に関すること。
- (7) ごみゼロ啓発活動（環境教育）に関すること。
- (8) ごみステーション及び回収拠点の排出指導及び回収に関すること。
- (9) ごみステーションの新規設置及び変更に関すること。
- (10) 粗大ごみの戸別収集、運搬及び作業計画に関すること。
- (11) 町内会による清掃に関すること。
- (12) 清掃車両等の管理に関すること。
- (13) へい死した犬、猫等の死体処理に関すること。

環境施設部

環境施設課

管理係

- (1) 一般廃棄物処理施設の維持管理の調整に関すること。
- (2) ごみ処理手数料その他収入金の収入整理等に関すること。
- (3) 各種申請事務に関すること。
- (4) 用地取得に関すること。
- (5) 苦情処理に関すること。
- (6) 産業廃棄物の受入れに関すること。
- (7) 埋立管理事務所及び環境センターに関すること。
- (8) 当新田健康増進施設及び東部健康増進施設の運営及び契約に関すること。
- (9) 西部リサイクルプラザの運営及び契約に関すること。
- (10) ごみ処理ネットワークシステムに関すること。
- (11) 環境施設関係課事務の連絡調整に関すること。
- (12) 課内他係の主管に属しないこと。
- (13) 瀬戸クリーンセンター公害対策委員会に関すること。

施設係

- (1) 一般廃棄物処理施設の建設計画及び整備計画に関すること。
- (2) 最終処分場跡地の利用計画に関すること。
- (3) 廃棄物の調査に関すること。
- (4) 当新田健康増進施設及び東部健康増進施設の維持管理及び契約に関すること。
- (5) 西部リサイクルプラザの維持管理及び契約に関すること。
- (6) 循環型社会形成推進交付金に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理施設の設計及び施工に関すること。
- (8) 国庫補助申請に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理施設の維持管理及び指導に関すること。
- (10) 最終処分場跡地の整備及び維持管理に関すること。

山上埋立管理事務所

- (1) ごみの最終処分に関すること。
- (2) 処分場内施設の維持管理に関すること。
- (3) ごみ処理手数料の徴収に関すること。

東部クリーンセンター

管理係

- (1) 施設の運営委託業務の監理に関する事。
- (2) ごみの受入れ計量に関する事。
- (3) ごみ処理手数料の徴収に関する事。
- (4) センター内施設の維持管理に関する事。
- (5) ごみの搬入調整及び諸統計に関する事。
- (6) センター内他係の主管に属しない事。

業務係

- (1) ごみの受入れ指導に関する事。
- (2) センター内運行車両の安全指導に関する事。
- (3) センター内プラットホームの保全に関する事。

東部リサイクルプラザ

管理係

- (1) プラザの運営に関する事。
- (2) プラザ内施設の維持管理に関する事。
- (3) 資源化物等の搬入調整及び諸統計に関する事。
- (4) 使用料その他収入金の徴収に関する事。
- (5) プラザ内他係の主管に属しない事。

業務係

- (1) 資源化物等の受入れ指導及び排出調整に関する事。
- (2) プラザ内運行車両の安全指導に関する事。
- (3) プラザ内プラットホームの保全に関する事。

岡南環境センター

管理係

- (1) センターの受入れ計量に関する事。
- (2) ごみ処理手数料の徴収に関する事。
- (3) センター内施設の維持管理に関する事。
- (4) ごみの搬入調整及び諸統計に関する事。
- (5) センター内他係の主管に属しない事。

業務係

- (1) ごみの受入れ指導に関する事。
- (2) センター内プラットホームの保全に関する事。
- (3) 焼却炉及び各種機器の運転及び保守に関する事。

当新田環境センター

管理係

- (1) 施設の運営委託業務の監理に関する事。
- (2) センター内施設の維持管理に関する事。
- (3) ごみの搬入調整及び諸統計に関する事。
- (4) センター内他係の主管に属しない事。

業務係

- (1) ごみの受入れ計量に関する事。
- (2) ごみ処理手数料の徴収に関する事。
- (3) ごみの受入れ指導に関する事。
- (4) センター内プラットホームの保全に関する事。

一宮浄化センター

- (1) 一宮浄化センターの施設運転に関する事。
- (2) 一宮浄化センターの維持管理及び修繕に関する事。
- (3) 一宮浄化センターの搬入受付に関する事。

各区役所

総務・地域振興課

- (1) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の苦情処理対応に関する事。
- (2) 光化学オキシダント等環境情報の対応に関する事。
- (3) 自主的な環境保全活動の推進に関する事。
- (4) 美しく快適なまちづくり推進員等への清掃資材の配布に関する事。
- (5) じんかい収集の受付の取次ぎに関する事。
- (6) し尿収集の受付の取次ぎに関する事。
- (7)-1 家庭ごみ有料化に伴う減免並びに支援制度の受付及び処理に関する事。
- (7)-2 家庭ごみ有料化に伴う減免に関する事。
- (8) ごみ等の排出指導に関する事。
- (9) 不法投棄情報の受付の取次ぎに関する事。
- (10) へい死した野犬、猫等の死体処理の受付の取次ぎに関する事。
- (11) 資源回収団体報奨金の受付の取次ぎに関する事。
- (12) ごみステーション等設置費補助金の受付の取次ぎに関する事。
- (13) 環境衛生協議会等との連絡調整に関する事。

北区	中区	南区	東区
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
—	—	—	○
—	—	—	○
—	—	—	○
○	—	—	—
—	—	—	○
—	—	—	○
—	—	—	○
—	—	—	○
—	—	—	○
—	—	—	○
—	—	—	○

各支所

総務民生課

- (1) 地区衛生組織に関する事。
- (2) し尿及びごみの収集及び処理に関する事。
- (3) し尿及びごみの不法処分等の取締りに関する事。
- (4) し尿及びごみの収集の申込み及び苦情処理に関する事。
- (5) ごみの一部事務組合に関する事。（建部支所に限る。）
- (6) 道路及び生活系排水路の清掃に関する事。
- (7) 美しく快適なまちづくり推進員等への清掃資材の配布に関する事。
- (8) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の苦情の取次ぎに関する事。
- (9) 光化学オキシダント等環境情報の対応に関する事。
- (10) 家庭ごみ有料化に伴う減免並びに支援制度の受付及び処理に関する事。

各地域センター

- (1) し尿収集申込み及び異動の受付に関する事。
- (2) ごみステーション設置の取次ぎに関する事。
- (3) ごみステーション等設置補助金の取次ぎに関する事。
- (4) 資源回収団体報奨金の取次ぎに関する事。
- (5) 家庭ごみ有料化に伴う減免並びに支援制度の受付及び処理に関する事。
- (6) 地区衛生組織に関する事。
- (7) 美しく快適なまちづくり推進員等への清掃資材の配布に関する事。
- (8) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の苦情の取次ぎに関する事。
- (9) 光化学オキシダント等環境情報の対応に関する事。

資料4 職員及び勤務状況

(1) 勤務時間

(令和3年4月1日現在)

所属	対象者	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
第1事業所	全職員	7:45～16:30	11:30～12:30	土曜日、日曜日及び祝日
野殿事業所 当新田事業所 岡南事業所	全職員	7:45～16:30	11:45～12:45	土曜日、日曜日
環境事業課 安全指導係	全職員	7:45～16:30	11:30～12:30	土曜日、日曜日
東部リサイクルプラザ	全職員	7:45～16:30	11:30～12:30	土曜日、日曜日
東部クリーンセンター 岡南環境センター 当新田環境センター 山上埋立管理事務所	全職員	8:00～16:45	11:30～12:30	土曜日、日曜日
西大寺事業所	全職員	8:30～17:15	12:00～13:00	土曜日、日曜日
上記以外の 環境局職員	全職員	8:30～17:15	12:00～13:00	土曜日、日曜日及び祝日

※再任用職員、任期付職員(短時間勤務)、会計年度任用職員を除く

(2) 特殊勤務手当

(令和3年4月1日現在)

手当の支給を受ける者の範囲	手当の額
公害の立入検査若しくは調査又は衛生検査において取水等に直接従事した職員	1日 230円
し尿処理施設、ごみ処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の立入検査又はこれらの施設に立ち入って行う指導の業務に従事した環境衛生指導員	1日 230円
へい死した野犬猫等の死体処理に従事した職員	1件 300円
清掃業務に従事する職員で地下排水路の清掃作業又は焼却炉、灰溜濠、じんかい濠、集じん機等(以下この項において「焼却炉等」という。)の内部の清掃若しくは修理作業に従事した職員	1時間 470円 ただし、高さ1.5メートル以内の地下排水路の清掃作業又は焼却炉等の内部の清掃若しくは修理作業に従事した場合は、1時間につき 580円
清掃業務に従事する職員で下水若しくは道路の清掃又はごみの収集、焼却若しくは埋立作業に直接従事した職員	1日 700円 ただし、4時間を超えて勤務した場合には、その額にその100分の150に相当する額を加算した額とし、深夜の全部を勤務した場合は、勤務1回につき1,100円を加算する。
清掃業務に従事する職員でし尿の処理に直接従事した職員	1日 780円 ただし、4時間を超えて勤務した場合には、その額にその100分の150に相当する額を加算した額とする。
衛生管理者、自動車整備管理者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、危険物取扱者、一般廃棄物処理施設技術管理者又は乾燥設備作業主任者	1月 340円
浄化センターに勤務する職員で直接現場作業に従事した職員	1日 750円

(3) 環境局等職員配置

所 属 職 名	環境 企画 総務課	環境保全課					産業廃棄物 対策課		環境事業課					第1事業所			野殿事業所			
		自然 保護	大気 騒音	水質 土壌	地球 温暖化 対策室	浄化槽 対策室	規制	監理	管理	業務 第1	業務 第2	安全 指導	資源 循環 推進室	管理	指導	業務	管理	業務		
局 長	1																			
次 長	1																			
部 長																				
課(所)長・担当 課	1	1						1		1	1				1			1		
課(所)長代理										1										
課(所)長補佐	1	1			1	1	2		3	1		1		1	2			1		
係 長 ・ 主 査	1	1	1	1	1			1	3		1		1	1		1	1	2		
副 主 査		1	1	2	1		1	1	1	2	1	2	2	1	1			1		
主 任		1	3		2	2	1	2	3	1	1	1		1						
主 事	1						2													
技 師			1	3		1														
業 務 副 主 査									1								1	1	3	
副 主 査 環 境 整 備 技 師																		1	1	
主 任 環 境 整 備 技 師	1								5				1		1	10		22		
環 境 整 備 技 師																			3	
主 任 環 境 整 備 員																				
環 境 整 備 員																			2	
副 主 査 技 工																				
主 任 技 工																				
用 務 主 任																				
再任用(非専監:主幹・副 主幹・主査・副主査・主任・ 主事・技師)					1		1		10	1										
再任用(業務副主査・主任 環境整備技師・主任環境 整備員・主任技工・技工)																2	5	5		
任期付職員(短時間勤務)																				
会計年度 任用職員 (日 額)	事 務						1													
	労 務																	8		
会計年度任用職員 (月 額)									6											
計	小 計	7	5	6	6	6	5	8	10	26	7	4	4	3	5	4	5	18	4	46
	合 計	7					28		18					49			27		50	

※ごみ対策班及び東区総務・地域振興課勤務者については、
環境事業課直轄なので先頭に表記。
※神崎衛生施設組合勤務者については、業務第1にて表記。

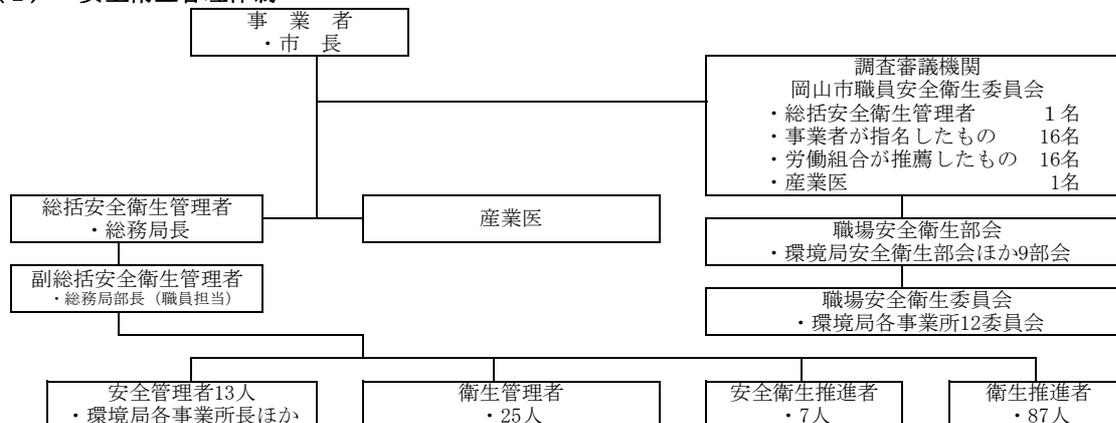
(令和3年4月1日現在)

当新田事業所		岡南事業所		西大寺事業所		環境施設課			東部クリーンセンター		東部リサイクルプラザ		岡南環境センター		当新田環境センター		一宮浄化センター	計
管理	業務	管理	業務	管理	業務	管理	施設	山上埋立管理事務所	管理	業務	管理	業務	管理	業務	管理	業務		
																		1
																		1
							1											1
1		1		1		2			1		1		1		1		1	17
									1									2
2		2		1		1		1	1		2	1	2		1	1	1	31
	2		2		1	1	1	1	3	2			2	1	1	2		36
				1									1		2		1	23
1		1				1	5	1	2		1		2				2	34
						1												4
							2											7
	5		4		2			1	1				2	1		2		24
	1		2															5
	28		28		7													103
	2		4															9
	1																	1
	2		2															6
								1				2						3
									3	1		2		8		1		15
		1									1							2
	2				1	1	1	1	2		1	1	2			3		28
	8		7		3			2	1	4		3	1	6		2		49
											1							1
													1					2
	10		8		5							3		4				38
								1	1		3						2	13
4	61	5	57	3	19	8	9	9	16	7	10	12	14	20	5	11	7	456
	65		62		22			26		23		22		34		16	7	456

資料5 安全衛生

廃棄物処理事業を円滑運営していくためには、安全な作業環境と職員の健康保持に留意する必要がある。本市においては労働安全衛生法に基づき、岡山市職員安全衛生規則を定め（昭和55年9月）全庁的に職員の安全及び衛生対策に取り組んでいる。

(1) 安全衛生管理体制



(2) 安全衛生対策

ア 安全対策

岡山市職員安全衛生委員会（総務局給与課で総括）及び環境局安全衛生部会並びに環境局各事業所に設置している職場安全衛生委員会の運営を活性化していくとともに安全管理者、衛生管理者を中心として職員に安全衛生意識の高揚を図るため、研修会開催、けん垂幕やポスターによる啓発活動を実施している。

なお、環境局安全衛生部会においては、年間行事を策定し、計画的に実施することを目標としている。また、収集車両の改善、清掃施設の職場環境の整備等により、労働災害を防止することに努めている。

イ 自動車事故防止

清掃事業はその業務内容がごみ・し尿収集作業を主とするため、他の職場に比して自動車事故防止が大きな課題である。

よって、各事業所長を安全運転管理者に、保有車両20台以上の3事業所には所長補佐を副安全運転管理者に選任し、運転管理・事故防止に力を注いでいる。

安全運転に関して実施している諸施策としては、次のようなものがある。

- ① 安全運転研修会の受講
- ② 環境局事故等対策委員会の開催
- ③ 収集車両への安全標語や安全衛生部会での決定事項の表示
- ④ 交通安全運動期間中に限らず、事業所へのぼり旗を掲げ啓発

ウ 健康管理

職員の健康管理については、7名の産業医と専任衛生管理者（保健師）が職員の健康管理相談にあたりると同時に各事業所に衛生管理者を選任するように努めている。

また、次のような施策を講じている。

① 健康診断

(定期健康診断) 検尿、血圧、視力、聴力、身体計測（身長・体重・腹囲）、胸部レントゲン撮影、医師の診察、血液検査（肝機能・脂質・貧血・血糖・腎機能・尿酸）、心電図検査、肝炎ウイルス検査（40歳の希望職員）

(特別健診) 塵埃・深夜業務従事者健診（該当職員）

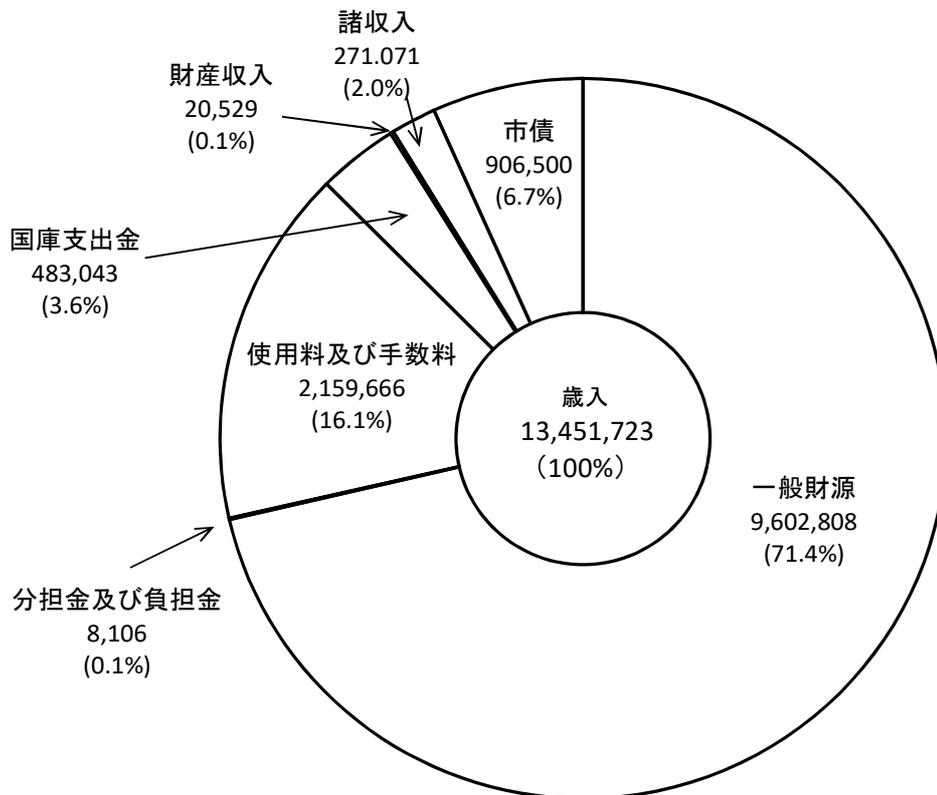
(その他の健(検)診等) VDT作業従事者健診（該当希望職員）、歯科健診（30歳以上の希望職員）、胃がん検診・大腸がん検診（40歳以上の希望職員）、乳がん・子宮がん検診（希望職員）、ストレスチェック（全職員）、定健の二次検診（希望職員）、特別健診の二次検診（希望職員）、市町村職員共済組合による検診一人間ドック（希望職員）、協会けんぽによる検診-生活習慣病予防健診（希望職員）

- ② 予防接種 破傷風予防接種（該当希望職員）
- ③ 健康教育 産業医、保健師による健康教育
- ④ 職場巡視 産業医、衛生管理者による職場巡視
- ⑤ 健康相談 産業医、保健師による健康相談

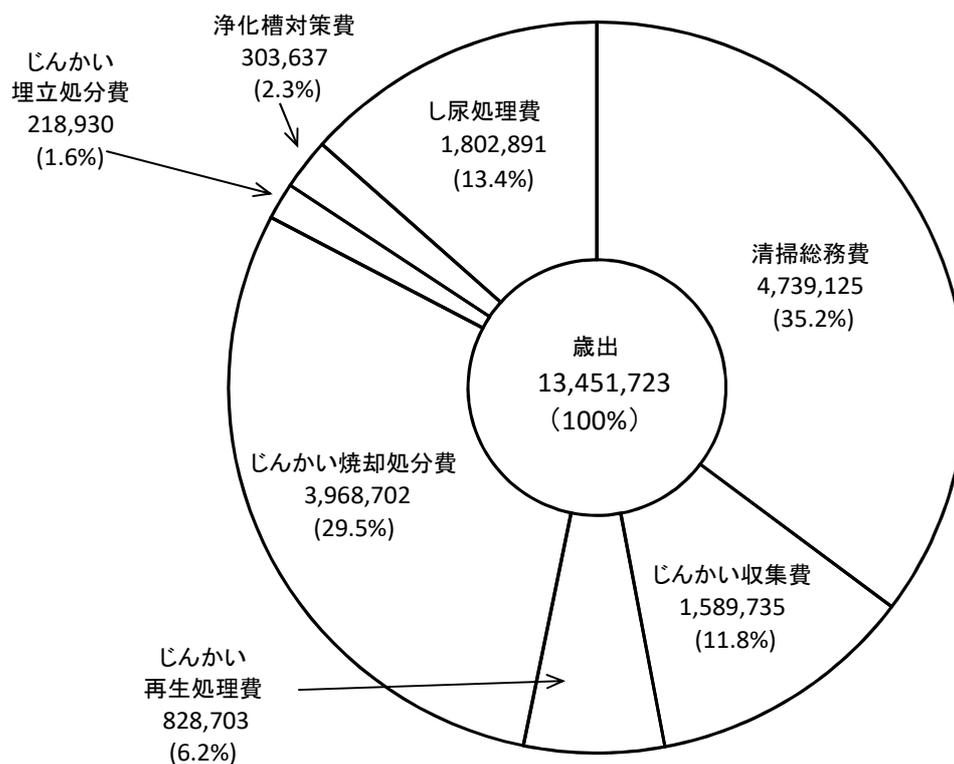
資料6 財 政

(1) 令和2年度清掃費決算

(単位:千円)

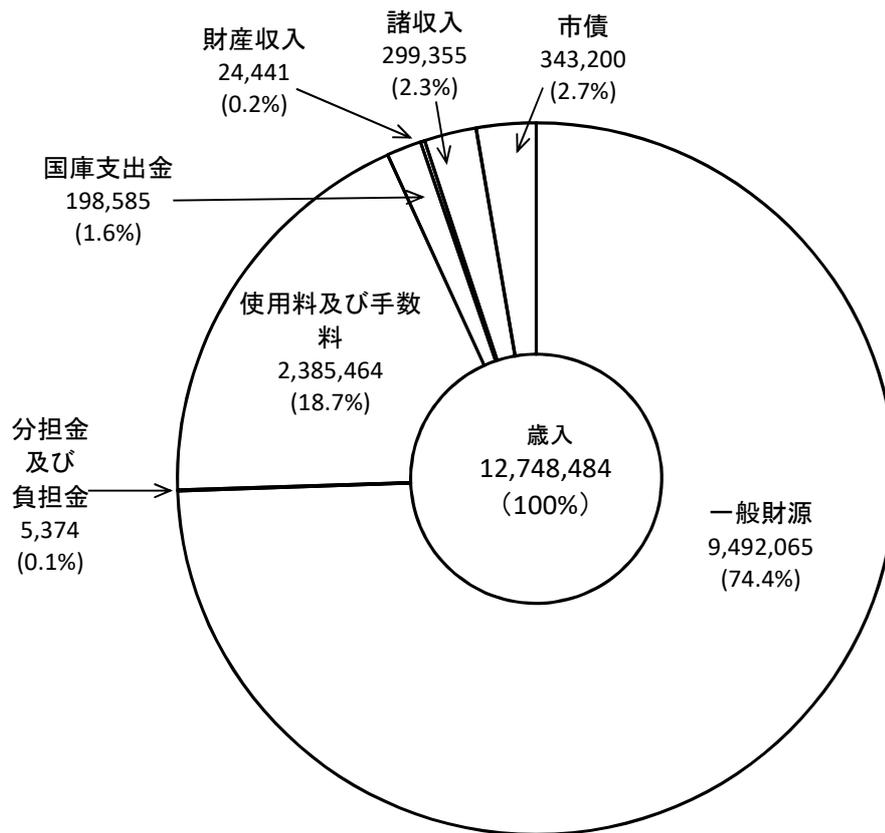


※一般財源は繰入金を含む

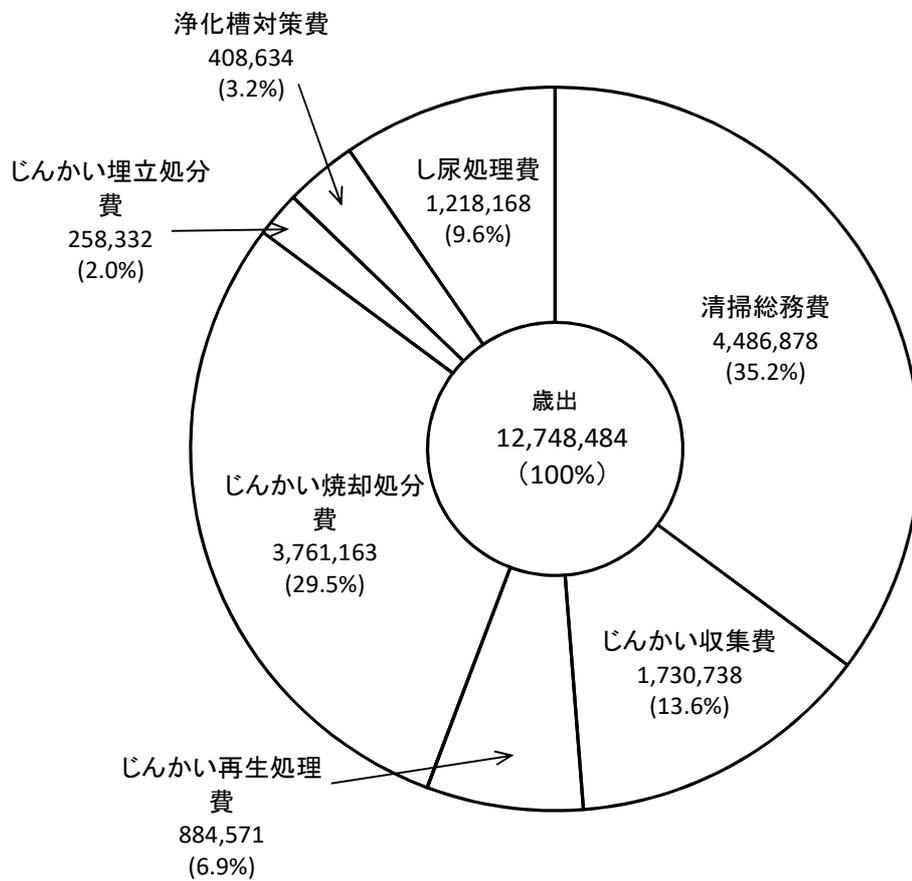


(2) 令和3年度清掃費予算

(単位:千円)



※一般財源は繰入金を含む



(3) 令和2年度清掃費歳入決算内訳明細

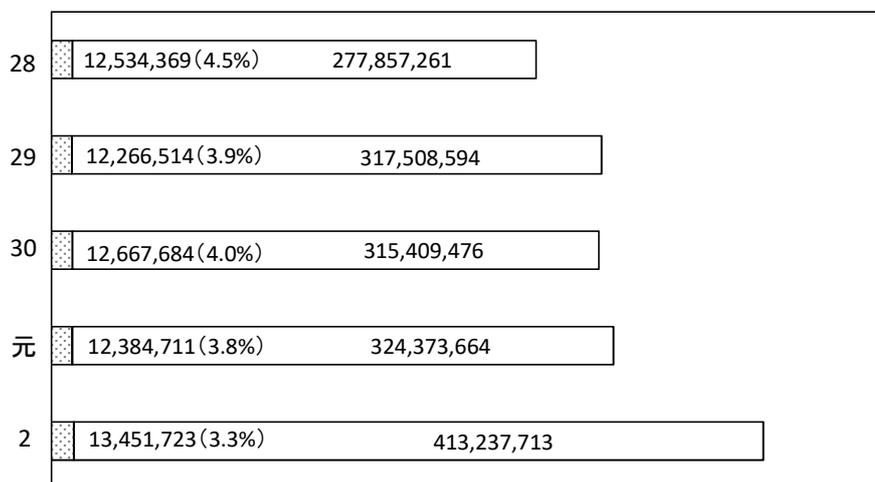
(単位:千円)

費目		決算額	説明	
目	節			
衛生費負担金	清掃費負担金	8,106	御津・加茂川環境施設組合最終処分場跡地管理負担金	966
			ごみ処理広域化対策岡山ブロック運営費負担金	7,140
衛生使用料	清掃使用料	4,027	清掃施設使用料	100
			緑地プラザ使用料	158
			浅越スポーツパーク使用料	2,833
			東部リユースプラザ使用料	5
			公園使用料	9
			用地使用料	922
衛生手数料	清掃手数料	2,155,639	し尿処理手数料(繰越分込み)	36,147
			ごみその他処理手数料	49
			家庭系ごみ処理手数料	959,853
			事業系ごみ処理手数料(滞納繰越分含む)	1,063,355
			一般廃棄物取扱業許可等手数料	187
			産業廃棄物処理手数料	37,863
			産業廃棄物処理業許可申請手数料	5,899
			粗大ごみ戸別収集手数料	51,716
			使用済自動車処理業許可申請手数料	570
衛生費国庫支出金	清掃費補助金	483,043	地方創生汚水処理施設整備推進交付金	131,497
			循環型社会形成推進交付金	226,712
			社会資本整備総合交付金	1,774
			新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	123,060
財産貸付収入	土地建物貸付収入	18,307	貸地料	18,307
利子及び配当金	利子及び配当金	2,222	一般廃棄物処理施設整備基金	2,222
基金繰入金	一般廃棄物処理施設整備基金繰入金	70,281	一般廃棄物処理施設整備基金繰入金	70,281
衛生費受託事業収入	衛生費受託事業収入	7,777	ごみ焼却処理受託事業収入(他市からの可燃ごみ処理費)	7,777
弁償金	弁償金	15	行政代執行費用徴収金(滞納繰越分)	15
雑入	衛生費雑入	263,279	一部事務組合収入	11,155
			全国市有物件災害共済会災害共済金	330
			余熱発電電力収入(滞納繰越分含む)	102,594
			太陽光発電電力収入	3,031
			自動販売機納付金	1,779
			資源化物売払収入	125,271
			再利用品売払収入	1,688
			国内クレジット譲渡収入	54
			私用光熱水費	9,298
			返納金	4
			合理化事業返納金	791
			その他衛生費雑入	7,284
			衛生債	清掃債
ごみ処理施設整備事業費充当	80,300			
埋立跡地整備事業費充当	1,700			
計		3,919,196		

(4) 清掃費決算の推移

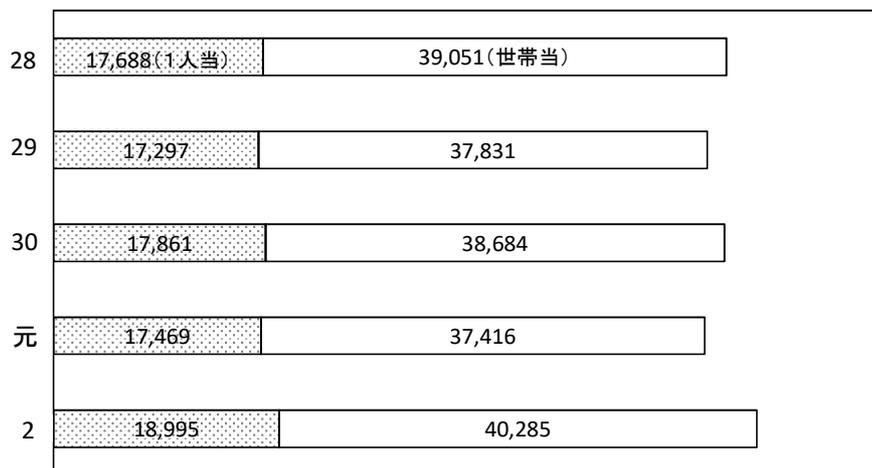
ア 一般会計決算額及び清掃費の推移

(単位:千円)



イ 世帯及び市民1人当たり清掃費の推移

(単位:円)

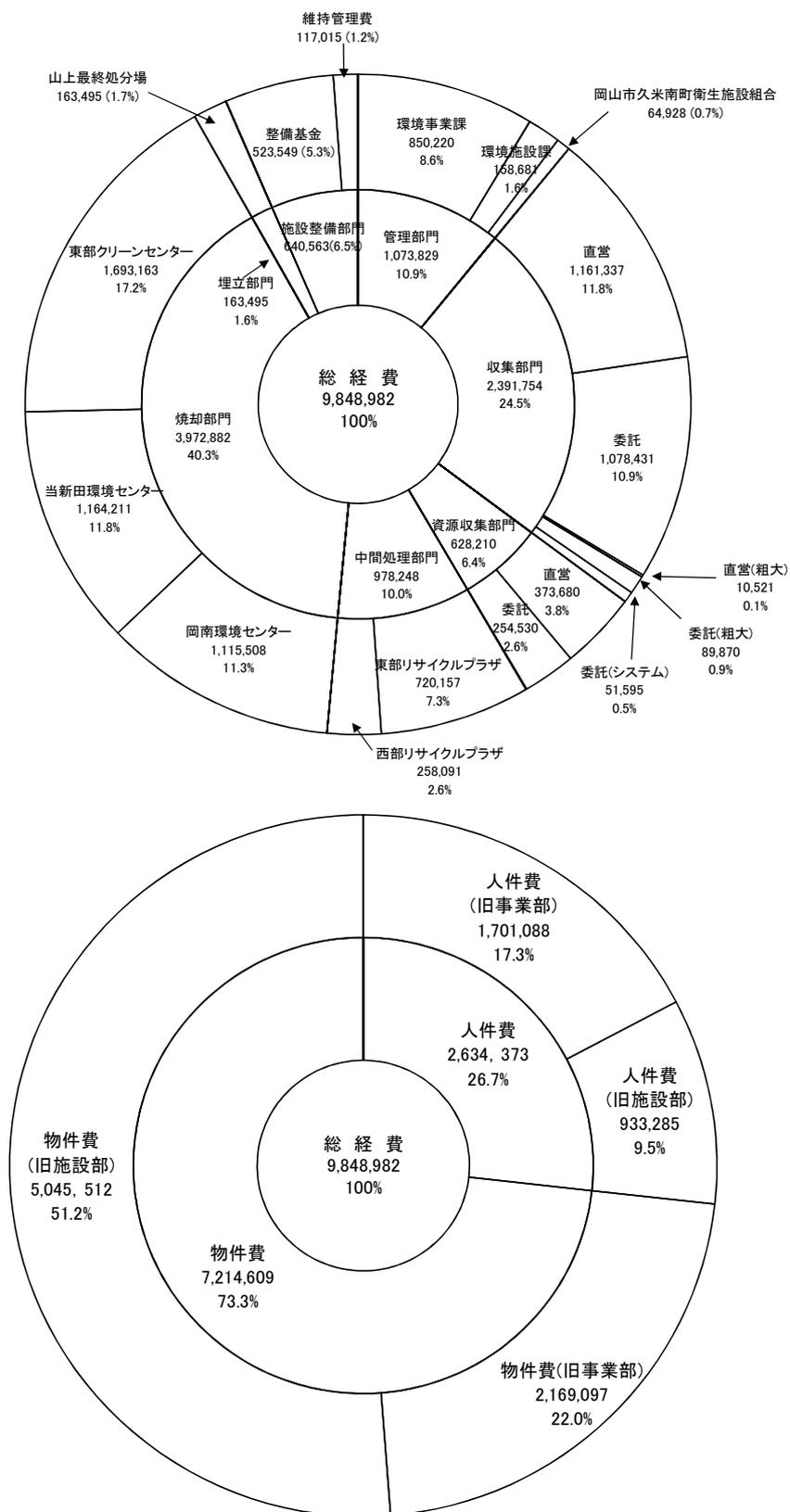


・各年末住民基本台帳人口・世帯

(5) 清掃費経費分析

ア ごみ処理経費(令和2年度)

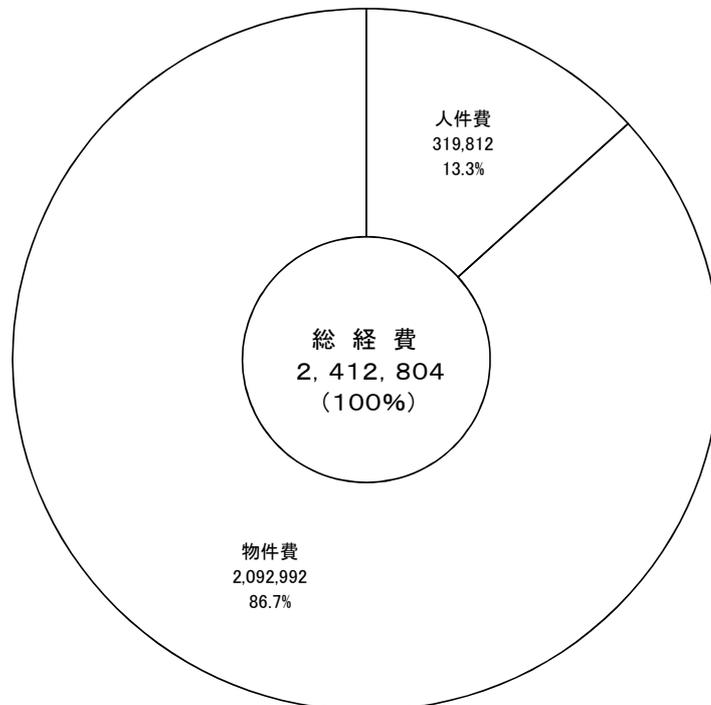
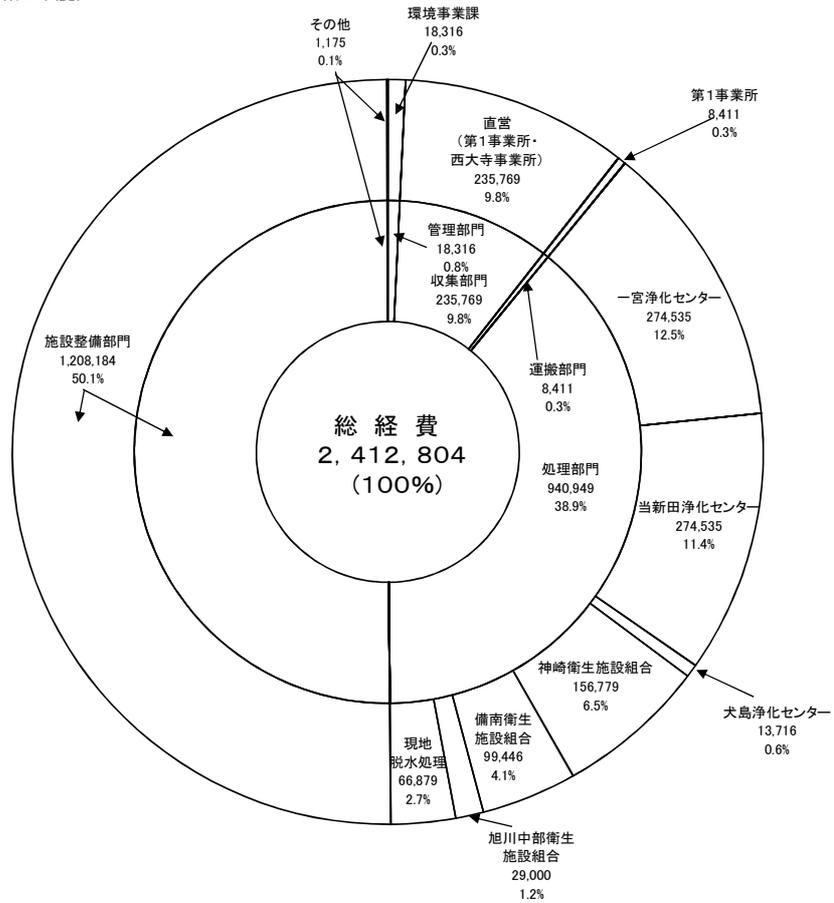
(単位:千円)



※道路下水清掃費を除く

イ し尿処理経費(令和2年度)

(単位:千円)



※浄化槽対策費を除く

ごみ処理経費分析(施設整備部門, 道路下水清掃部門を除く)

(建部支所管内のごみ量は除く)

R2年度決算	管理部門		収集部門		処理部門				全体合計	
	収集	処理	管理部門小計	可燃・不燃・粗大	資源化物	収集部門小計	焼却	資源化		埋立
経費(千円)	850,220	158,681	1,008,901	2,391,754	628,210	3,019,964	3,972,882	978,248	163,495	5,114,625
収集・処理量(t)	134,774.54	229,495.86	-	124,806.06	9,968.48	134,774.54	207,098.97	16,585.49	5,811.40	229,495.86
処理単価(円/t)	6,308	691	6,999	19,164	63,020	22,408	19,183	58,982	28,133	22,286
1日あたり(円/日)	2,329,370	434,742	2,764,112	6,552,751	1,721,123	8,273,874	10,884,608	2,680,132	447,932	14,012,671
1世帯あたり(円/世帯)	2,546	475	3,021	7,163	1,881	9,044	11,898	2,930	490	15,317
1人あたり(円/人)	1,201	224	1,425	3,377	887	4,265	5,610	1,381	231	7,222
1世帯1日あたり(円/世帯・日)	7.0	1.3	8.3	19.6	5.2	24.8	32.6	8.0	1.3	42.0
1人1日あたり(円/人・日)	3.3	0.6	3.9	9.3	2.4	11.7	15.4	3.8	0.6	19.8

※ 管理部門は、収集・処理部門以外の管理経費(岡山市久米南町衛生施設組合負担金は除く)

※ 収集部門は、一般搬入・汚泥を除く

※ 焼却部門は、一般搬入を含む

※ 埋立部門は、焼却灰・汚泥含む

※ 資源化部門は、東部リサイクルプラザ・西部リサイクルプラザ

年日数	365
世帯数	333,913
人口	708,155

R2.12未現在(建部支所除く)

し尿処理経費分析(浄化槽対策費及び一部事務組合への人件費を除く)

R2年度決算	管理部門		処理部門							処理部門小計
	管理部門	収集部門(直営のみ)	一宮浄化センター	当新田浄化センター	犬島浄化センター	備南衛生	旭川中部衛生	現地脱水		
経費(千円)	18,316	244,180	300,594	274,535	13,716	156,779	99,446	29,000	66,879	940,949
収集・処理量(kl)	-	2,847.02	74,490.67	45,439.80	25.13	35,849.57	13,733.15	6,584.26	7,286.50	183,409.08
収集・処理単価(円/kl)	-	85,767	4,035	6,042	545,802	4,373	7,241	4,404	9,178	5,130

※ 収集部門(運搬を含む)は、直営(し尿)のみの経費及び収集量

※ 処理部門の各施設ごとの経費については、人件費等同一条件ではない

※ 処理部門の処理量は、し尿と浄化槽汚泥の合計

岡山市告示第 249 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、同条第 4 項及び岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 24 日

岡山市長 大森 雅夫

令和 3 年度一般廃棄物処理実施計画

第 1 部 ごみ処理実施計画

1 計画区域 岡山市全域

2 収集対象人口 722,724 人

3 処理量

市内発生量	221,290 トン
他の地方公共団体からの搬入量	0 トン
処理量	221,290 トン

4 ごみの排出の抑制及び資源化に関する事項

項目	概要
広報紙への記事の掲載	広報紙「市民のひろば おかやま」により、市民に理解と協力を呼びかける。
「ど～すりゃ～ええ？」の活用	ごみ減量・リサイクルガイド「ど～すりゃ～ええ？」（日本語版・英語版・中国語版・韓国語版・ベトナム語版）を活用し、ごみの減量及び正しい出し方などについて理解を呼びかける。
岡山市ごみ分別アプリの活用	ごみの適正な分別と排出の啓発を図るため、スマートフォンやタブレット端末を利用したごみ分別アプリケーションソフトを配信する。
東部リユースふらざ、西部リユースふらざの活用	不用品の有効活用とリサイクル意識の普及向上を図る。 また、環境問題の学習、実践の拠点として活用する。
ごみ減量・リサイクル週間	5月30日の「ごみゼロの日」を中心として公民館講座を実施する。
リサイクル推進員制度	町内会長の推薦により町内会単位に配置し、任期は2年とし、市と市民とのパイプ役として、減量化・資源化への協力や地域のリサイクル活動を行う。
分別の徹底	家庭ごみ組成分析を実施し、結果を公表するとともに、分別の徹底のための啓発活動、指導を強化する。また、不適正な分別排出物に対しては、注意シールを貼付して、適正排出を促す。
資源回収推進団体報奨金	子ども会・PTA・町内会などあらかじめ市へ登録した市民団体が、古新聞や古雑誌などの資源化物の回収を年4回以上行った場合、1kg当たり5円の報奨金を交付する。
資源回収用物置設置費補助金	資源回収推進団体の活動をより一層支援するため、資源回収用物置を設置する場合15万円を限度として補助する。
ごみ収集ステーション等施設整備費補助金	ごみステーションの清潔保持、町の美化及びごみの効率的な処理のため、町内会等地域団体が自主的にごみステーションを整備する場合、設置費用を20万円（新設は30万円）を限度として補助する。
資源化物コンテナ収納物置設置費補助金	地域団体が資源化物コンテナを収納する物置を設置する場合、利用世帯数等に応じて、15万円を限度として補助する。
ごみ収集ステーション等管理資材費補助金	ごみ収集ステーション及び資源化物収集ステーションを管理する町内会及び管理者の管理資材の購入に対し、購入費の2分の1に相当する額で3万円を上限として補助する。
資源化物の拠点回収	資源化物、廃乾電池・体温計等を西部資源回収所・当新田資源回収所・東部資源回収所・民間協力事業所で回収する。缶・びん・蛍光管・食品トレイ（発泡・透明）を本庁舎・区役所・ふれあいセンター・公民館等で回収する。蛍光管を登録電器店で回収する。ペットボトルをスーパー等で回収する。
生ごみ処理容器購入費補助金	一般家庭から出る生ごみの減量化や堆肥化を目的として、家庭用の生ごみ処理容器を購入する場合、補助金を交付する。
からす等防護ネット貸与	からす等によるごみの散乱被害のおそれがあるごみステーションを管理する町内会等に防護ネットを貸与する。
桃太郎のまち岡山ダンボールコンポスト	ダンボールコンポストを配布し、家庭から出る生ごみは堆肥に変え、ホームセンターで回収して、市内の農園で熟成堆肥にし、野菜や花の生産に活用する資源循環型の事業を行う。
事業系廃棄物減量計画書	ごみの減量化・リサイクルを推進するため、条例に基づき、事業用大規模建築物の所有者に対し、事業系廃棄物減量計画書の提出を求める。
岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会	事業系一般廃棄物の減量化・資源化を推進するため、事業者団体・収集運搬事業者団体・資源化事業者団体を構成員とし、市及び関係事業者との意見交換並びに減量化資源化施策の企画調整を行う。
事業系ごみ減量化・資源化の手引きの配布	事業系ごみ減量化・資源化の手引きを作成し配布する。
岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者等表彰	事業系一般廃棄物の減量化・資源化に取り組んでいる事業者を表彰する。

岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進研修会の開催	事業系一般廃棄物の排出事業者を対象として、事業系ごみの減量化・資源化の推進のための研修会を行う。
岡山市エコ技術研究会	産・官・学・民の協働により、廃棄物処理・リサイクル技術の研究、廃棄物問題を中心とした環境問題に関する情報発信、市民啓発及び人材育成等を行う。
環境教育	パンフレット「ミコロ・ハコロのごみと資源とわたしたち」を小学校4年生全員に配布する。
食品ロスの削減の取組	「食品ロス削減啓発パンフレット」を活用した啓発講座や各公民館と協力し食品ロス削減に関する各種イベント、講座を行う。
出前講座事業	ごみの減量化・資源化推進に関する事業や施策について、ごみゼロ啓発講座・食品ロス講座・環境ごみスクール・環境学習エコブンを実施する。
小型家電リサイクルの実施	レアメタルや貴金属などの埋もれた資源の有効活用等のため、拠点回収とイベント回収の方法により使用済小型家電の回収を実施する。
資源化物全品目の月2回ステーション収集の推進	西部リサイクルプラザの稼動を機に、月2回、びん・缶・てんぷら油等の資源化物及び廃乾電池・体温計等のステーション収集を推進する。

5 ごみの分別区分並びに処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出されるごみ

種類	発生量 (t/年)	収集運搬		処分		
		主体	方法	主体	方法	
可燃ごみ	117,477	市 直 営 委 託	ステーション方式(週2回、旧建部町地域は週1~2回)	東部クリーンセンター 当新田環境センター 岡南環境センター 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	焼却 資源化	
不燃ごみ	4,856		ステーション方式(月1回)	東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 山上新最終処分場 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	破碎 焼却 埋立 資源化	
粗大ごみ	1,288		戸別収集(申込制)	東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	資源化	
乾電池・体温計	149		資源化物	ステーション方式(月1~2回) 拠点回収	東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター 民間事業者	資源化
缶	698					
びん	3,102					
古紙・古布	5,190					
ペットボトル	955					
てんぷら油	139					
発泡トレイ	38					
蛍光管	35					
プラスチック類ごみ(旧建部町地域)	11					
小型家電	700	認定事業者	拠点回収 イベント回収	認定事業者		
可燃ごみ	65	排 出 者	直接搬入	東部クリーンセンター 当新田環境センター 岡南環境センター 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	焼却 資源化	
不燃ごみ	68			東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 山上新最終処分場 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	破碎 焼却 埋立 資源化	
粗大ごみ	2,795			東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	資源化	
資源化物	1,394			東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	資源化	
合計	138,960					

※ 市民は、廃棄物又は再利用の対象となる物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

※ 岡山市久米南町衛生施設組合に搬入されるごみは、旧建部地域から排出されるごみとする。

※ 粗大ごみは、許可業者に直接搬入されるものを含む。

※ 認定事業者とは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律で規定されている事業者をいう。

※ 数値は四捨五入により表示しているため、各数値の合計値は、合計の値と一致しない場合がある。以下同じ。

(2) 事業活動に伴って生じたごみ (ただし、産業廃棄物を除く。)

分別区分	発生量 (t/年)	収集運搬		処分	
		主体	方法	主体	方法
可燃ごみ	79,337	許可業者 ・ 排出者	戸別収集 ・ 直接搬入	東部クリーンセンター 当新田環境センター 岡南環境センター 岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター 民間事業者	焼却 資源化
不燃ごみ	1,641			東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 山上新最終処分場 岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター 民間事業者	
粗大ごみ	1,352			東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター 民間事業者	破碎 焼却 埋立 資源化
合計	82,330				

※ 資源化物の処理については、分別を徹底し、民間再生ルートを利用するものとする。

※ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(3) 他自治体から搬入されるごみ

種類	搬入量 (t/年)	収集運搬		処分	
		主体	方法	主体	方法
可燃ごみ	0	自己搬入	直接搬入	東部クリーンセンター	焼却 資源化

6 ごみ処理施設及び最終処分場の概要

(1) 焼却施設

施設名	所在地	処理能力(t/日)	処理方式
岡南環境センター	南区豊成一丁目4-1	220(110×2) 26	全連続燃焼式ストーカ炉 灰溶融炉(休止中)
当新田環境センター	南区当新田486-1	300(150×2)	全連続燃焼式流動床炉
東部クリーンセンター	東区西大寺新地453-5	450(150×3) 39	全連続燃焼式流動床炉 灰溶融炉
岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター	久米郡久米南町上神目31 3-6	13(13×1)	機械化バッチ燃焼式ストーカ炉

(2) 破碎施設

施設名	所在地	処理能力(t/日)	処理方式
東部リサイクルプラザ	東区西大寺新地453-5	58 (不燃40粗大18)	不燃・粗大ごみ：破碎・選別処理
西部リサイクルプラザ	北区野殿西町428-2	26 (不燃20粗大6)	不燃・粗大ごみ：破碎・選別処理

(3) 資源化施設

施設名	所在地	処理能力(t/日)	処理方式
東部リサイクルプラザ	東区西大寺新地453-5	27	缶：機械選別 びん・古紙・古布：手選別 ペットボトル：手選別・圧縮減容
西部リサイクルプラザ	北区野殿西町428-2	17	びん・古紙・古布：手選別 ペットボトル：手選別・圧縮減容
岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター	久米郡久米南町上神目31 3-6	3	びん・缶：機械選別

(4) 最終処分場

施設名	所在地	埋立容量(m ³)	埋立対象物
山上新最終処分場	北区山上地内	450,000	焼却残渣・選別残渣・排水溝清掃 汚泥・不燃ごみ

7 産業廃棄物の受け入れ

市は、一般廃棄物の処理及び処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理を行う。

8 一般廃棄物処理業（ごみの収集・運搬）の新規許可

一般廃棄物処理業（ごみの収集・運搬）の許可業者は97者あり、既存の許可業者等によって事業系一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われてきており、事業系一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施させるためには、既存の許可業者のみに引き続きこれを行わせることが相当である。よって、当分の間、一般廃棄物処理業（ごみの収集・運搬）の新規許可は見合わせることにする。ただし、一般廃棄物の資源化を目的とする一般廃棄物処分量に伴う収集・運搬については除くものとする。

9 その他

本市のごみ処理を推進するための事業であって本計画で定める事業以外のものについては、本市のごみ処理基本計画の趣旨に合致する場合に限り、実施することができるものとする。

第2部 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理計画

(1) 計画区域 岡山市

(2) 処理形態別人口予測 (単位:人)

区 分	人 口
計画処理区域内	709,890
非水洗化	49,720
し尿収集	49,550
自家処理	170
水洗化・生活雑排水未処理	90,400
水洗化・生活雑排水処理	569,770
下水道	452,500
合併浄化槽	110,850
農業集落排水施設	6,420

(3) 処理主体

区 分	処理主体
合併処理浄化槽	個人等
農業集落排水施設	本市
下水道	本市・県

(4) 処理計画

ア 合併処理浄化槽で処理を推進する区域

下水道・農業集落排水事業の計画区域を除く岡山市全域

イ 農業集落排水施設で処理する区域

岡山市農業集落排水整備計画による計画区域

ウ 下水道で処理する区域

岡山市下水道事業全体計画による計画区域

2 し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) 計画区域 岡山市

(2) 収集・運搬計画

区分	収集・運搬主体	収集区域	収集計画量 (KI/年)	収集回数	収集方法
し尿	直営	許可区域以外	2,800	原則として 月1回	戸別収集方式
	許可業者(6社)	御津・建部区域を除く業者ごと 許可した区域	32,950		
	許可業者(2社)	御津・建部区域	1,740	随時	
浄化槽 汚泥	許可業者(12社)	各許可区域(岡山区域についてはその全域。御津・建部・灘崎・瀬戸については各許可区域)	147,770	原則として 年1回以上	

※ 岡山市一般廃棄物処理業合理化学業計画により、岡山区域のし尿収集・運搬許可業者が有する許可車両を随時減車する。

(3) 処理計画

区 域	処 理 施 設
御津・建部	旭川中部衛生施設組合
西大寺・上道・瀬戸	神崎衛生施設組合
吉備・興除・福田・灘崎	備南衛生施設組合
上記以外	本市 <ul style="list-style-type: none"> ・一宮浄化センター ・犬島浄化センター ・当新田浄化センター

(4) 処理施設等の概要

① 処理施設

施 設 名	所 在 地	処理能力 (Kl/日)	処 理 方 式
一宮浄化センター	北区一宮217	300	前処理脱水＋脱窒素処理方式＋下水道放流
神崎衛生施設組合	東区神崎町2676	180	膜分離高負荷生物脱窒素処理式 (生物脱窒素処理＋膜分離処理)
備南衛生施設組合	倉敷市茶屋町1919	80	標準脱窒素処理＋凝集沈殿＋オゾン処理 ＋砂ろ過＋活性炭吸着＋抗火石浸漬床
旭川中部衛生施設組合	北区御津鹿瀬650	42	標準脱窒素処理＋高度処理
犬島浄化センター	東区犬島179	0.35	生物脱窒素処理＋高度処理
当新田浄化センター	南区当新田488-4	70 (+100)	固液分離処理＋生物脱窒素処理 (H24.4.1より移動式脱水機を増設し100kl/日分の能力を追加)

※ 当新田浄化センターについては、浄化槽汚泥の処理のみを行う。

② 貯留施設

施 設 名	所 在 地	容 量
阿津貯留槽	南区阿津大河原尻地先	108kl

資料8 清掃事業年表

年別	し尿	ごみ	一般
明治 大正		明29 邑久郡朝日村片岡氏に市内清掃を委託(年間250円)	明22 市制施行 6/1
		明33 市営にてじんかい収集を開始 島田焼却場ができる(野天焼き)	明33 汚物掃除法施行 4/1
		明35 じんかい収集を民間業者へ委託	
	明39	ふん尿事件が起こる	
昭和 元 39	昭5	し尿収集区域を6区に調整	
	昭7	し尿収集区域を5区に改め、月2回収集を開始	昭8 豊成じんかい焼却場完成 (37.5t/日)
	昭23	し尿貯留槽設置(農産)	昭15 精霊送り開始
	昭29 10/4	し尿料金制定36% ^リ →25円	昭29 清掃法施行 7/1
	昭30	し尿業者を19社許可	昭31 ごみ手数料徴収
	昭33 12/26	平井貯留槽、けい船場完成	昭35 豊成焼却場に半機械式バッチ炉が完成(60t/日)
			昭34 衛生課から環境衛生課が独立
			昭36 手数料一般家庭廃止 10/1
			昭37 ごみステーション方式モデル地区(桶屋町、会長野村佐一郎)
		昭38 借上業者による収集を一部開始 一牧石、御野、小串、甲浦、浦安(岡山美装)	
		昭39 当新田半機械式バッチ炉完成(60t/日)	
		昭39 大掃除運動推進	
40	4/1	し尿料金改正36% ^リ →50円	環境整備優良地区を対象に市長感謝状贈呈を開始
	4/	備南衛生施設組合設立	12/2 清掃法一部改正
	10/1	し尿処理手数料集金業務開始	
41	5/25	1市4町し尿処理場完成(70% ^リ /日)(神崎処理場)	5/1 第1、第2清掃事業所が環境衛生課から分離
	6/	1市2町し尿処理組合設立(一宮処理場)	11/1 第3清掃事務所が環境衛生課から分離
	10/	備南衛生施設組合し尿処理場完成(50% ^リ /日)(清鶴苑)	

年別	し尿	ごみ	一般
41	12/5 し尿処理業者19社を2社に企業合同し、岡山清掃(株)と(株)岡山衛生センターを許可		
42	3/31 旭西浄化センターにし尿投入施設完成(110 ^キ リ/日) 8/1 し尿収集区域割実施 11/1 し尿収集区域調整実施		7/1 機構改革により、民生局衛生部となる
43	3/31 1市2町し尿処理場完成(100 ^キ リ/日)	12/10 当新田半機械バッチ炉完成(150t/日)	
44	2/18 合併により許可業者3社となる 4/1 し尿収集区域調整実施 7/1 岡山清掃(株)が八晃産業(株)と総合清掃(株)に分離し、許可業者は4社となる	4/1 当新田(150t/日)焼却場稼働開始	2/18 西大寺市と合併
45	9/15 (株)岡山衛生センターから(有)岡北産業が分離し、許可業者は5社となる	4/1 ごみ処理手数料のうち焼却場へ自ら搬入したものを無料とする 4/1 豊成焼却場(60t/日)公用廃止 12/21 ごみの週2回収集を始める(約10,000世帯)	7/11 機構改革により、衛生局清掃部となる
46	1/8 合併により1市2町し尿処理場を一宮処理場と改称 1/8 合併により許可業者9社となる 3/8 合併により備南衛生施設組合の構成員となる 3/8 合併により許可業者10社となる 5/1 合併により許可業者11社となる 8/1 し尿料金改訂36 ^リ →100円	1/8 合併により辛香焼却場(5t/日)、今岡焼却場(5t/日)が岡山市の所管となる 3/8 合併により足守焼却場(8t/日)が岡山市の所管となる 6/1 借上業者として岡山環境整備工業所を指定 7/1 鮮魚卸売組合、小売組合による魚、アラ処理問題が起こるが焼却処分ができないと断る	1/8 一宮町、津高町、高松町を編入 3/8 吉備町、妹尾町、福田村を編入 5/1 上道町、興除村、足守町を編入 9/24 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
47	4/1 企業合併により許可業者10社となる 12/22 正義し尿貯留槽(800 ^キ リ)及びけい船施設完成	6/1 ごみの週2回収集地区を拡大(約26,000世帯)	4/1 岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 4/1 第1～第3清掃事業所を第1～第3事業所と改称
48	3/17 し尿外洋投棄について和歌山県と岡山県の間で覚書締結	2/1 ごみの週2回収集地区を拡大(約28,400世帯)	4/2 機構改革により、環境衛生課が管理課となる

年別	し尿	ごみ	一般
48	4/1 し尿外洋投棄を開始、(株)玄洋社に委託(第11日進丸)	3/15 高松田中埋立処分地埋立開始 3/31 当新田粗大ごみ処理場完成(50t/5H) 4/1 北幸田埋立処分地埋立開始 6/1 粗大ごみ収集を実施(直営区域の一部) 6/1 粗大ごみ処理場稼働開始	
49	3/30 岡山市外3町衛生施設組合し尿処理場が増設される(70 ^{kg} /日→100 ^{kg} /日) 3/31 第1事業所の新庁舎完成 4/2 し尿料金改訂基本制1戸1回→30円従量割36 ^円 →140円 6/1 し尿収集区域調整実施 6/25 外洋投棄使用船舶変更(第5玄洋丸)	10/31 豊成焼却場(37.5t/日)公用廃止	4/1 機構改革により、管理課から施設課が分離し、施設係と電気機械係の2係となり清掃部は2課3事業所となる
50	1/23 第1次赤潮訴訟事件(赤潮被害による損害賠償請求)が徳島地方裁判所へ提訴される 4/1 企業合併により許可業者9社50台体制となる 7/10 第2次赤潮訴訟事件が高松地方裁判所へ提訴される 10/22 外洋投棄船(第23玄洋丸999トン)が進水する	7/1 ごみの週2回収集地区を拡大(約43,300世帯→約29%実施) 8/25 ごみの週2回収集地区を拡大(約68,400世帯→約46%実施) 12/25 岡南環境センター着工(450t/24H)	5/1 機構改革により、清掃部が環境部と改称され、公害課が環境部の所属となる 5/23 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行(「合理化措置法」という) 5/29～5/30 全国都市清掃会議昭和50年度春季評議員会及び通常総会が岡山市で開催される
51	3/31 旭西浄化センターに前処理施設竣工 4/1 し尿投棄海域がB海域となる 6/2 下水道局長と(協)岡山市環境整備協会覚書締結合理化措置法の趣旨を尊重し下水道管渠の清掃業務委託(代替業務)提供を確認する 7/29 第1次及び第2次赤潮訴訟事件が高松地方裁判所へ併合決定される	2/10 岡南環境センター起工式(450t/24H) 3/28 ごみ週2回収集を市全域に拡大 3/31 足守焼却場中止	4/1 「廃棄物の処理を要しない区域」を変更し、処理区域を拡大 4/1 機構改革により、管理課が環境衛生課となり、墓地管理係、防疫係、東山斎場が環境衛生課の所属となる 4/20 環境部に豊成焼却場建設事務所を設置し、環境部は3課3事業所1事務所となる

年別	し尿	ごみ	一般
51	<p>9/13 台風17号が本市を襲い多数の浸水家屋を生じたがこのうち13,631戸の冠水便槽の緊急収集を実施した</p> <p>11/30 一宮し尿処理場前処理施設竣工</p> <p>12/21 備南衛生施設組合し尿処理場前処理施設竣工</p>		<p>12/10 機構改革により、環境部が環境事業部となる 環境衛生課から管理課が分離し庶務係、企画係、料金係となる 環境衛生課及び公害課は環境事業部から分離したため、環境事業部は2課3事業所1事務所となる</p>
52	<p>2/1 し尿料金改訂基本割</p> <p>1戸1回→60円 従量割36%→180円</p> <p>特別加算 1戸1回→100円 (ホース延長)</p> <p>し尿収集区域調整実施</p>	<p>4/1 古都南方最終処分場埋立開始</p> <p>9/ 第3事業所汚泥吸引車導入(1台)</p> <p>12/21～12/27 第1回「暮らしとごみ展」開催 (市庁舎市民ホール)</p>	<p>4/1 機構改革により、管理課が業務第1課と業務第2課に分離 業務第1課は管理係、業務係、料金係の3係、業務第2課は管理係、業務係の2係となる 豊成焼却場開設事務所が設置される 第1事業所から一宮浄化センターが分離独立する 環境事業部は3課3事業所2事務所1センターとなる</p>
53	<p>2/1 全市を対象として「し尿処理実態調査」を実施</p> <p>3/28 一宮浄化センター改装工事着工 (200㎡/日)</p>	<p>5/31 春秋の大掃除中止 (粗大ごみ収集地区拡大による)</p> <p>6/ 西大寺支所汚泥吸引車導入(1台)</p> <p>6/26 分別収集の実施 「燃やせるごみ」 「燃やせないごみ」 「粗大ごみ」の3種分別</p> <p>※本庁管内(旭川東部全域、西部40%、牧石、白石、児島)6支所</p> <p>7/1 豊成焼却場(岡南環境センター)試運転開始 (450t/24H)</p> <p>7/1 事業ごみ一廃処分手数料徴収実施 一般(許可、自己搬入) 100kg→300円 ※産廃(許可、自己搬入) 10kg→30円を 100kg→300円</p> <p>7/1 本庁管内全域へ粗大ごみ収集拡大(直営)、支所管内についても一部回数増加</p> <p>7/3 分別収集拡大 3支所(妹尾、興除、藤田) 約100,000世帯 (全市の約60%となる)</p> <p>9/1 三手最終処分場埋立開始</p> <p>9/ 第3事業所高圧洗浄車導入(1台)</p>	<p>8/1 豊成焼却場開設事務所が岡南環境センターと改称され、管理係、業務係の2係を置く 環境事業部は3課3事業所1事務所2センターとなる</p>

年別	し尿	ごみ	一般
53		10/1 当新田半機械式バッチ炉(60t/日)公用廃止 12/14 撫川最終処分場埋立開始 12/20 岡南環境センター(450t/24H)竣工 ※分別収集に伴い祝日の一部の収集取り組み開始	
54	3/31 一宮浄化センター改装工事完了(200 ^{キロリットル} /日) 7/31 し尿海上中継輸送業務を廃止 8/1 し尿陸上中継輸送業務を開始 8/31 し尿外洋投棄業務を廃止 10/19 台風20号による2,236戸の冠水便槽の収集を実施した	2/2～2/7 第2回「暮らしとごみ展」開催(天満屋地下市民ギャラリー) 2/10 ごみステーション施設整備補助制度実施(1/2限度額3万円) 7/16 分別収集区域拡大(西大寺、上道地区)約120,000世帯(全市の約72%となる)	2/10 豊成焼却場建設事務所が廃止され、環境事業部は3課3事業所2センターとなる 5/10 一宮浄化センターが下水道局の所管となり、環境事業部は3課3事業所1センターとなる 8/1 業務第1課及び業務第2課の業務係が指導調整係と名称変更される
55	1/25 正儀貯留槽を撤去 3/25 平井貯留槽を撤去 7/1 し尿収集区域調整実施(業者区域のみ)及び許可車両台数変更(50台体制) 7～9月 し尿処理実態調査の補正調査を実施し、し尿料金制度の改訂に備えた 10/1 し尿料金制度に定額制を導入し、併せて定期収集制度を実施した 定 額 制 基本料金 基本割1戸月300円 人头割1人月250円 再収集料金 1回につき 300円 1人につき 130円 特殊便槽料金・・・1便槽1回につき300円(無臭便槽について加算) 従 量 制 従量割36 ^{リットル} までごとにつき300円 ※上記についてホース延長40mを超える場合は特別作業料金として100円加算 10/1 小型便槽改良助成制度を実施(56.3.31まで) 10/1 一宮浄化センターの旧施設に2次処理を増設(50 ^{キロリットル} /日)	4/1 ごみステーション施設整備補助限度額改正(3万円→3万5千円、統合・4万5千円の項を追加) 4/24～4/30 第3回「暮らしとごみ展」開催(天満屋地下市民ギャラリー) 4/ ～ 全市域不法投棄パトロール実施 10/ 三手最終処分場埋立完了 藤田最終処分場埋立開始	7/2 岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(し尿料金関係) 10/1 第1事業所に指導係を設置

年別	し尿	ごみ	一般
56	11/30 当新田貯留槽完成	4/ 藤田最終処分場埋立完了 6/15 山田最終処分場埋立開始 6/ 北幸田最終処分場埋立完了 7/ 撫川最終処分場埋立完了 8/27 コンパクター購入 (5,330万円 29.95t) 11/23 分別収集を市内全域実施	6/3 山田埋立管理事務所を設置し、環境事業部は3課3事業所1センター1事務所となる 11/21 第2事業所から岡南事業所を分離し、環境事業部は3課4事業所1センター1事務所になる
	1/31 当新田貯留槽使用開始	4/1 一般廃棄物処理手数料改正 (100 ^{キロ} につき300円→400円) 5/ 正義最終処分場埋立開始	
	9/28 台風10号による854戸の冠水便槽の収集を実施した	4/ 分別収集PR映画製作	
		1/ 古都南方最終処分場埋立完了 3/31 辛香焼却場中止 3/ 空き缶プレス機購入 (牧石、弘西、浮田、財田、内山下、深砥各小学校) 第2事業所、岡南事業所	
	3/30 当新田浄化センター完成 (70 ^{キロ} リットル/日) 4/1 直営区域のし尿料金の集金制度を自主納付制度に変更 7/ 集中豪雨による2,708戸の冠水便槽の収集を実施した 8/3 赤潮訴訟事件の終了 (国、兵庫県、岡山市、高松市に対する訴えの取り下げ) 11/ 備南衛生施設組合し尿処理場更新 (50 ^{キロ} リットル/日→80 ^{キロ} リットル/日)	2/ 空き缶プレス機購入 (豊小学校) 3/31 今岡焼却場中止 6/ 空き缶プレス機購入 (高田小学校、福田支所)	
4/1 自主納付制度に口座振替を導入 9/16 岡山市し尿処理業合理化対策会議設置 11/20 し尿処理実態調査の実施	4/ 空き缶プレス機購入 (旭操小学校、西大寺、一宮、津高、高松、妹尾各支所) 7/30～2/18 ごみ組成分析の体系的実施 10/20 家庭ごみアンケート調査の実施		
62	3/30 犬島浄化センター完工	3/31 今岡焼却場公用廃止	
	7/1 犬島浄化センター稼働開始		

年別	し尿	ごみ	一般
63	10/1 個人施策である減額措置を廃止	4/1 ごみステーション施設整備補助限度額改正(3万5千円→4万5千円、統合・4万5千円→5万5千円)	3/31 岡山市一般廃棄物処理基本計画策定 11/17 昭和63年度全国環境衛生大会が岡山市で開催される 11/18
		4/1 資源回収推進団体報奨金交付制度実施(1kg→4円)	
		6/1 モニターによるコンポスト化調査	
		12/20～3/15 セスナ機によりごみの分別と資源化をPR	
平成元	4/1 消費税導入に伴い、し尿処理手数料を改正(人頭制1人月250円→260円、特殊便槽料金300円→310円、従量制36%までごとにつき300円→310円)	3/4 ごみシンポジウム(岡南環境センター)	5/24～5/26 平成元年度全国都市清掃会議春季評議員会及び総会が岡山市で開催される
		4/1 生ごみ肥料化容器購入費補助制度実施(1基3,000円を限度)	
		4/1 一般廃棄物処理手数料改正(100* _a につき400円→410円)	
		12/21～3/15 セスナ機によりごみの分別と資源化をPR	
2	3/17 (協)岡山市環境整備協会と代替業務提供についての合意書交わす ・許可台数50台を対象に代替業務提供 ・金銭補償額の算出協議	3/31 高松田中埋立処分場埋立完了	4/1 当新田新焼却場建設事務所が設置され、環境事業部は3課4事業所1センター1事務所(課相当)1事務所(課内室相当)となる
		4/1 資源回収推進団体報奨金改正(1kg当たり4円→6円)	
	4/1 足守支所管内のし尿処理を要しなかった区域の指定を一部解除	4/1 津高地区の祝日収集開始(市内全域で祝日収集となる)	
	9/ 台風19号による1,496戸の冠水便槽の収集を実施した	6/1 モニターにより、家庭用簡易焼却炉の効果の調査	
		7/1 資源回収用物置設置費補助制度実施(設置費の3分の2相当額で10万円を限度)	
		8/28 西畦最終処分場埋立開始	
		9/22 当新田環境センター着工	
		9/30 正儀最終処分場埋立完了	
		10/31～11/2 第4回「暮しとごみ展」開催(市役所1階市民ホール)	

年別	し尿	ごみ	一般
3	10/16 岡山市廃棄物処理懇談会(し尿処理部会)開催	6/1 山田最終処分場埋立完了	6/1 第2事業所から粗大事務所を分離し、山田埋立管理事務所を廃止し、松ヶ鼻埋立管理事務所を設置する 環境事業部は、3課4事業所1センター1事務所(課相当)2事務所(課内室相当)となる 11/1 「岡山市ごみ非常事態宣言」が発令される
		6/3 松ヶ鼻最終処分場埋立開始	
		7/14 富田牛乳パック・空き缶回収所開設(空き缶回収機2台設置)	
		8/20 家庭用簡易焼却炉設置費補助制度実施(設置費の2分の1に相当する額で1万5千円を限度)	
		9/2～10/14 玉野市へ焼却委託(1067.4t)	
		10/15 ごみ問題学習団体報奨金交付制度実施	
		10/30 ごみ減量化・資源化対策研究会設置	
		11/27 16mmフィルム・ビデオ「桃太郎のごみ減量化・資源化作戦」制作(平成4年1月全小学校にビデオを配布)	
		11/28 空き缶回収機を設置(西大寺支所、高松支所、出石小学校、芳田中学校)	
		11/末 小学校区に資源化物集積施設を設置(年度末51ヶ所)分別指導員を配置(年度末294人)	
	12/10 本庁に空き缶回収機を設置		
	12/ 松ヶ鼻最終処分場で鉄屑分別開始		
4	4/1 し尿処理手数料改定 定額制(基本割1戸月300円→340円) 人頭割1人月260円→340円)、再収集料金(1回300円→340円、1人130円→170円)、特殊便槽料金(1便槽1回310円→390円) ※特別作業料金(1戸1回100円→130円) 従量制(36ℓまでごとにつき310円→390円)	3/1 牛乳パック・空き缶回収所を新保に変更(空き缶回収機2台移設)	2/28 岡山市ごみ非常事態宣言を平成6年3月まで延長
			3/15 第3事業所が当新田に移転
		4/1 ごみステーション施設整備費補助限度額改正(4万5千円→7万円・統合5万5千円→8万円)	4/1 減量化推進室を設置し、施設課に計画係を第3事業所に管理係を置く 環境事業部は、3課4事業所1センター1事務所(課担当)2事務所(課内室担当)1室となる
		4/1 生ごみ肥料化容器購入補助限度額改正(3千円→4千円)	
		4/1 資源回収用物置設置費補助金限度額改正(10万円→15万円)	7/4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正施行
	7/4 廃掃法改正により、し尿処理を要しない区域消滅		
		4/1 ごみ問題学習団体報奨金交付制度を補助金制度に改正	8/20 岡山市リサイクル推進員設置要綱施行(小学校区に5名以内)

年別	し尿	ごみ	一般
4		4/1 町内会用焼却炉設置費補助金交付制度実施(設置費の2分の1に相当する額で50万円を限度)	9/25 第1回ごみ減量化推進全国大会が岡山市で開催される
		4/28 ごみ処理情報ネットワークシステム研究会議第1回開催	12/24 岡山市廃棄物処理懇談会開催(岡山市一般廃棄物処理基本計画の見直し)
		6/21 西大寺牛乳パック・空き缶回収所を開設(空き缶回収機を1台設置)	
		6/25 コンパクター購入(5,119万円、35t)	
		7/10 紙芝居を配布(保育園、幼稚園、小学校、児童館に配布)	
		7/16 松ヶ鼻最終処分場でサニーフォームシステムを試験的に実施	
		10/11 直営収集現場の土曜閉庁焼却場の隔週閉庁を施行	
		11/25 浦安・西大寺南小学校区で5種分別収集をモデル的に実施	
	12/8 大井会館に空き缶回収機を設置		
5	2/8 第1事業所増築工事完工	1/ 浅越最終処分場完成	1/25 松ヶ鼻埋立管理事務所を廃止し、浅越埋立管理事務所を設置
	8/4 岡山市廃棄物処理懇談会開催(し尿処理手数料改定)	1/23 松ヶ鼻最終処分場埋立完了	
		1/25 浅越最終処分場埋立開始	2/1 最終処分場建設事務所を設置
		4/1 足守支所管内の収集業務を支所総務民生課から第2事業所足守分室へ直営収集現場の土曜閉庁を本格実施	3/31 岡山市一般廃棄物処理基本計画策定 4/1 当新田新焼却場建設事務所を当新田環境センター開設事業所に改め足守分室(係相当)を設置 環境事業部は3課4事業所1センター1事務所(課相当)3事務所(課内室相当)1室となる
		8/25 大野学区で5種分別収集開始	
		11/ 雄神学区で5種分別収集開始 津高支所管内、一宮支所管内、高松支所管内、吉備支所管内、福田支所管内、妹尾支所管内、興除支所管内、藤田支所管内で5種分別収集開始	

年別	し尿	ごみ	一般
6	4/1 し尿処理手数料改定 定額制(基本割1戸月340円→370円、人頭割1人月340円→390円)、再収集料金(1回340円→370円、1人170円→190円) 特殊便槽料金(1便槽1回390円→440円) 従量制(36ℓまでごとにつき390円→440円) ※特別作業料金(1戸1回130円→140円)	1/31 当新田環境センター完成	2/1 当新田環境センター開設事務所を当新田環境センターに改め、管理係と業務係を設け当新田焼却場を廃止
		2/ 上道支所管内で5種分別収集開始	
		2/1 朝日学区、大宮学区、幸島学区、太伯学区で5種分別収集開始	2/28 岡山市ごみ非常事態宣言を平成8年3月まで再延長
		2/21 南輝学区で5種分別収集開始	3/15 5種分別収集事業推進協力連合町内会交付金交付要綱施行
		3/18 旭竜学区で5種分別収集開始	3/24 廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改め廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を制定
		4/20 石井学区で5種分別収集開始(プラスチック焼却モデル地区)	
		4/23 東部資源選別所が完成	4/1 機構改革により環境事業部を環境事業局に昇格し業務部と施設部の2部体制となる 県から移管された産業廃棄物対策業務推進のための産業廃棄物対策課の設置 保健所政令市移行に伴い業務第1課に浄化槽係を設置、業務第1課の管理係と料金係を統合し総務係を置く 施設課を環境施設課に名称変更 業務第2課浅越埋立管理事務所を環境施設課へ移管 岡南環境センターの業務係を業務第1係と業務第2係に分割 環境事業局は2部4課4事業所2センター3事務所(課内室相当)1室となる
		5/ 開成学区、政田学区で5種分別収集開始	
		7/1 条例施行(100kgまでごとに410円を600円に改定、犬・猫の死体1匹1,000円を1,500円に改定)	
		7/20 陵南学区で5種分別収集開始	
	8/17 御南学区で5種分別収集開始		
	9/9 可知学区で5種分別収集開始		
	9/12 東畦最終処分場埋立開始		
	10/1 ごみ袋の透明化を実施		
	10/5 大元学区で5種分別収集開始		
	11/1 芥子山学区で5種分別収集開始	7/1 岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行許可申請手数料の改定	
	11/10 富山学区で5種分別収集開始		
	11/11 伊島学区、三門学区で5種分別収集開始(プラスチック焼却地区)	10/19～20 全国都市清掃会議第64回企画委員会が岡山市で開催される	
	11/17 福島学区、平福学区で5種分別収集開始		
	11/23 西学区で5種分別収集開始		
11/25 平福学区、高島学区で5種分別収集開始			
12/8 古都学区で5種分別収集開始			

年別	し尿	ごみ	一般
7		2/10 宇野学区で5種分別収集開始	1/17 阪神大震災(兵庫県南部地震)起こる し尿・ごみ収集支援隊の派遣 隊員18名、車両:し尿収集車1台、ごみ収集車4台、計5台を1月24日～28日神戸市へ派遣
		2/16 三勲学区で5種分別収集開始	
		3/3 幡多学区で5種分別収集開始	
		3/17 津島学区、御野学区で5種分別収集開始	4/1 機構改革により最終処分場建設事務所を廃止 環境事業局は2部4課4事業所2センター2事務所(課内室相当)1室となる
		3/31 東畦最終処分場埋立完了	
		4/1 処理施設での土曜閉庁実施	
		4/12 内山下、深砥学区で5種分別収集開始	4/1 岡山市リサイクル推進員制度運営要綱施行(岡山市リサイクル推進員設置要綱廃止)
		4/14 弘西、出石、南方学区で5種分別収集開始	
		5/5 浅越最終処分場埋立完了	5/8 浅越埋立管理事務所を廃止し、山上埋立管理事務所を設置
		5/8 山上最終処分場埋立開始	
		5/10 西大寺学区で5種分別収集開始	9/26 岡山市廃棄物処理懇談会設置要綱廃止
		5/25 竜之口学区で5種分別収集開始	
		6/14 小串、甲浦学区で5種分別収集開始	10/17 岡山市廃棄物減量等推進審議会初会合 (岡山市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理)の見直し及び空き缶等の投げ捨て等の防止策についての諮問) (H8.1/29答申)
		6/16 豊学区で5種分別収集開始	
		7/3 財田学区で5種分別収集開始	
		7/5 芳明学区で5種分別収集開始	
		7/6 芳田学区で5種分別収集開始	
		8/9 芳泉学区で5種分別収集開始	
		8/23 牧石、牧山学区で5種分別収集開始	
		9/20 西畦最終処分場埋立完了	
	10/5 鹿田、出石、操南学区で5種分別収集開始		
	11/2 旭操学区で5種分別収集開始		
	11/17 岡山県適正処理困難指定廃棄物対策協議会設立総会		
	12/7 平井学区で5種分別収集開始		

年別	し尿	ごみ	一般
8	7/30 一宮浄化センターの改造工事着工	2/1 清輝学区・岡南学区で5種分別収集開始	3/31 ごみ非常事態宣言解除
		2/8 旭東学区・福谷学区で5種分別収集開始	4/1 機構改革により環境施設課内に最終処分場用地対策室を設置 環境事業局は2部4課4事業所2センター2事務所(課内室相当)2室となる 山上最終処分場に続く最終処分場に的確に対応するため、相当参与、参事の配置
		2/12 高田学区で5種分別収集開始	
		2/14 足守学区で5種分別収集開始	
		2/28 大井学区で5種分別収集開始	
		3/19 福浜学区で5種分別収集開始	
		3/22 岡山市環境美化条例公布(10/1施行)	
		3/31 岡山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定	
		3/末 5種分別収集全市域実施	
		7/1 ごみ処理手数料の改定(600円→900円)	
	7/3 岡山市放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例公布(H19. 1/1施行)		
	9/11 西大寺小学校区でペットボトルのモデル回収スタート		
9	4/1 消費税の税率改定及び地方消費税の創設に伴いし尿処理手数料を改正 定額制(人頭割1人月390円→400円)、再収集料金(人頭割1人月190円→200円)、特殊便槽料金1便槽1回につき440円→450円) 従量制(36%までごとにつき440円→450円)	1/23 西大寺生活環境センター着工	4/1 機構改革により業務部の業務第1課を環境総務課に、業務第2課をごみ減量課に改称する。 施設部に東部クリーンセンター建設事務所を設置 環境事業局は2部4課4事業所2センター1事務所(課相当)2事務所(課内室相当)1室となる
		3/4～3/27 玉野市分焼却(492.9t)	
		3/4～3/31 灘崎町分焼却(158.2t)	
		4/1 消費税の税率改定及び地方消費税の創設に伴いごみ処理手数料を改正(900円→920円) ごみステーション施設整備費補助限度額改正(7万円→10万円)	
		4/24 福島学区でペットボトル回収開始	
		5/28 御南(一部)学区、西学区でペットボトル回収開始	
	6/12～10/27 灘崎町分焼却(808.6t)		
	4/1 岡山市外3町衛生施設組合新処理施設竣工	7/9 浦安学区でペットボトル回収開始	
		7/10 平福学区でペットボトル回収開始	
		8/1 古都学区、開成学区、政田学区でペットボトル回収開始	

年別	し尿	ごみ	一般
9		8/15 朝日学区、大宮学区、幸島学区、太伯学区、豊学区でペットボトル回収開始 8/28 操南学区、操明学区でペットボトル回収開始 9/8 大元学区でペットボトル回収開始 9/8・22 南輝学区でペットボトル回収開始 9/11 富山学区でペットボトル回収開始 10/22 興除学区、曾根学区、東疇学区、箕島学区でペットボトル回収開始 11/8 東部クリーンセンター着工 11/12 妹尾学区、藤田第1学区、藤田第2学区、藤田第3学区でペットボトル回収開始 11/14 可知学区でペットボトル回収開始 11/28 芥子山学区でペットボトル回収開始	
10	3/23 一宮浄化センターの改造工事完了 3/30 (協)岡山市環境整備協会への代替業務の一部を個別業者に振り替えて提供する確認書を協会と締結	3/19 西大寺生活環境センター完工 3/31 ごみ問題学習団体報奨金交付制度を廃止 7/23 福田学区でペットボトル回収開始 8/6・24 旭操学区、平井学区(一部)ペットボトル回収開始 8/23 竜之口学区でペットボトル回収開始 9/3 平井学区(一部)、中山学区、平津学区、馬屋下学区、桃丘学区、庄内学区、加茂学区、鯉山学区、吉備学区、陵南学区、(一部)、平島学区、御休学区、角山学区、浮田学区、でペットボトル回収開始 9/13 小串・甲浦学区でペットボトル回収開始 9/14 旭竜学区でペットボトル回収開始 9/16 財田学区でペットボトル回収開始 10/7～ 横井学区、馬屋上学区、野谷学区でペットボトル回収開始	4/1 機構改革により、環境施設課内の最終処分場用地対策室を廃止し、最終処分場建設事務所を設置 環境事業局は、2部4課4事業所2センター1事務所(課担当)、3事務所(課内室相当)となる

年別	し尿	ごみ	一般
10		10/26～ 12/18 津山市分焼却(295.7t) 12/19 東部リサイクルプラザ着工	
11	4/15 し尿収集許可車両減車勧告(許可業者4社) 5/1 し尿収集許可車両暫定減車(4台) 12/7 (協)岡山市環境整備協会と協定書及び覚書締結・合理化事業計画を策定して転業支援のための代替業務提供実施合意・毎年度代替業務及び受託業者を決定して代替業務を個別業者にすべて提供	1/13 「リユースプラザおかやま」開設 8/23 竜之口学区でペットボトル回収開始 8/27 高島学区でペットボトル回収開始 9/13 小串・甲浦学区でペットボトル回収開始 9/14 旭竜学区でペットボトル回収開始 9/16 財田学区でペットボトル回収開始 10/8 宇野学区でペットボトル回収開始 10/15 牧石・牧山学区でペットボトル回収開始 10/25 陵南・御南学区でペットボトル回収開始 11/5 幡多学区でペットボトル回収開始 11/18 三勲学区でペットボトル回収開始 2/14 旭東学区でペットボトル回収開始	
12		5/30～ 長船町分焼却灰埋立開始(468.28t) 12/1 戸別収集前の粗大ごみ排出増加に対応するため「岡山操車場跡地公園」「妹尾汗入」「上道竹原」「リユースプラザおかやま」の市内4ヶ所に臨時排出場所を3月末まで設置	
13		4/1 粗大ごみ戸別収集開始 4/1～ 3/31 長船町分焼却灰埋立(324.83t) 6/1 東部リサイクルプラザ稼働、愛称「さいせい岡山」に決定 6/26 岡南環境センター改修工事着手 改修工事内容(排ガス高度処理施設整備、灰固形化施設整備) 8/1 東部クリーンセンター稼働 9/1 直営管内をプラスチック焼却地区に変更 同時に直営管内のペットボトルの資源化物としての収集地区変更 9/8 東部リユースぶらざ開館	4/1 機構改革により環境事業局を環境局に、業務部を環境事業部に、施設部を環境施設部に改称し、新たに環境保全部を設置 環境事業局業務部環境総務課を環境局環境総務課に改める 保健福祉局保健部環境保全部を廃止し、環境局環境保全部に環境調整課及び環境規制課を設置 産業廃棄物対策課を事業部から環境保全部に改める ごみ減量課を改称し、環境事業部に資源循環推進課及び事業管理課を設置

年別	し尿	ごみ	一般
13	12/ 一般廃棄物処理基本計画策定	<p>9/23 リユースプラザおかやま閉館</p> <p>10/1 豊、山南学区をプラスチック焼却地区に変更</p> <p>11/1 借上地区、支所管内全てをプラスチック焼却地区に変更</p> <p>12/ 一般廃棄物処理基本計画策定</p>	<p>東部クリーンセンター建設事務所を廃止し、環境施設部に東部クリーンセンター及び東部リサイクルプラザを設置</p> <p>環境総務課浄化槽係を廃止し、環境規制課浄化槽対策室を設置</p> <p>環境局は3部7課4事業所3センター1プラザ3事務所(課内室相当)1室となる</p> <p>8/1 機構改革により環境事業部第2事業所粗大事務所を廃止し、環境事業部に粗大事業所を設置</p> <p>環境局は3部7課5事業所3センター1プラザ2事務所(課内室相当)1室となる</p> <p>9/1 機構改革により第2事業所を中事業所に、岡南事業所を南事業所に改称</p> <p>第3事業所を廃止し、新たに北事業所、資源事業所を設置</p> <p>第1事業所に水路清掃事業所を、岡南環境センターに緊急環境対策室を設置</p> <p>第2事業所足守分室を北事業所足守分室に改める</p> <p>環境局は3部7課6事業所(課担当)3センター1プラザ1事業所(課内室相当)2事務所(課内室相当)2室となる</p>
14	3/28 平成14年度包括外部監査の結果報告書が提出される(合理化措置法関連等)	<p>4/1～ 町内会一斉清掃の収集委託を開始</p> <p>4/11～ 長船町分焼却灰埋立(81.49t)</p> <p>5/30</p> <p>5/20 長船町分可燃ごみ焼却開始(2220.66t)</p> <p>12/28 山上新最終処分場完成</p>	<p>4/1 機構改革により環境規制課浄化槽対策室を下水道普及管理課へ移管</p> <p>産業廃棄物対策課に規制係、監理係の2係を置き、併せて県警OBによる産業廃棄物監視班を設置</p> <p>環境局は3部7課6事業所3センター1プラザ1事業所(課内室相当)2事務所(課内室相当)1室となる</p> <p>8/15 精霊送り受付町内会等実施</p>
15	<p>7/31 総合政策審議会岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会設置(「専門委員会」という)</p> <p>11/18 専門委員会から「岡山市におけるし尿処理業合理化事業の論点整理について(報告)」が提出される</p>	<p>2/28 岡南環境センター再稼働</p> <p>4/1～ 足守地区の焼却・埋立・資源化物収集の民間委託を開始(ペットボトルは拠点回収)</p> <p>4/1 ごみステーション施設整備補助金交付制度と資源化物ステーション施設整備補助金交付制度を統合(限度額15万円)</p> <p>4/1 倉敷市、山陽町分可燃ごみ焼却開始</p> <p>4/10 御津町、加茂川町分可燃ごみ焼却及び灘崎町分不燃・粗大ごみ処理開始</p>	<p>4/1 機構改革により事業管理課に指導対策係を新設し、北事業所足守分室(係相当)及び最終処分場建設事務所(課内室相当)を廃止</p> <p>岡南環境センターの緊急環境対策室(課内室相当)を廃止し、業務係を新設</p> <p>環境局は3部7課6事業所3センター1プラザ1事業所(課内室相当)1事務所(課内室相当)となる</p>

年別	し尿	ごみ	一般
16	1/27 専門委員会から「平成16年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書」が提出される	1/5 粗大ごみ個人持込の事前電話申込制度の開始	4/1 機構改革により環境施設課内にPFI推進班を新設
		3/31 資源回収推進団体報奨金交付制度のうち、平成10年度から加算していた追加報奨金制度を廃止	
	3/12 専門委員会から「岡山市の一般廃棄物処理業等合理化事業に関する最終提言書」が提出される	4/1 ごみ処理手数料改正(100kgまでごとにつき920円→10kgまでごとにつき130円)	
	3/25 岡山県が「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」承認(第1次)		8月1日 市役所本庁舎での雑紙回収を開始
	4/1 し尿許可業者4社のし尿収集部門が、㈱レコルテに集約化され、し尿の収集・運搬の許可業者は、6業者となる	8/31 台風16号による被害(児島半島、西大寺地区他)	
		9/1 学校での雑紙回収を開始	
	5/27 し尿収集許可車両13台廃車、平成11年度暫定減車4台とあわせて17台減車、6社33台体制となる	10/5 倉敷市分災害ごみ(台風16号関係)焼却開始	
		10/25 玉野市・日生町分災害ごみ(台風16号関係)焼却開始	
	8/31 台風16号による535戸の冠水便槽の収集を実施	11/5 倉敷市分災害ごみ(台風23号関係)焼却開始	
	9/8 台風18号による56戸の冠水便槽の収集を実施	11/30 灘崎町分災害ごみ(台風23号関係)焼却	
9/29 台風21号による408戸の冠水便槽の収集を実施		12/1 市役所本庁舎で弁当容器のリターナブル化を実施	
10/21 台風23号による222戸の冠水便槽の収集を実施	12/27 津山市分災害ごみ(台風23号関係)焼却開始		
17		2/14 東部資源回収所・当新田資源回収所で平日の家庭から出される資源化物受け入れ開始	
		3/2 玉野市分災害ごみ(台風23号関係)焼却開始	
		3/10 建部町分可燃ごみ焼却	
	3/22 合併により御津町1社、灘崎町2社が許可を引き継ぎ、許可業者8社となる(内1社は岡山市と同一業者)	3/31 資源回収推進団体報奨金交付制度のうち、逆有償の鉄くず・スチール缶への加算報奨金制度を廃止	3/22 御津町・灘崎町と合併廃棄物完全受入処理開始
		空き缶・牛乳パック回収所、空き缶回収機(空かん鳥)での補助券交付を廃止	4/28～4/29 全国都市清掃会議中国・四国地区協議会総会が岡山市で開催される
		4/1 資源回収推進団体報奨金交付制度の1kg当たり交付金額を変更(6円→5円)	6/29 国連大学より岡山市域が「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する地域の拠点(RCE)に認定される
	4/1 産業廃棄物の一部受入開始		

年別	し尿	ごみ	一般
17	10/7 し尿処理手数料の生活扶助受給者への免除及び社会福祉事業を営んでいる者への減額廃止を告示(18年4月1日実施)	4/1 借上を改め委託とする 4/1 岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者表彰制度開始 9/1 市役所本庁舎・西大寺支所・一部のふれあいセンター及び公民館(15館)での資源化物(缶・びん)回収を開始(日曜日2回) 12/19 瀬戸町分可燃ごみ焼却開始	
18	4/1 し尿処理手数料の生活扶助受給者への免除及び社会福祉事業を営んでいる者への減額を廃止	3/17 山上最終処分場埋立完了 3/20 山上新最終処分場埋立開始 4/1 北、西大寺、富山、岡輝の4公民館で資源化物(缶・びん)回収を開始(15館から19館に) 4/1 粗大ごみ戸別収集の1度の申込個数を5個までから10個までに拡大 4/17 瀬戸町分可燃ごみ焼却 9/1 足守学区でペットボトルステーション回収開始	4/1 機構改革により部廃止環境調整課と環境規制課を統合し、環境保全課を置く合併浄化槽推進室を下水道局普及管理課から環境保全課へ移管 10/26 全国都市清掃会議中国・四国地区協議会実務研修会が岡山市で開催される
19	1/22 合併により瀬戸町1社建部町2社が許可を引き継ぎ、9社となる(内2社は岡山市と同一業者)	3/ 一般廃棄物処理基本計画策定 4/1 岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例施行 6/17 一斉ボランティア清掃開催 9/3 美化推進重点区域・路上喫煙制限区域が指定される 10/14 岡山市エコ・キッズフェア実施 10/18 環境消防水道委員会に家庭ごみ有料化についての市の案を公表 11/1 家庭ごみ有料化についてのパブリックコメントの実施・ホームページへの掲載 11/2 家庭ごみ有料化についてのアンケートの実施・発送 11/8 総合政策審議会環境安全部会にて意見聴取	1/22 瀬戸町・建部町と合併 5/ 環境ごみスクール開始
20		2/13 玉野市分可燃ごみ焼却 2/20 岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進研修会の開催 3/5 モデル地区として西大寺南地区でぎつがみの回収を開始	

年別	し尿	ごみ	一般
20	8/19 総合政策審議会岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会設置(「専門委員会」という)	<p>3/13～17 環境消防水道委員会にて審議・継続審議となる</p> <p>4/17 モデル地区として福島地区でざつがみの回収を開始</p> <p>4/28 第一藤田学区にて第1回目の説明会実施</p> <p>5/1 足守地区の焼却・埋立・資源化物収集について、条件付の一般競争入札を実施し、5年間の長期継続契約を締結</p> <p>6/23～24 環境消防水道委員会にて審議・2度目の継続審議となる</p> <p>7/22～25 合併地区での市民説明会実施</p> <p>8/28 環境消防水道委員会協議会にて一部条例改正の一部改正案提出</p> <p>9/12～16 環境消防水道委員会にて有料化が可決</p> <p>9/18 9月定例会議にて可決</p> <p>10/14～ 第2回目の説明会実施</p> <p>12/1 古紙・古布、ペットボトルの月2回収集及び「ざつがみ」回収を全市で実施</p>	
21	<p>3/ 一般廃棄物(生活排水)処理基本計画策定</p> <p>4/28 専門委員会から「平成21年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書」が提出される</p>	<p>1/15 有料化指定袋販売開始 減免措置受付開始</p> <p>1/23～31 事前無料指定袋セットの各戸配布</p> <p>2/1～ 家庭ごみ有料化制度スタート</p> <p>4/1 てんぷら油の回収を全市で実施</p> <p>8/1 減免措置受付</p> <p>9/26～10/31 家庭ごみ有料化実施後の市民報告会を開催</p> <p>10/1 美作市分災害ごみ(台風9号関係)焼却</p>	4/1 政令指定都市移行機構改革により西大寺生活環境センターを西大寺事業所として編入

年別	し尿	ごみ	一般
22	3/29 岡山県が「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」承認(第2次)	2/1 御津・灘崎・瀬戸地区有料指定袋統一 3/31 瀬戸グリーンセンター廃止	
	4/1 灘崎地区のし尿処理手数料を岡山市の料金に統一	6/1 食品発泡トレイ・蛍光灯の拠点回収を全市で実施	
	4/1 機構改革により一宮浄化センターを下水道局から環境局へ移管	7/15 草の無料化 超特小袋(50)導入	
23		4/1 岡南及び当新田環境センター焼却残渣のセメント原料化事業開始 5/1 粗大ごみインターネット受付開始 5/1 粗大ごみふれあい収集開始	1/26 第32回全国都市清掃会議研究・事例発表会が岡山市にて開催される 4/12 東日本大震災災害派遣(宮城県松島町・延べ18人) 8/15 精霊送り受付シルバー人材センター委託廃止
	3/2 岡山県が「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」の変更について承認	3/ 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定 3/21 西部リサイクルプラザ整備・運営事業建設工事請負本契約	
	4/1 瀬戸地区のし尿処理手数料を岡山市の料金に統一 4/1 旭西浄化センター汚水処理機能停止	3/31 御津・加茂川環境施設組合解散 5/1 可燃ごみ等ふれあい収集開始 8/31 旭川中部広域ごみ処理協議会解散	
25		4/1 ごみステーション等施設整備費補助金の対象を修繕、塗装まで拡大 資源化物コンテナ収納物置設置費補助金の対象を修繕、塗装まで拡大 5/1 足守地区の可燃・不燃・資源化物収集について、条件付の一般競争入札を実施し、5年間の長期継続契約を締結	
	6/5 岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会設置(「専門審議会」という。)		
	9/18 岡山県が「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」の変更について承認		
26	4/1 消費税の税率改定に伴いし尿処理手数料を改正定額制(人頭割1人月400円→410円)、再収集料金(人頭割1人月200円→205円)、特殊便槽料金1便槽1回につき450円→460円) 従量制(36ℓまでごとにつき450円→460円)	4/1 条例施行(犬・猫の死体1匹1,500円を1,540円に改定) 10/1 資源化物全品目月2回ステーション収集開始	10/1 機構改革により資源事業所を廃止 10/1 機構改革により新保資源選別所を廃止 12/28 粗大ストックヤードを廃止
	4/30 専門審議会から「平成26年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書」が提出される		

年別	し尿	ごみ	一般
27	12/17 一宮浄化センター施設改修工事着工	1/4 西部リユースぶらざ開館	4/1 機構改革により粗大事業所を廃止
		1/5 西部リサイクルプラザ稼働	
		1/5 小型家電の拠点回収開始	
	3/ 岡山ブロックごみ処理広域化基本計画策定		
	3/31 岡山市事業系一般廃棄物組成分調査		
12/25 岡山県が「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」承認(第3次)	4/1 旧粗大事業所収集地区につき粗大ごみ戸別収集の民間委託の開始		
	7/1 ごみステーション等管理資材費補助金		
	10/1 「家庭ごみ」ごみ減量・リサイクルガイド「ど～すりゃ～ええ？」を全面改定 市内全戸に郵送。		
28	2/1 (株)高松清掃のし尿収集部門が、(株)レコレテに集約化され、し尿の収集・運搬の許可業者は、8業者となる	4/1 トレイの拠点回収に食品トレイ(透明)を追加	3/27 岡山市生物多様性地域戦略作成
		4/1 廃乾電池にボタン電池、家庭用充電式電池を追加	4/1 機構改革により環境保全課環境情報センターを大気騒音係に統合
		4/1 「事業系ごみの出し方・分け方」ガイドを作成し約3万1千社に配布	5/2～23 熊本地震災害派遣(熊本市・先遣隊を含む延べ46人)
		4/1 東部クリーンセンター焼却残渣の一部セメント原料化事業開始	
		4/1 当新田環境センター長期包括運営業務委託開始	
		6/26 家庭の生ごみ削減のため「桃太郎のまち岡山コンポスト」(ダンボールコンポスト)事業を開始	
		9/1 ごみ分別アプリ(アプリケーションソフト)リリース	
29	3/ 岡山市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画策定	3/ 岡山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改訂	3/ 岡山市災害廃棄物処理計画策定
			4/1 機構改革により北・中・南区役所内に、環境事業課直轄のごみ対策班を設置 7/25～8/18 平成29年7月九州北部豪雨災害派遣(福岡県朝倉市・先遣隊を含む延べ40人)
30	6/7 岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会設置(「専門審議会」という。)	5/1 足守地区の可燃・不燃・資源化物収集について、条件付の一般競争入札を実施し、5年間の長期継続契約を締結(債務負担行為)	3/20 岡山市環境影響評価条例公布
	7/ 平成30年7月豪雨災害約1,400戸の冠水便槽の収集を実施	7/ 平成30年7月豪雨災害	4/1 機構改革により環境部と環境施設部の2部を設置
		10/1 可燃ごみ等ふれあい収集の対象を要介護3以上から要介護2以上に拡大	8/14～9/16 平成30年7月豪雨災害派遣(倉敷市・先遣隊を含む延べ119人) 10/25～26 全国都市清掃会議第4回理事会・秋季評議員会・臨時総会が岡山市にて開催される
31	3/18 専門審議会から「平成31年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書」が提出される	4/1 岡南環境センター夜間業務委託開始	3/1 燃料電池自動車を公用車に導入

年別	し尿	ごみ	一般
令和元	10/1 消費税の税率改定に伴うし尿処理手数料を改正 定額制(人頭割1人月410円→420円)、再収集料金(人頭割月205円→210円)、特殊便槽料金1便槽1回につき460円→470円) 従量制(36ℓまでごとにつき460円→470円)	6/1 可燃ごみふれあい収集の対象を要介護2以上から要介護1以上に拡大	
2	3/9 岡山県が「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」承認(第4次)	3/ 岡山市可燃ごみ広域処理施設整備基本計画 4/1 東部クリーンセンター長期包括運営業務委託開始	4/1 機構改革により環境保全課水質係を水質土壌係に名称変更 7/29 「世界首長誓約/日本」に署名 8/3 ~8/22 令和2年7月豪雨災害派遣(熊本県人吉市・先遣隊を含む22人)
3	6/16 一宮浄化センター施設改修工事完了	2/22 「家庭ごみ」ごみ減量・リサイクルガイド「ど～すりゃ～ええ？」を全面改定 市内全戸に配付。 4/1 スプレー缶の分別回収を開始 4/1 事業系一般廃棄物処理手数料の改正(10kgまでごとに130円→150円) 産業廃棄物処理手数料(市内)の改正(10kgまでごとに180円→210円) 10/16 岡山市初主催 河川敷一斉ボランティア清掃開始	2/2 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を岡山連携中枢都市圏の市町が共同発表
4	3/ 岡山市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画改訂	3/ 岡山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改訂 3/ 岡山市海洋プラスチックごみ対策アクションプラン策定	

事業概要（令和3年度）

令和3年12月刊行

編集刊行 岡山市環境局環境部環境企画総務課

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号

（TEL 086-803-1292）
